

# 日向市中心市街地活性化基本計画

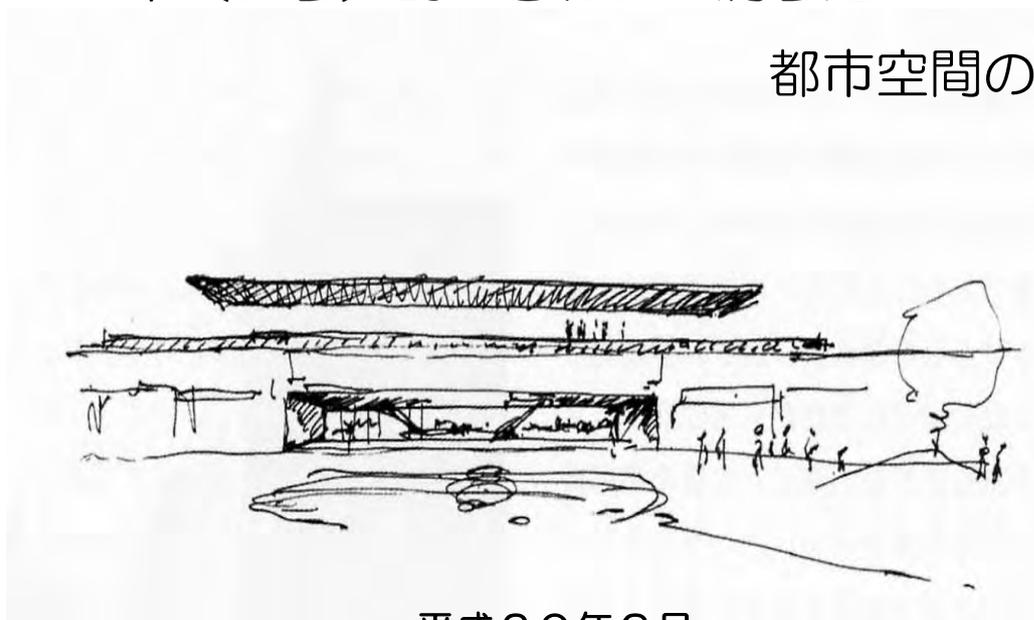
人が集い

人がふれあい

人が暮らす

市（いち）的にぎわいに満ちた

都市空間の形成



平成20年3月  
宮崎県日向市

平成20年 3 月12日認定  
平成21年 3 月27日変更  
平成21年 8 月 7 日変更  
平成22年 3 月23日変更  
平成23年 3 月31日変更  
平成25年 3 月29日変更

## 目 次

○基本計画の名称	・・・	1
○作成主体	・・・	1
○計画期間	・・・	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	・・・	1
[1]日向市及び中心市街地の概況	・・・	1
[2]旧中心市街地活性化基本計画の検証	・・・	4
[3]現状の把握・分析・検討	・・・	17
[4]中心市街地の活性化に関する基本的な方針	・・・	34
2. 中心市街地の位置及び区域	・・・	40
[1]位置	・・・	40
[2]区域	・・・	41
[3]中心市街地用件に適合していることの説明	・・・	42
3. 中心市街地の活性化の目標	・・・	46
[1]日向市中心市街地の活性化の目標	・・・	46
[2]計画期間の考え方	・・・	46
[3] 具体的な数値目標の考え方	・・・	47
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	・・・	56
[1]市街地の整備改善の必要性	・・・	56
[2]具体的事業の内容	・・・	57
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	・・・	61
[1]都市福利施設の整備の必要性	・・・	61
[2]具体的事業の内容	・・・	62
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	・・・	65
[1]街なか居住の推進の必要性	・・・	65
[2]具体的事業の内容	・・・	66

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の 活性化のための事業及び措置に関する事項	．．．	68
[1]商業の活性化の必要性	．．．	68
[2]具体的事業等の内容	．．．	69
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する 事項	．．．	78
[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	．．．	78
[2]具体的事業の内容	．．．	79
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する 事項	．．．	82
[1]市町村の推進体制の整備等	．．．	82
[2]中心市街地活性化協議会に関する事項	．．．	84
[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	．．．	87
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関 する事項	．．．	88
[1]都市機能の集積の促進の考え方	．．．	88
[2]都市計画手法の活用	．．．	88
[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	．．．	89
[4]都市機能の集積のための事業等	．．．	89
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	．．．	90
[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	．．．	90
[2]都市計画との調和	．．．	93
[3]その他の事項	．．．	94
12. 認定基準に適合していることの説明	．．．	95

- 基本計画の名称：日向市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：宮崎県 日向市
- 計画期間：平成 20 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月

## 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

### [1] 日向市及び中心市街地の概況

#### (1) 位置、気候

本市は宮崎県の北部、県都宮崎市から北へ 66km（車で約 1 時間 30 分、電車では約 50 分）に位置しており、尾鈴山系を南西に、日向灘を東に望み、東西 33km、南北 20km、約 336km<sup>2</sup>の面積を有している。

日豊海岸国定公園の南端に位置し、リアス式海岸と白砂青松の美しい砂浜からなる海岸線は、自然の織り成す芸術ともいえる景観を呈しており、西には遠く九州山地に連なる山々の雄大な景色を遠望することができる。市の南部には九州山地に源を発し日向入郷圏域を貫いて日向灘に注ぐ耳川が流れており、その河口には神武天皇お舟出の地（日本海軍発祥の地）とされる美々津港がある。

気候は温暖で、年間平均気温も約 17 度と降雪をみることはほとんどない。年間降水量は 2,000 mm を超えているが、一方で日照時間も 2,000 時間を超え、日本でも有数の快晴日数を誇っている。

#### (2) 人口

本市の人口は、平成 18 年 2 月、（旧）東郷町との合併により約 64,000 人となり県下第 4 位の人口規模となっている。（旧）日向市では過去 30 年以上に亘って約 60,000 人の人口を維持しており、北に位置する延岡市とともに県北の拠点都市として発展してきた。また、周辺地区を含む 1 市 2 町 2 村で形成される日向入郷圏域（日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村）の人口は約 95,000 人である。

#### (3) 産業

昭和 39 年日向・延岡新産業都市の指定を受けて以来、重要港湾細島港を中心に整備、開発が進められてきた。産業構成は第 1 次産業 2.87%、第 2 次産業 29.68%、第 3 次産業 67.44% となっており、第 2 次産業の従事者率は県内で最高水準を示している。特に細島臨海工業地帯においては製造業など 35 の企業が進出しており、宮崎県における唯一の港湾工業都市として発展してきた。また、平成 6 年には宮崎県北地方拠点都市地域の指定を受け、県北部都市拠点形成ゾーンとしての更なる発展が期待されている。



#### (4) 観光

日豊海岸国定公園の南端に位置する日向岬は、太平洋に突き出た小さな岬であり、70mの高さを誇る柱状節理の断崖に立つ「馬ヶ背」や「願いが叶うクルスの海」等の観光ポイントがある。また、「日本の渚百選」に選ばれ、サーフィンのメッカでもある「お倉ヶ浜」や「日本の快水浴場百選」に選定されている「伊勢ヶ浜」など4箇所の海水浴場を有している。

神武天皇お舟出の地として有名な美々津地区は、古来日向入郷圏域の物資の集散地として栄えた街であり、現在も石畳の道に面して土蔵づくりの白壁が並び歴史ある街並みが続く。近くには「道の駅日向」や「お舟出の湯」、オートキャンプ場などが整備された「日向サンパーク」がある。

東郷地区は歌人若山牧水の生誕の地であり、「若山牧水記念文学館」、「牧水公園」などを巡ることができる。若山牧水の命日である毎年9月には「牧水祭」が催されている。

本市の代表的な祭りとしては、様々なひょっとこの面をつけユーモラスな踊りが披露される「日向ひょっとこ夏祭り」(8月)や、県北三大祭りの1つである「日向十五夜祭り」(9月)、本市の特産であるはまぐり碁石と碁盤の感触を楽しむ「日向はまぐり碁石祭り」(10月)などが、毎年中心市街地で開催され多くの観光客を集めている。



馬ヶ背展望台



牧水公園



ひょっとこ夏祭り

#### (5) 交通

交通路としては、市街地を南北に縦断する JR 日豊本線と平行して国道 10 号が走っており、中心市街地において国道 10 号から分岐した国道 327 号が奥日向（美郷町・諸塚村・椎葉村）に向って伸びている。交通の要衝であり、天然の良港細島港を有しているため、古くから物資の集積地、海運の街としても栄えた土地柄である。



## (6) 中心市街地の概要

JR日向市駅を中心とする本市の中心市街地は歴史的、地理的な背景から日向入郷圏域（1市2町2村）の生活文化交流の拠点として発展してきた。交通の要衝でもあり、商業施設が集中し主な公共公益施設が存在することから、経済や交通、情報、文化などの各分野において圏域の中心的な役割を果たしてきたといえる。しかし、急速な社会構造の変革や都市基盤整備の遅れから定住人口の減少を招き、さらに相次ぐ郊外型大型店の進出による核店舗の閉鎖、撤退などにより空店舗や低未利用地が増加するなど中心市街地の活力は失われてきた。また、JR日豊本線により東西に分断された街は一体的な土地利用ができず、踏切部での慢性的な交通渋滞は都市活動の大きな障害となるなど、機能的にも中心市街地は衰退してきた。

本市では、平成6年9月宮崎県北地方拠点都市地域の指定を受け「市（いち）的にぎわいに満ちた市街地の整備と、楽しみや学びのための都市機能の集積」を目標として、日向市駅を中心とする約97haを「日向市生活・文化交流拠点地区」に位置づけた。さらに、平成11年1月には中心部の50.6haを中心市街地活性化区域と位置づけ、旧法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を公表し、都市基盤整備などの各種事業に取り組んでいるところである。

### 【歴史的背景】

本市の大半が江戸時代は天領であり、日田におかれた西国郡代により支配されていた。1737年日田代官の出張所である手代陣屋が富高新町（現中心市街地）に置かれ日向国内の幕府領を差配している。陣屋跡は現日向市役所近接地に現存しており、江戸期においても圏域の政治的、文化的な中心地であった。大正10年鉄道の開通に伴い、この地に国鉄日豊本線富高駅が開業したことにより商業的にも飛躍をとげた。国・県関係の公共機関はそのほとんどがこの地に集まり、昭和26年の町村合併により日向市が誕生したときも市庁舎がおかれている。このように永年に亘って圏域の中心的な役割を担ってきた街である。

### 【地理的背景】

本市を中心とした生活圏域を日向入郷圏域といい、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の1市2町2村からなっている。面積は1,629.28km<sup>2</sup>でこれは香川県の面積に匹敵し、宮崎県全体の25.7%を占める。人口は約95,000人となっており県人口の8.3%程である。地勢からみると、平野部と呼べる部分は日向市、門川町に若干見られる程度でその殆どが山地で占められている。

本市の北方に位置する門川町を除いて、他の町村は市南部において日向灘にそそぐ耳川の流域に点在している。産物の搬出、生活物資の搬入は、古くは高瀬舟を使った耳川の水運、あるいは富高新町（現中心市街地）を起点として東郷、神門、米良を経て熊本県人吉に通ずる米良街道にたよった。明治期以降陸路が整備され馬車やトラックによる輸送手段が多用されるようになると、宮崎県を南北に縦断する唯一の基幹道路である国道10号から分岐し、圏域に入る殆ど唯一の幹線道路である国道327号をたどることになる。また、海の玄関口である細島港への臨港線（細島線）も富高駅から分岐し、道路もこの地において国道に合流する交通の結節点であり、交通の要衝であった。人も物も情報も全てがここから運ばれ、ここに集まってくる。このように入郷地域の山の文化（森林文化）と海の文化（黒潮文化）が交わる所、まさに圏域の交流拠点であった。

## [2] 旧中心市街地活性化基本計画の検証

### (1) 旧中心市街地活性化基本計画策定の経緯

本市の中心市街地は、幕領時代より約 300 年近くに亘って圏域の中心、交流の拠点としての役割を果たしてきた。しかし、昭和 50 年代以降居住者の核家族化、商店主の郊外移住などの影響により中心市街地の人口は大きく減少し（昭和 50 年と平成 2 年の比較で約 47%減）空洞化が進んだ。また、モータリゼーションの進展、消費者ニーズの変化などにより消費者は中心市街地から離れていった。特に、郊外型の大型店の進出が原因と考えられる核店舗の撤退が始まった平成 7 年以降、中心市街地への来街者数は急速に減少し、街の賑わいは絶えシャッター通りと化した。

このような状況のなか、市では商業分野で平成 3 年度から、市街地整備では平成 4 年度から各種調査（下表参照）に入り中心市街地活性化の方向性を模索した。また、中心市街地の再生を図るための体制作りとして、平成 7 年度に市街地再開発事業推進室、平成 8 年度には市街地開発課を設け中心市街地の整備、活性化に取り組んだ。平成 10 年度には「个性的で魅力あふれる地域の顔にふさわしい中心市街地の再構築を図るため、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進する」ことを目的として、『日向市中心市街地活性化基本計画』（以下「旧基本計画」という）を策定した。

□日向市中心市街地活性化事業に係わる調査等の実績

	商業近代化事業 中心市街地活性化事業	日向市駅周辺 土地区画整理事業	日向地区 連続立体交差事業	街なか生活・交流拠点づく り事業
平成 3 年度	日向市特定商業集積整備 基本構想調査			
平成 4 年度	日向市特定商業集積整備 基本構想調査（2次）		日向市踏切交通遮断時間・ 交通量調査	
平成 5 年度	日向市特定商業集積整備 基本構想調査（3次）	日向市駅周辺市街地整備 構想策定調査		
平成 6 年度		日向市駅周辺市街地整備 計画策定調査	日向地区連続立体交差事業 基礎調査	
平成 7 年度	日向市特定商業集積整備 基本構想調査		連続立体交差事業 現況測量、地質調査	
平成 8 年度	基本構想（案）協議、調 整	日向市駅周辺 土地区画整理事業 B 調査	日向地区連続立体交差事業 基本設計調査	日向市生活・文化交流拠点 整備基本構想策定調査
平成 9 年度	基本構想の知事承認	日向市駅周辺 土地区画整理事業 C 調査	日向地区連続立体交差事業 概略設計調査	日向市生活・文化交流拠点 総合計画策定調査
平成 10 年度	<b>日向市中心市街地活性化 基本計画の策定</b>	・土地区画整理事業採択 ・街なか再生事業採択	日向地区 連続立体交差事業調査	日向市街なか魅力拠点整備 計画策定調査

## (2) 旧基本計画の概要

旧基本計画では、本市の中心市街地を「日向入郷圏域における生活・文化の交流拠点」として位置づけ、街なかの賑わい、活力の再生を図ることを目指した。最も重要なテーマは「いかにして街の中心に人を集めるか」である。人の集まる仕掛けとしては、交通体系を再編することによるものとして、1) 人を集める仕掛け、2) 街を人が回遊する仕掛け、3) 街に人を滞留させる仕掛け、という3つの仕掛け、さらに、街なかの魅力ある拠点作りが必要となることから、機能更新・再編による仕掛けなど4つ、合計7つの仕掛けを設定した(下表参照)。仕掛けを整備する方策として23のまちづくりメニューを設け、メニューを達成するために31の事業に取り組むことにした。特に4つの根幹事業(商業集積事業、土地区画整理事業、連続立体交差事業、交流拠点整備事業)を同時に進行することとし、まちづくりの総合的な進捗を図ることにした。

旧基本計画における仕掛け・メニュー及び実施事業

	テーマ	メニュー	実施事業
人の集まる仕掛けの整備 (交通基盤体系再編による対応)	人を集める仕掛け	広域交通ネットワークとの直結	<b>実施事業</b> 市街地の整備改善に関する事業 日向市駅周辺土地区画整理事業 日向地区連続立体交差事業 富高庄手通線街路事業 高砂通線街路事業 駅北通線街路事業 駐車場整備事業 交通センター整備事業 21世紀プラザ事業(交流拠点整備事業) 商業活性化に関する事業(TMO 構想記載事業) 都町店舗集団化事業 上町店舗集団化事業(1)、(2) 本町店舗集団化事業 上町集積地区整備事業 本町集積地区整備事業 街路空間整備事業(1)~(4) 共同駐車場整備事業(商店街、街区、高架下) 日向市商店会総合事務所整備事業 テナントミックス事業 チャレンジショップ事業 情報発信事業 活動支援事業 優良建築物賞事業 維持管理・清掃事業 駐車場運営ソフト事業 パソコンネットワーク事業 カード化事業
		中心市街地へのアクセス性の強化	
		交通結節性の強化	
	まちを人が回遊する仕掛け	車系による移動	
		公共交通系による移動	
		自転車による移動	
	まちに人を滞留させる仕掛け	徒歩による移動	
		車系	
		公共交通系	
		自転車	
魅力拠点の整備 (都市機能更新等による対応)	機能更新・再編による仕掛け	人(徒歩)	
		活動系	
		景観系	
		中心商業機能の再編	
既存機能の活用再生による仕掛け	生活文化交流系機能の導入・強化		
	福祉系機能の導入・強化		
	業務系・商業系の複合機能の導入		
街に住む人を増やす仕掛け	歴史文化系機能の活用		
	景観系機能の活用		
面的広がりを持つ魅力地区への誘導	自然緑地系の活用		
	居住環境条件の改善		
		良質な都心住宅の供給	
		地区計画等ソフト的な施策	

### (3) 各種事業の実施状況

本市の中心市街地は、前述のとおり大正 10 年の鉄道開通を契機に発展してきた街である。古い商店街を集約化し新しい形態を整えるため、4 つの根幹事業（連続立体交差事業、土地区画整理事業、交流拠点整備事業、商業集積事業）を同時に推進してきた。旧計画策定後 8 年を経過し、連続立体交差事業は収束段階を迎えているが他の 3 事業は事業途中である。活性化を実現するためにはいっそうの事業進捗を図る必要がある。

#### ①連続立体交差事業

事業名	日向地区連続立体交差事業
実施主体	宮崎県
実施年度	平成 10 年度～平成 20 年度（事業実施中）
進捗状況	平成 10 年度事業認可、平成 14 年度工事着手、平成 18 年 12 月高架化完成新駅開業。
事業目的	交通渋滞や踏切事故の解消、東西市街地の一体化を図ることにより、交通の安全性や土地の利用を高め、新たな街のコミュニティスペースを創出する。
事業概要	<p>JR 日豊本線の日向市駅を中心とする約 1.7km 区間を高架化することにより、慢性的な交通渋滞の解消や交通の安全性を高め、中心市街地へのアクセス性の強化を図った。また、中心市街地の総合的な発展を図るため、鉄道により分断された中心市街地の一体的な整備が可能となった。</p> <p>施工区間延長（事業区間 L=2.07 km、高架区間 L=1.67 km）          総事業費 約 90 億円          整備内容 踏切除去 3 箇所、交差道路 9 路線（うち都市計画道路 4 路線）</p> 
評価	鉄道高架に併せた踏切の撤去により恒常的な東西の交通渋滞が解消された。新駅舎は耳川流域産の杉材をふんだんに用いた圏域の顔にふさわしい景観を有しており、中心市街地活性化のシンボルとなる施設が完成した。
今後の課題	高架切替、新駅開業に伴い、駅周辺施設、交差道路等の整備を行い早期の事業完了が求められている。

#### 関連するソフト事業

事業名	実施主体 (実施年度)	事業内容	評価
日向地区鉄道高架・駅舎デザイン検討委員会	宮崎県 (平成 10～12 年度)	連続立体交差事業の高架施設、駅施設等のデザイン方針の検討を実施した。	特徴的なデザイン採用に貢献した。
日向地区都市デザイン会議	宮崎県 (平成 12 年度～)	高架インフラ、駅舎デザイン、駅周辺空間のデザインの検討を実施した。	駅周辺施設を含めた都市景観の構築に貢献した。

②土地区画整理事業

事業名	日向市駅周辺土地区画整理事業
実施主体	施行者 日向市
実施年度	平成 11 年度～平成 25 年度
進捗状況	事業進捗率 25.7% (事業費ベース)、仮換地指定 (1 工区 A=12.0ha) 68.2%、関連事業である連続立体交差事業及び商業集積事業と同時施行しており一体的な整備を行っている。
事業目的	日向入郷圏域の「顔」として交通基盤の整備や土地の高度利用の促進を図り賑わいのある中心市街地の再生を目指す。
事業概要	<p>都市基盤整備により中心市街地へのアクセス性を高めるとともに、公共公益施設、生活サービス施設等の誘導による多様な交流を促進して、街なかの再生を図る。また、鉄道高架化事業や商業集積整備事業等の基盤事業として鉄道用地、商業用地の確保集約を行った。</p> <p>施行面積 A=17.6 ha (第 1 工区：12.0ha、第 2 工区：5.6ha)                  総事業費 26,710,000 千円                  整備内容 都市計画道路(6 路線)L=1,536m、区画道路L=3,004m                  駅前広場(東西 2 箇所)A=9,530 m<sup>2</sup>、広場公園(5 箇所)A=6,000 m<sup>2</sup></p> 
評価	連続立体交差事業の用地確保がスムーズに行われることにより、事業の早期完成に貢献した。商業集積事業では土地を集約することにより事業進捗に貢献した。
今後の課題	商業集積事業と一体となった事業推進を行うことから、商業計画等との調整を図り事業の円滑な進捗が求められる。

関連するソフト事業

事業名	実施主体 (実施年度)	事業内容	評価
日向市駅周辺まちづくり研究会	日向市 (平成 8 年度)	中心市街地の将来像の検討を実施した。	整備方針の決定に貢献した。
日向市駅周辺まちづくり委員会	日向市 (平成 9 年度)	中心市街地の整備方針の検討及び日向市駅周辺整備計画の策定。	基本的な整備計画を策定した。
日向市街なか魅力拠点整備検討委員会	日向市 (平成 10～11 年度)	中心市街地都市デザイン計画、公共空間の景観形成、民有空間景観誘導の検討。	都市景観形成の方針決定に貢献した。
日向市街なか魅力再生検討委員会	日向市 (平成 12 年度)	顔づくり事業基本計画、まちなみ景観の検討。	景観形成の方針決定に貢献した。
日向市駅周辺道路設計ワーキング部会	日向市 (平成 13 年度)	駅周辺道路デザイン計画、ストリートファニチャー等の検討。	駅周辺施設のデザイン決定に貢献した。
日向市駅周辺地区ふるさとの顔づくり委員会	日向市 (平成 14 年度)	景観形成方策、地区計画原案の検討。	具体的な景観形成の方策、地区計画づくりに貢献した。
日向市駅周辺地区駅前広場整備検討委員会	日向市 (平成 15～17 年度)	日向市駅東西駅前広場、交流広場公園の実施計画の策定。	駅前広場等の整備方針、デザインの決定に貢献した。

③街なか生活・文化交流拠点整備事業

事業名	交流拠点施設整備事業
実施主体	日向市・日向商工会議所
実施年度	平成 18～平成 23 年度
進捗状況	東口駅前広場、東口キャノピー、地域情報センター、多目的トイレ及び市民交流プラザが完成し供用開始している。
事業目的	「商遊学住の魅せるまちづくり」の実現に向けて、街なか生活・文化交流拠点整備による賑わい空間の創出を目指す。
事業概要	<p>本市では中心市街地のコンセプトである「商遊学住の魅せるまちづくり」の実現に向けて、日向市駅周辺の約 11ha を交流拠点地域として位置づけている。この地域において、日向市駅鉄道高架下空間及び東西駅前広場、交流拠点広場、野外ステージ、公共駐車場、駅前通線、交流通り、そして教養文化施設「市民交流プラザ」を備えた日向商工会館等を整備し、これらの施設が一体となって賑わいの空間を創出することにより「街なか生活・文化交流」を推進しようとする事業である。</p> <p>施行面積 A＝約 11 ha          施行期間 平成 14 年度～平成 23 年度          整備内容 東西駅前広場A＝9,530 m<sup>2</sup>、交流拠点広場A＝3,400 m<sup>2</sup>          キャンピアー、野外ステージ、公共駐車場、多目的トイレ          高架下施設（観光案内所、物産館、市民ギャラリー等）</p> 
評価	東口駅前広場を使用したイベントの開催など、街なかの賑わい創出に貢献しつつある。
今後の課題	賑わい空間の創出を推進するため、西口駅前広場、交流拠点広場、野外ステージ、公共駐車場等の交流拠点施設の整備を急ぐ必要がある。
事業名	③-1 東口駅前広場、東口キャノピー整備事業（交流拠点施設整備事業）
実施主体	日向市
実施年度	平成 18 年度
進捗状況	平成 18 年 12 月完成。新駅開業と同時に供用開始した。
事業目的	広域交通拠点としての東口駅前広場を整備し、基幹幹線道路、重要港湾細島港とのアクセス性の増進及び、公共交通機関の結節点としての機能を強化し圏域の玄関口としての利便性の向上を図る。
事業概要	<p>整備内容 東口駅前広場A＝5,300 m<sup>2</sup>、ファニチャー、植栽等          キャンピアー L＝63m、バスキャンピアー</p> 
評価	東口駅前広場の完成により路線バスの乗り入れ、鉄道利用者の送迎等、使用者の利便性は大幅に向上している。また、キャンピアー下空間を含めて駅前広場を利用したイベントも開催され街なかの賑わい創出に貢献している。
今後の課題	西口駅前広場、交流拠点広場等の整備を急ぎ、駅を中心とした一体的な利用を可能にする。

事業名	③-2 地域情報センターまちの駅とみたか及び多目的トイレ整備事業（交流拠点施設整備事業）
実施主体	日向市
実施年度	平成 18 年度
進捗状況	平成 19 年 3 月完成。4 月 1 日より供用開始した。
事業目的	圏域の観光案内や農林水産物の販売等地域情報の発信基地として機能させるための地域情報センター及び多目的トイレを整備し、来街者や駅利用者の利便性を向上させる。
事業概要	<p>整備内容 地域情報センター A=248 ㎡、多目的トイレ（オストメイト対応） A=117 ㎡</p>  
評価	地域情報センターまちの駅とみたかには観光案内所を併設しており市外、県外からのお客様から好評を得ている。多目的トイレとともに駅利用者の利便性が向上した。
今後の課題	西口駅前広場を整備し一体的な利用を図るとともに、物産販売等の機能を充実させていく必要がある。
事業名	③-3 市民交流プラザ整備事業（交流拠点施設整備事業、日向商工会議所教養文化施設）
実施主体	日向商工会議所
実施年度	平成 18 年度
進捗状況	平成 19 年 1 月完成。2 月 1 日より供用開始した。
事業目的	日向商工会館は、商工会議所機能と教養文化機能を併せ持つ施設として建設し、野外ステージや交流拠点広場及び高架下施設と一体的な利活用を図ることで、より効果的な交流空間を創出する。
事業概要	<p>新たな市民の交流拠点を担う教養文化機能を整備するため、日向商工会館の建替えに併せ 1 階部分に「市民交流プラザ」を設置した。この「市民交流プラザ」は、イベント開催やカルチャー教室、会議場など多面的な機能を備えており、日向入郷圏域や地域住民、商業者、NPO等の活動の場として機能させていく。</p> <p>整備内容 多目的ホールA=144.0 ㎡、コミュニティホール(4 室) A=119.65 ㎡ 子育て支援センターA=25.0 ㎡、中会議室A=66.0 ㎡、駐車場等</p> <p>制度事業 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業（経済産業省）</p>   <p>日向商工会館教養文化施設「市民交流プラザ」</p>
評価	来街者の休憩所、会議室として幅広く市民に活用されている。まちかど交流クラブ「きてん」や子育て支援活動を行っているNPOによる子育て支援センターも併設されており、来街会場の増大につながっている。
今後の課題	施設本来の機能を発揮するには、隣接して整備を予定している野外ステージや交流拠点広場及び西口駅前広場、高架下施設との一体的な活用が不可欠であり、それらの施設整備が急がれる。

関連するソフト事業

事業名	実施主体 (実施年度)	事業内容	評価
21世紀プラザ 整備検討会	日向市 (平成8～9年度)	21世紀プラザの導入可能施設の検討、整備・ 管理主体の検討。	活性化の中核施設 の実現性、効果の 検討がなされた。
日向市生活・文化 交流拠点地区整備 推進委員会	日向市 (平成10～11年度)	日向市生活文化交流拠点総合計画に基づいた 整備手法や実施計画等の事務を協議した。	生活文化交流拠点 の整備計画の検討 がなされた。
日向市駅周辺街な か交流拠点整備検 討委員会	日向市 (平成13年度)	交流拠点形成のための機能導入及び管理運営 の提案、その他街なか交流に係わる事項につ いて検討した。	街の使い方を検討 し、必要な施設の 決定に貢献した。

④中心市街地商業集積整備事業

平成11年1月に公表した旧中心市街地活性化基本計画を受け、平成12年3月には日向商工会議所内にTMOである「ひゅうがまちづくり機関」を置き、TMO構想を策定した。以降実施事業については、TMO計画を策定し事業の実施を推進してきた。

事業名	中心市街地商業集積整備事業
実施主体	商店街振興組合等
実施年度	平成14年度～実施中
進捗状況	中小企業小売業店舗集約化事業、中小企業小売商業集積区域整備事業等により、3街区が完成した。
事業目的	「商遊学住の魅せるまちづくり」の実現に向け、日向入郷圏域の「顔」にふさわしい魅力的な商業機能の充実やアメニティ機能の強化を図りつつ、地域商業の活性化と都市環境の整備を目指す。
事業概要	平成14年度 十街区パティオ事業（中小企業小売業店舗集約化事業） 平成15年度～ 上町地区集積区域整備事業（中小企業小売商業集積区域整備事業） ・平成15年度 駅前8街区リーフギャラリー ・平成16年度 モビール13 ・平成17年度～ 個別店舗整備
評価	土地区画整理事業と一体となった商業集積事業により現在までに駅前の3街区が完成した。若干ではあるが歩行者数も増加の傾向にあり、賑わいの創出に貢献している。
今後の課題	今後は県道西側の3街区及びその他の残事業を進め一体的な商店街の形成を急ぐ必要がある。

関連するソフト事業

事業名	実施主体 (実施年度)	事業内容	評価
日向市特定商業 集積整備基本構 想策定委員会	日向市 (平成9年度)	商業振興に関する基本的方針、商業集積事業の 基本構想を策定した。	商業集積事業の 方針決定に貢献 した。
宮崎県中心市街 地商業活性化基 金事業	日向商工会議所 (平成11年度)	コンセンサス形成事業の一環として広範囲で の消費者を対象としたアンケート調査を行い、 その結果をTMO構想に反映させた。	消費者ニーズに 沿った計画づく りが行われた。
日向商業タウン マネージメント 構想策定事業	日向商工会議所 (平成11年度)	中心市街地活性化基本計画に基づき、TMOの 具体的役割を明確化し、行政と民間が一体とな った中心市街地全体の活性化に向けたタウン マネージメントの方針を示した。	TMO構想を明 確にしたことに より、計画策定 に寄与した。
日向商業タウン マネージメント 計画策定事業	ひゅうがまちづくり 機関 (平成12～13年度)	TMO構想を基に十街区パティオ事業計画、上 町地区集積区域整備事業計画を策定した。魅力 的な商業集積街区形成の事業計画を策定した。	具体的なまちづ くりプランの決 定に貢献した。
日向市駅周辺福 祉のまちづくり モデル地区整備 計画検討委員会	日向市 (平成13年度)	障がい者や高齢者等が自由に行動し、地域社会 で快適に暮らせる「福祉のまちづくり」を推進 するため、日向市駅周辺地区をモデル地区とし て基本計画及び具体的施策を策定した。	福祉バスの運行 などの社会参加 支援に貢献した
宮崎県中心市街 地商業活性化基 金事業	ひゅうがまちづくり 機関 (平成15年度)	事業者のアンケート調査を実施し今後のまち づくりへの共通認識づくり及び対策を検討し た。	事業者の共通認 識づくり、まち づくりの方向性 に寄与した。

事業名	④-1十街区パティオ事業（集団化事業、リノベーション補助事業）
実施主体	ひょうが十街区協同組合（5名）
実施年度	平成14年度

進捗状況	完成
------	----

事業目的	都市基盤整備と合わせた魅力ある商業核づくり
------	-----------------------

「生活価値創造の場を提供するパティオ」をコンセプトとし、街区の基本的ルールをつくり5店舗の集団化を行った。事業参画希望者の店舗配置は、土地区画整理事業の換地手法を活用したものである。駐車場は駐車機能に加えて、イベント広場的な機能も持たせ、賑わいの創出を目指している。さらに隣接する市道は歩行者優先街路として一体的な機能を持つ共同施設として同等の整備をした。

整備内容 パティオ A=495.3㎡、駐車場（28台）A=670.3㎡



■施設概要

□店舗 4棟	鉄骨2階建	4棟
	延床面積	2507.2㎡
□パティオ	自然石舗装	495.0㎡
□駐車場	自然石舗装	670.3㎡
□モニュメント		1基
□外灯	ポール灯(2灯式)3基	
	埋設灯	1灯
□その他	植栽	多数



企業名	代表者名	事業内容
玉屋守具	自西謙一郎	道具・インテリア
大華	福川康彦	化粧品・エステ
日興パナカ	日興光昭	靴・化粧品・雑貨店
パルム	飯塚隆二	美容
ラーズ	藤野内幸子	ブティック



評価	中心市街地における商業核づくりのリーディングプロジェクトの役割を果たした。オープンスペースとしてパティオ・駐車場を整備することにより来街者の利便性が向上し、新たな街なかイベントの開発運営につながっている。
----	--

今後の課題	パティオを利用した新しいイベントの開発等による賑わいの再生と集客力の強化。各店舗毎の品揃えの特化、差別化によるパティオ全体の独自性の強化。
-------	---

事業名	④-2 商業集積区域整備事業（集積区域整備事業、リノベーション補助事業）
実施主体	上町商店街振興組合（組合員数 65 名）
実施年度	平成 15 年度～実施中
進捗状況	2 街区完成、その他個別整備 3 件完成
事業目的	集積に伴う協調建替え、街区協議等によるコンセプトの共有。一体となった商店街づくり。

④-2-1 駅前 8 街区リーフギャラリー

- ・ 施行年度 平成 15 年度 ・ 実施者 8 名
- ・ 整備内容 8 店舗、共同駐車場 584 m<sup>2</sup> (21 台)
- ・ 総事業費 237,236 千円
- ・ 店舗のギャラリー化と共同駐車場の整備により個性的な駅前交流ゾーンの創出
- ・ 路地の有効活用や協調建替による魅力的な空間の創出
- ・ 集客力の高い専門店の集積。



駅前8街区「リーフギャラリー」 <<5年後の夢を語ろう>>

計画平面図

店名	代表者	業種
フジヤカメヲ	熊神 謙治	カメラ、スジメ
靴のタムラ	田村 健誠	靴
抽田スポーツ	中 原 俊	スポーツ用品
熊本屋ふとん店	熊本 豊 夫	寝具、インテリア
エトワール	尾 崎 美 幸	宝飾
バック	口 寺 隆 秀	結婚衣装、ドレス
上瀬ガーテン	藤 田 業	花嫁衣装
昔	神 甲 慶 成	和服店

各店舗立地図

各店舗写真

参加者

開業 11月5日(2楼)

事業概要

④-2-2 モビル13

- ・ 施行年度 平成 16 年度 ・ 実施者 7 名
- ・ 整備内容 7 店舗 ・ 総事業費 262,918 千円
- ・ 「木のぬくもりと学生のあふれるまちづくり」を街区コンセプトに 7 店舗が商業集積
- ・ 学生をターゲットとする業種を集積し利用客の利便性を向上
- ・ 隣接する商業集積街区との相乗効果（回遊性の向上）
- ・ 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進



moBile 13 ~木のぬくもりと学生あふれるまち~

21世紀プラザ

◆事業名：商業集積区域整備事業  
◆事業主体：上町商店街振興組合  
◆実施主体：13街区まちづくり会

店名	代表者	業種
岩野専政	岩野 孝一	家庭教師
村 昌 彦	村 昌彦	結婚・文藝系小売業
ひばりが屋	野田 通純	フルーツ販売
まごころ堂	中山 啓子	飲食店
村 裕 謙	高橋 正志	書籍販売
望月倉庫	高木 正	飲食店（販売・研修）
方々町	藤原 健士	学生衣装・衣類販売

2016年2月

【木のぬくもりと学生あふれるまち】

1. 13街区の商業集積と回遊性の向上を図る

2. 商業集積による回遊性の向上を図る

3. 学生をターゲットとする業種を集積し利用客の利便性を向上

4. 隣接する商業集積街区との相乗効果（回遊性の向上）

5. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

6. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

7. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

8. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

9. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

10. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

11. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

12. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

13. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

14. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

15. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

16. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

17. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

18. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

19. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

20. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

21. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

22. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

23. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

24. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

25. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

26. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

27. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

28. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

29. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

30. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

31. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

32. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

33. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

34. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

35. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

36. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

37. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

38. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

39. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

40. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

41. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

42. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

43. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

44. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

45. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

46. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

47. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

48. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

49. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

50. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

51. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

52. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

53. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

54. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

55. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

56. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

57. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

58. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

59. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

60. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

61. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

62. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

63. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

64. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

65. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

66. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

67. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

68. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

69. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

70. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

71. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

72. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

73. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

74. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

75. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

76. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

77. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

78. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

79. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

80. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

81. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

82. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

83. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

84. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

85. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

86. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

87. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

88. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

89. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

90. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

91. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

92. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

93. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

94. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

95. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

96. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

97. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

98. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

99. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

100. 7 店舗すべてを住居併用型店舗とし商業者の街なか居住を推進

評価	土地区画整理事業の換地手法や誘致活動による地区内外から関連業種を集積したことにより、街区の集客力を高める効果があり街の賑わいの再生に貢献している。店舗併用住宅を推進し商業者の街なか居住が進んでいる。
今後の課題	各店舗の専門店としての特化、差別化の追求。商店街として研修会開催など個店のレベルアップにつながるソフト事業の展開。

その他のソフト事業

事業名	実施主体 (実施年度)	事業内容	評価
商店街等活性化 先進事業	ひゅうがまちづくり 機関 (平成 12～13 年度)	中心市街地の再生を目的としたソフト事業の実験的事業として、空き店舗を活用した市民参加型のイベントやチャレンジショップ事業、高齢者・環境問題を考慮したまちかど交流くらの運営に取り組んだ。	空き店舗対策には貢献したが、チャレンジショップの増店ができれば効果が増したものと考えられる。
空き店舗対策事業	ひゅうがまちづくり 機関 (平成 14～16 年度)	空き店舗を利用したインターネットカフェ、健康機器を常設した市民の憩いの場としてのまちかど交流くらぶ「きてん」を継続運営した。さらに、NPO法人と連携して子育て支援センターを開設した。	子育て支援センターの開設により利用者の年齢層が広がり中心市街地の集客増に貢献した。
商店街活性化戦略支援事業	上町商店街振興組合 (平成 15 年度)	8 街区のオープンに合わせ、パラソル及びプランターを設置し、共同駐車場や店舗前歩行空間を活用した共同イベントを開催し、賑わいづくりに取り組んだ。	親しみのある空間づくり、集客イベントの開催に貢献した。
商店街活性化戦略支援事業	上町商店街振興組合 (平成 16 年度)	13 街区の区画街路のグレードアップとして透水性舗装及び壁面照明を設置した。また、オープンに合わせ、高校生による物産展などのイベントを開催した。	コンセプトにあった空間づくり、PRに貢献した。

#### (4) 旧中心市街地活性化基本計画の評価

旧基本計画策定から 8 年を経過しているが事業の経過、現在の状況を項目別にまとめると次のようになる。

##### 1) 旧基本計画での取組

###### ①都市基盤の整備

当区域内の道路は、歩道もなく幅員狭小の上通行量が多く交通弱者が安心して通行できない状況であった。生活環境的にも良好な状態とはいえ、特に街なかを南北に縦断する JR 日豊本線による恒常的な交通渋滞や東西市街地の一体的な土地利用の阻害などは、街の衰退の大きな要因となっていた。

このようななかで、平成 18 年 12 月に鉄道の高架化が完了したことによって、これらの要因が取り除かれたことは大きな成果であると考えられる。特にまちづくりのシンボルと位置づけられる新日向市駅舎が全国的にも注目される仕様、デザインで完成したことは高く評価できる。

区域内の道路等の公共施設は、土地区画整理事業で整備を行っており、徐々に改善が進んでいるが、商業計画や建物移転等の進捗に併せた整備となるため満足のいく進捗状況には至っていない。中心市街地の活性化のためには、これら公共施設の早期の整備改善が必要であるが、昨今の市の財政状況を考えればなお相当の時間を要するものと思われる。活性化のためには全ての事業が急務ではあるが、今後は実施事業のプライオリティの選択がより重要になる。活性化のために本当に急ぐべき事業から実施して行くという姿勢が必要である。

## ②商業機能の再生

中心市街地の商店街においては、旧基本計画に基づき土地区画整理事業とあわせた中心市街地商業集積整備事業に取り組んでいる。現在までに「ひゅうが十街区パティオ」など3街区の再編が完了し、新しい商店街を形成しつつあることは一定の成果といえる。しかし、現時点においては計画の30%程度が完成したに過ぎず、全体として街の賑わいや集客力の回復にまでは至っていない。但し、事業を推進する過程で各街区が街区協議会を立上げ、それぞれ100回を越す会合を持ち、自らの「まち」のルール、使い方等を話し合ってきた。そのなかで商業者自身のまちづくりに対する情熱や「まち」に対する想いが培われ、そのことが商業者自身で行うイベントや様々な活動につながっている。これは高く評価できることであり、今後も継続していく必要がある。

中心市街地全体の活性化のためには、街なかへの集客や商業施設間の回遊性が必要であることはいうまでもないが、そのためには各個店が消費者にとって魅力的であらねばならない。今後は大型店にないきめ細かいサービスや、この街でしか買えない商品の開発等街全体の付加価値を上げる努力が必要である。

## ③街なか居住の推進

中心市街地内の居住人口は、数字上からは依然として若干の減少となっているが、平成12年以降の減少分には土地区画整理事業の進捗に伴う移転者が含まれており、全体としては下げ止まりの状況にあるものと判断できる。街なかの活力向上のためには人口増が不可欠であり、旧基本計画でも人口の増加対策に取り組んできた。

商業集積事業では商業者自らが店舗併用住宅による街なか居住を進めている。また、平成18年12月の鉄道高架化の完成、土地区画整理事業の進捗などにより、居住条件は改善されてきており民間事業者による居住施設建設計画が誘発されてきている。

高齢者向けマンションや高層マンションの建設計画が動き始めているなど区域内の居住人口は増加の方向に動きつつある。今後も居住施設に対する支援策の整備等を含めて積極的に街なか居住を推進する必要がある。

## 2) 旧基本計画を推進する取組

### ①公民協働のまちづくり

居住人口の減少や空き店舗の増加によって商店会組織をはじめとする地域コミュニティの希薄化が中心市街地の衰退の一因となっており、関係機関団体における連携を図ることが困難な状況であった。中心市街地の再生を図る上で個々の店舗による活性化は難しく、組織の強化や各団体の連携による事業推進が必要であった。

このようなことから、各活性化事業においては事業当初より住民・商業者・商工会議所・学識経験者・行政等で構成する委員会を発足させ、事業に対するコンセプトや問題点の抽出、解決策などの議論を行ってきた。また、地元においては各事業に対して商店街を筆頭に推進団体を立ち上げ、円滑な事業実施を支援している。ほかにも、様々な団体がまちづくり活動を開始しており「まちづくりのなかでの人づくり」という意味において高く評価できる。

今後も、このような公民協働によるまちづくりを推進していくことが重要である。

## ②街なかイベント

中心市街地の賑わい創出は、商業者個店の集客にたよるだけでは非常に困難になってきている。来街者の目を中心市街地に向けてもらう意味で十五夜祭りや七夕祭りなどの街なかで行われるイベントは重要な意味を持っている。

商業集積事業の実施に伴い、地元商店街においては各店舗の建設や完成後の街の運営について議論を行ってきた。そのなかで、街なかの賑わい創出におけるイベントの重要性を再認識し、日向十五夜祭りや日向ひょっこ夏祭りなどの市を代表する伝統的な祭りに加え、商業者自らが企画運営する街なかハロウィンや欽ちゃん球団歓迎イベントなど独自のイベントを企画、実施するようになった。祭りを盛り上げるための山車も自費製作するなど「自らの街は自らの手で創り育てる」という意識が高まり、いくつもの団体がまちづくり活動を始めている。このことは高く評価できることであり今後も継続して支援して行く必要がある。

街なかでの賑わい創出を図る上では、新たなイベントや大規模なイベントの開催も必要であるが、イベント時だけでなく常に人が集まり賑やかな街にするためには、恒常的に小さなイベントがあり、「いつ行っても楽しい街」になることが重要である。

そのためには、使い勝手のいい空間が必要であり交流広場や野外ステージの整備を急ぐ必要がある。

欽ちゃん球団ゴールデンゴールズ 歓迎イベント



日向曳山お披露目式



## 3) まとめ

旧基本計画策定から8年が経過し、計画に沿って各種事業を進め中心市街地の活性化に取り組んできた。旧基本計画では「4つの根幹事業（P5 旧基本計画の概要参照）を軸にした都市基盤整備」と「商業の活性化のための事業」を柱に、あわせてTMOによる様々なソフト事業を展開することにより活性化を図ることとしている。

事業の経過としては、

- ・都市基盤整備事業、商業の活性化のための事業については、30%程度の進捗率（連続立体交差事業のみ概成）ではあるが概ね順調に進んでいる。
- ・ソフト事業については、商店街や住民による数多くのイベントの立上等住民自身によるまちづくりも少しずつ進展している。
- ・商業の状況は、店舗数・商品販売額等のデータ（P25～27 参照）に見られるとおり、平成15年以降横ばいか若干上向きの傾向を示している。

しかし、地区内人口（P22 参照）は減少を続け、賑わいの端的な指標となる歩行者数（P28 参照）についても回復とまではいえず、全体として『活性化が進んでいる』とい

う状況には至っていない。

活性化が進んでいない理由としては、ハード事業の進捗度、ソフト事業の不足なども挙げられるが、今回実施したアンケート調査の結果によれば「中心市街地へ行かない理由」(P31 参照)として

- ・行きたい店が無い(業種の不足、各個店の魅力不足)
- ・駐車場が少ない(利便性の欠如、アクセス性の改善不足)

などが大きな割合を占めており、これらのことが活性化を進める上での重要な要素となっているものと考えられる。

今後中心市街地の活性化を推進するためには、魅力的な商業空間創造のための事業や賑わい創出のための事業、アクセス性改善のための事業等を進めながら、不足業種の誘致や個店の魅力向上による商業再生に取り組む必要があり、あわせて、街なか居住を促進するための事業を進めることも重要である。また、街なかハロウィンや日向曳山保存会、新町まち育てグループ等にみられるような「自らの街は自らの手で創り育てる」という機運を盛り上げるために、街なかの管理・運営を担当する民間組織の育成や、街に賑わいを取り戻すための活動をする様々な団体に対する支援などソフト的な事業展開を強化していくことが重要であると考えられる。

□中心市街地活性化のための根幹事業進捗率

事業名称	整備位置	事業主体	事業期間	現在の状況	進捗率
日向市駅周辺地区 土地区画整理事業	都町、上町、 本町、原町	日向市	H11～	着手・整備中	25.70%
日向地区連続立体交差事業	北町～高砂町	宮崎県	H10～	開通	93.30%
交流拠点整備事業	上町、鶴町	日向市	H18～	着手・整備中	22.10%
商業集積整備事業	都町、上町	商店街振興組 合	H14～	着手・整備中	29.30%

□中心市街地活性化のための街路事業進捗率

事業名称	整備位置	事業主体	事業期間	現在の状況	進捗率
高砂通線街路整備事業	日向市高砂町～南町	日向市	H15～	着手・整備中	27.10%
駅北通線街路整備事業	日向市鶴町～北町	日向市		未着手	0.00%

### [3]現状の把握・分析・検討

#### (1) 蓄積されている地域資源のストック状況

##### 1) 史跡等の分布状況

宮崎県は古墳の多いところであるが、本市にも 20 数基の古墳が現存している。中心市街地にも隣接する位置に富高 1 号墳、2 号墳の 2 基の古墳が残されており、特に 2 号墳は全長 83m、後円部の直径 37mと県北屈指の規模を誇っている。現在は若宮近隣公園として整備され多くの市民に親しまれている。日向市駅から真西に約 600mの位置にあるこの古墳は、細島の海から真直ぐに伸びた中央通線と正対して日向市駅周辺の重要な景観軸を形成している。

中心市街地に残る陣屋跡は、江戸時代幕府の天領であったことの名残である。また、当時の細島港は、東、南九州の玄関口として日向から薩摩にいたる諸大名の参勤交代のときの出入港であり、現在でも薩摩屋、高鍋屋等の屋号が残っている。明治年間には、大阪との間に汽船による定期航路が設けられ、商港として大いに繁栄した。

現在の J R 日豊本線の敷設は明治 44 年から始まり、大正 10 年には美々津、富高駅(現日向市駅)、細島駅が営業を開始した。鉄道の開業により、中心市街地は入郷圏域の中心地として飛躍的に発展した。

##### 2) 地域の文化的資源

###### ①日向十五夜祭り

日向十五夜祭りは、毎年中秋の名月の頃、中心市街地で行われ、「十五夜さん」の愛称で親しまれている。

街の随所に見立細工や花屋台が奉納され、日向市あげての舞踊隊が繰り出すこの祭りは、富高八幡宮の祭礼がそのルーツとされている。

富高八幡宮の創建は約 800 年前に遡り、壇ノ浦の戦いの後、椎葉に逃げ落ちた平家を追ってきた那須与市、工藤祐経の 2 人の武将が、鎌倉にある鶴ヶ岡八幡宮から勧請して社を建て、兵の士気を鼓舞したのが始まりといわれている。

その後、地元の民によって五穀豊穡への祈りと収穫への感謝をこめた祭りが続けられ、現代まで引き継がれている。

県北三大祭りの 1 つに数えられ、沿道は県内外から訪れた多くの人で賑わう。

※参考：日向市公式HP



###### ②日向ひょっとこ夏祭り

日向ひょっとこ夏祭りは、地域の活性化、伝統文化の継承、さらには観光発展などのため、青年会議所と橘ひょっとこ踊り保存会が中心メンバーとなって昭和 59 年から開催されている。毎年 8 月第 1 週の土曜日に、中心市街地を会場として開催され、いまや宮崎県を代表する夏祭りに成長した。

豊作や商売繁盛の祈願を込めて大勢で踊るこの祭りは、熱心なファンや市民に支えられるとともに、全国へ情報発信され、回を重ねるごとに踊り手や観客も増加してきた。県内だけでなく、遠くは北海道や沖縄などから 1,000 人を超す踊り手が集い、数万人の観客で賑う祭りとなっている。

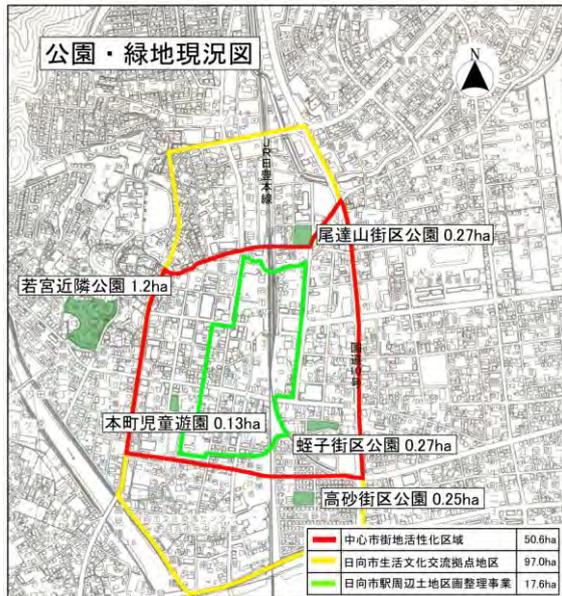


### 3) 公園・広場の状況

本市には、60箇所の都市公園があり、総面積 90.28ha、人口 1人あたり面積 15.39㎡となっている。

周辺隣接地を含む中心市街地には、街区公園、近隣公園、児童遊園の3種類、5箇所の公園緑地が存在し、面積は合計で 2.12ha になる。ただし、活性化区域に限定した場合、街区公園 1箇所、児童遊園 1箇所（合計面積 0.4ha）を有するのみであり、特に駅周辺の中心部には皆無の状況である。

今後、土地区画整理事業により、JR日向市駅の周辺に合わせて5ヶ所（6,000㎡）の広場・公園を整備することとしている。



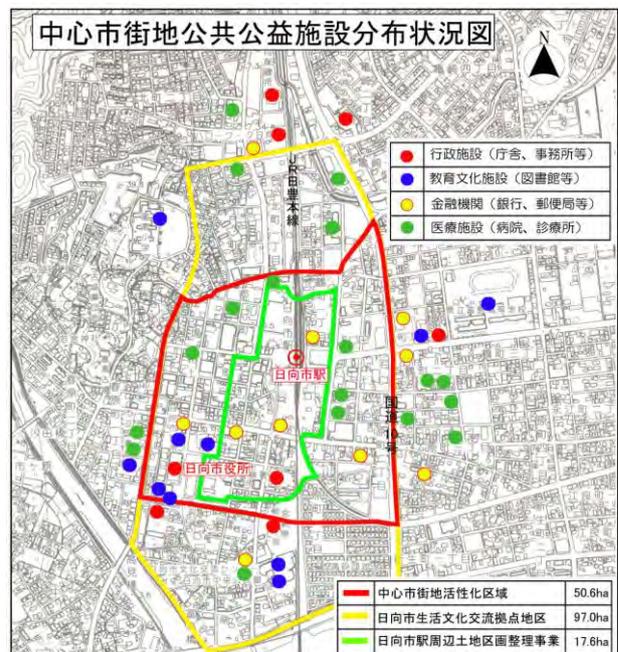
□中心市街地内の公園緑地

種別	名称	面積
近隣公園	若宮近隣公園	1.20ha
街区公園	尾達山街区公園	0.27ha
"	蛭子街区公園	0.27ha
"	高砂街区公園	0.25ha
児童遊園	本町児童遊園	0.13ha
合計面積		2.12ha

### 4) 公共施設等の分布状況

本市の中心市街地には、市役所、県総合庁舎、警察署等の行政施設、郵便局、銀行等の金融機関、文化交流センター、図書館、体育センター等の教育文化施設等の公共公益施設が数多く立地している。また、医療機関も集積しており、市内にある8つの病院及び33の診療所の内2つの総合病院と16の診療所が中心市街地周辺に立地している。

さらに中心市街地活性化事業の一環として、日向商工会館内のコミュニティホールや日向市駅高架下の「日向地域情報センターまちの駅とみたか」等新たな施設も整備されており、観光案内、物産展示・販売など日向入郷圏域の情報発信拠点として機能している。



□公共公益施設の集積

	日向市全体	中心市街地	割合
国、県、市の行政施設	13	8	61.5%
銀行等金融機関	36	10	27.8%
病院等医療施設	43	18	41.9%

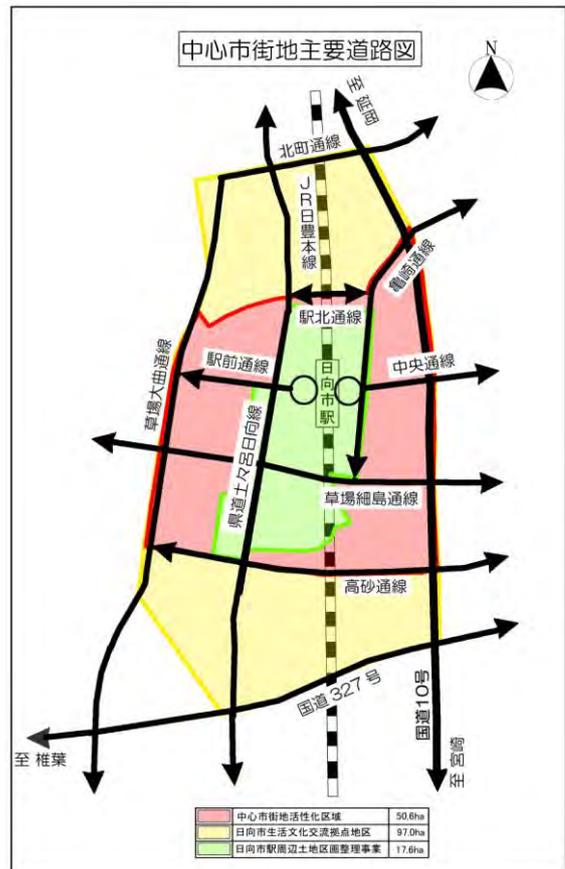
## 5) 道路の状況

本市では、国道 10 号、国道 327 号が広域幹線道路として骨格軸を形成している。

中心市街地には、県道土々呂日向線、市道草場細島通線の主要幹線道路、草場大曲通線、中央通線等幹線道路が存在し、これらの道路が中心市街地の骨格あるいは外周を形成する環状線を形成している。

現在、中心市街地においては、土地区画整理事業によって幹線道路を補完する道路網の整備が進められており、都市計画道路の歩道などを活用して、主要な施設や公園をネットワーク化する歩行者導線の確保を進めている。

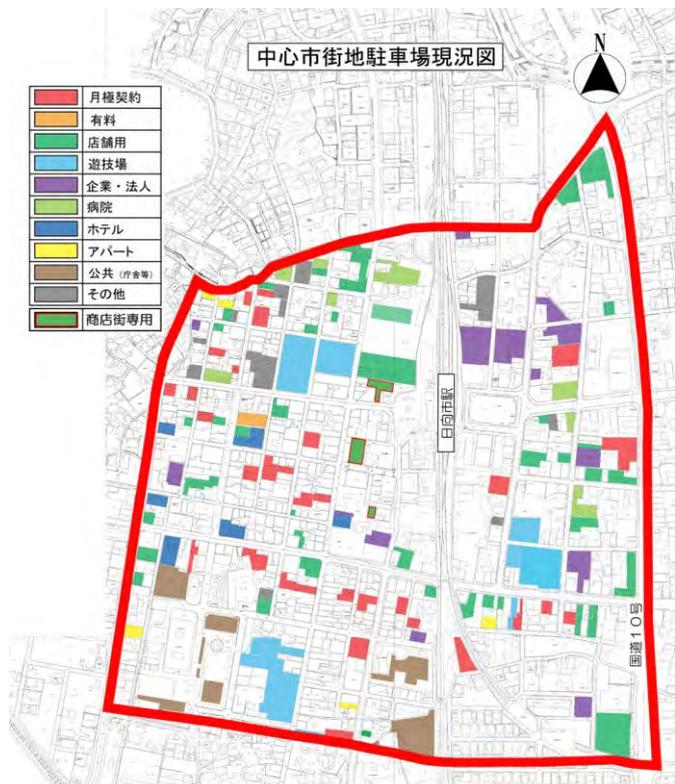
JR日豊本線の連続立体交差化により、従来の中心市街地の東西分断や交通渋滞の解消等利便性の向上が期待されている。また、国道 10 号及び市街地東部地区からのアクセス道路としては草場細島通線、北町通線があるが、新たに高砂通線及び駅北通線を計画しており、この内高砂通線については既に整備を進めている。



## 6) 駐車場の分布状況

本市の中心市街地における駐車場の分布状況を見ると、全体では 4,575 台の駐車容量を有しているものの、商店街その他の店舗に付随する駐車場は 1,111 台であり全体の 24.3%に過ぎない。さらに、その内 680 台はトライアル及び国道 10 号沿線等周辺部の店舗用であり、他の多くは各店舗に付随した小規模なものである。

商店街の買い物客専用の駐車場としては商業集積事業で新たに整備された 52 台分を有するのみであり、街の活性化を図る上では絶対数が不足している状況である。



## 7) 公共交通機関

日向市駅を核とする中心市街地は、日向入郷圏域の玄関口であり、JR日豊本線とバス等の公共交通機関が集中する交通結節機能を有している。

公共交通機関の利用状況は次のとおりである。

### ①鉄道

本市における鉄道は、小倉から九州を東回りに鹿児島に向かうJR日豊本線のみである。延岡～宮崎間については高速化事業の実施により時間短縮が進み、さらに平成8年の宮崎空港線の開通により宮崎空港へのアクセスは大幅に改善され利便性も向上している。

本市の中心市街地内にあるJR日向市駅の乗降客数の推移をみると、一時モータリゼーションの進展により、乗降客数は減少したものの、平成6年から平成18年までの平均は1日あたり2,511人であり、ほぼ横ばい状況を維持している。

また、JR日向市駅の平成18年利用者は年間約93万人となっており、そのおよそ6割が通勤通学客となっている。



### 【参考】 新日向市駅（平成18年12月開業）

駅舎は、中心市街地のまちづくりにおいて「核」となる施設であることから、産・学・官・民で構成された『駅舎デザイン検討委員会（後に都市デザイン会議に移行）』で検討が重ねられ、優れた都市景観を有する「日向入郷圏域のシンボル」として完成した。

ホーム全体を覆う大屋根形式を採用し、構造材や内装材に耳川流域産の杉材を使用している。これは、宮崎県が日本一の杉生産県であり耳川流域はその内30%程度のシェアを占めていることや、本市が進めている「木を活かしたまちづくり」をシンボリックにあらわすものとして採用したものであり、これによって柔らかな温もりを持った空間が演出されている。また、構造形式としては木と鉄のハイブリット構造を採用し、その梁には新たに技術開発した「変断面湾曲集成材」を用いるなど先進的な技術が随所に使われており、地方からの新技術の発信という役割も担っている。



## ②バス

日向管内のバスは、路線バスと福祉バス（日向市ふれあい福祉バス）があり、高齢者の通院や児童・生徒の通学など交通弱者の重要な交通手段となっている。

### ②-1 路線バス

近年、日向管内の路線バス利用者数はモータリゼーションの進展等により年々減少している。平成18年には前年比42%減と激減しているが、これは利用者が減少したことにより路線バス運行事業者が経営危機に陥り、再建のために路線の廃止や運行数を減便したことなどが大きく影響している。このような状況のなか本市では生活バス路線を確保するため補助金を交付しており、国・県の補助と合わせて9路線が補助路線となっている。



また、管内で運行している全ての路線が中心市街地を經由しており、利用者の利便性の向上と中心市街地における交通結節機能を強化するため、日向市駅東口駅前広場への路線バス乗り入れが開始された。

### ②-2 福祉バス（日向市ふれあい福祉バス）

本市は、平成14年4月から市民（特に高齢者や障がい者等の自家用車等の交通手段を持たない人）が外出する際の交通手段として、市内を循環する「日向市ふれあい福祉バス（通称：ぷらっとバス）」の運行を開始しており、利用者に制限はなく、誰でも気軽に利用できるようになっている。



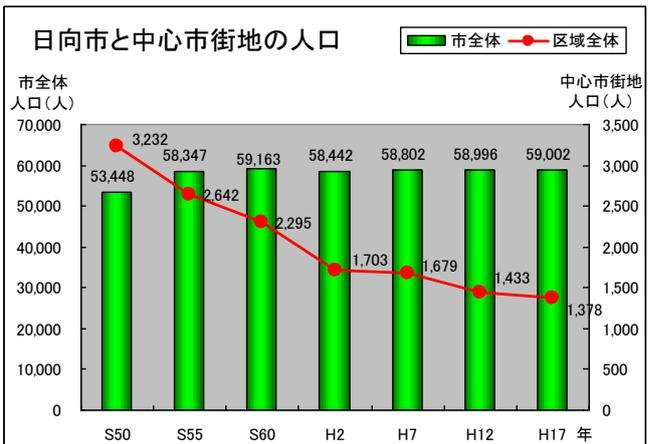
車両は、交通バリアフリー法に対応した車椅子の乗降にも対応できる小型低床のワンステップバスを採用した。

路線は、公共施設、病院への通院、買い物等に利用しやすいように設定しており、日向市駅開業に伴い、平成19年6月からは日向市駅東口を発着場として東西南北に2台のバスで4路線を運行している。

## (2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

### 1) 人口・世帯

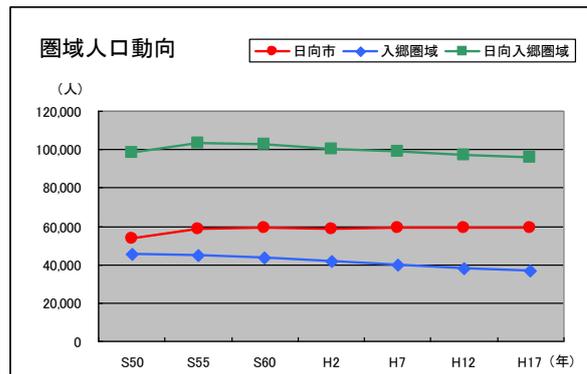
国勢調査による平成 17 年の人口は、市全体が 59,002 人、中心市街地が 1,378 人となっている。昭和 50 年から平成 17 年までの人口の推移をみると、市全体が 10.4%の増、昭和 55 年以降は 1.1%増で概ね横ばい状況で推移しているのに対し、中心市街地は、3,232 人から 1,378 人と 57.3%の大幅な減少となっている。また、中心市街地の世帯数は、人口に比例して減少し、昭和 50 年から平成 17 年までの間に 43%の減となっている。



こうした状況を改善するため、平成 10 年以降、特定商業集積整備事業のなかで商業者による職住一致の街なか居住促進を進めている。これらの効果もあり、人口減少率では平成 7 年～平成 12 年に 14.7%だったものが平成 12 年～平成 17 年では 3.8%と減少幅は小さくなっている。(※数値は合併前の日向市域の数値を使用している)

### ① 日向入郷圏域の人口動向

日向入郷圏域は 1 市 2 町 5 村（合併前の市町村区分）からなっているが、地域全体の人口動向をみると、全体としては昭和 55 年以降若干の減少傾向、沿海部に当たる日向市及び門川町では概ね横ばい、山間部であるその他の 1 町 5 村では継続的な減少傾向を示している。



圏域全体としては昭和 55 年からの 25 年間に 7,569 人の減少、沿海部である日向・門川地区では 1,329 人の増、その他の山間地域では 8,898 人の減になっており、これは山間地の減少分の全てが圏域外へ流出したわけではなく、そのうちの何割かが日向・門川地区へ移転したことにより同地区からの圏域外流出分を補填する形になっていることを示している。この間、日向市及び門川町においては土地区画整理事業その他による宅地開発が急速に進み、市外からの流入人口や中心市街地からの流出人口はこれらの住宅地へ吸収されたものと考えられる。

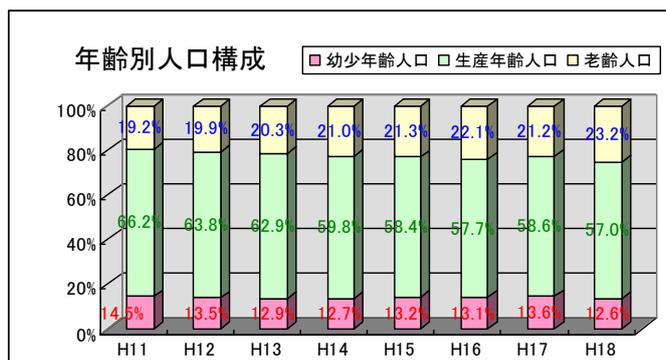
#### □日向入郷圏域人口動向調査

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
日向市	53,448	58,347	59,163	58,442	58,802	58,996	59,002
入郷圏域	45,087	44,791	43,523	41,395	39,792	38,157	36,567
日向入郷圏域	98,535	103,138	102,686	99,837	98,594	97,153	95,569

沿海部	70,156	76,880	78,104	77,336	77,957	78,283	78,209
山間部	28,379	26,258	24,582	22,501	20,637	18,870	17,360

## ② 中心市街地の人口動向

中心市街地の人口は、昭和 50 年から平成 17 年までの 30 年間に 1,854 人、57.3%と大幅に減少し、世帯数も 466 世帯、43%の減となっている。期間中最も大きく減少したのが昭和 60 年から平成 2 年の間で 592 人（25.8%）の減少率を示しており、5 年間で約 1/4 の人口が流出したことになる。その後の 5 年間はほぼ横ばいの状況であり、平成 7 年から平成 12 年は 14.7%、その後平成 17 年までの 5 年間には 3.8%の減少となっている。



昭和 50 年から平成 2 年までの 15 年間は郊外の土地区画整理事業や住宅地の開発が進み、中心市街地居住者の郊外移転が急激に進んだ時期と考えられる。その後の 5 年間では一時的に人口減は停止しているが、平成 7 年から平成 12 年にかけては 14.7%の減少が見られる。これは大型店の中心市街地からの撤退などから中心市街地そのものが疲弊していったことの影響が大きいものと思われる。その後平成 17 年までの 5 年間では 3.8%の減少に止まっている。また、減少を続けていた 1 世帯あたりの構成員数も僅かながら上昇に転じている。

中心市街地の高齢者（65 歳以上）の割合は平成 17 年で 21.2%となっており、本市全体の 21.1%とほぼ一致しているものの、人口集中地域（DID 地域）の 19.2%より 2 ポイント多くなっている。

□中心市街地人口・世帯数・世帯構成人数の推移

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
人口	3,232	2,642	2,295	1,703	1,679	1,433	1,378
世帯数	1,083	958	867	691	746	671	617
世帯当人数	2.98	2.76	2.65	2.47	2.25	2.14	2.23
人口減少率 (%)		18.25	13.13	25.80	1.41	14.65	3.84

## 2) 工業

本市は、古くから東九州における海上交通の要衝として栄え、昭和 26 年に重要港湾に指定された国際貿易港「細島港」を有し、昭和 39 年には日向・延岡新産業都市の指定を受けるなど、産業開発の拠点として工業の振興が図られてきた。

細島港を中心とする細島臨海工業地帯（約 295ha）には、港湾施設のほか平成 18 年度末時点で金属、機械、木材、運送、食品、医療器具等の 35 の企業が立地し、約 2,500 人の雇用があるが、いまだに約 80ha の未利用地（企業所有地）が残り、新たな企業立地は長年にわたり最重要課題となってきた。

このことは、細島港を活かす後背地の道路網の整備の遅れ、特に東九州自動車道や九州横断道といった高速道路の未整備が大きな要因と考えられ、大分、熊本の隣県とを 2 時間以内で結ぶ道路網の整備が急がれている。

しかしながら、東九州自動車道が平成 26 年開通の目途が立ったことや港に面した広大な工業団地、さらに豊富な労働力が着目され、現在、数社の大規模企業による立地打診を受けている状況となっている。特に杉素材生産高全国一を誇る豊富な森林資源に着目した大手木材関連企業の進出計画は、平成 19 年度中に実現する可能性が高く、実現すれば未利用地（80ha）のうち約 40 パーセントが埋まり、225 人の雇用創出となる。残りの土地についても複数の大手企業等からの引き合いが来ている状況にある。

### 3) 商業

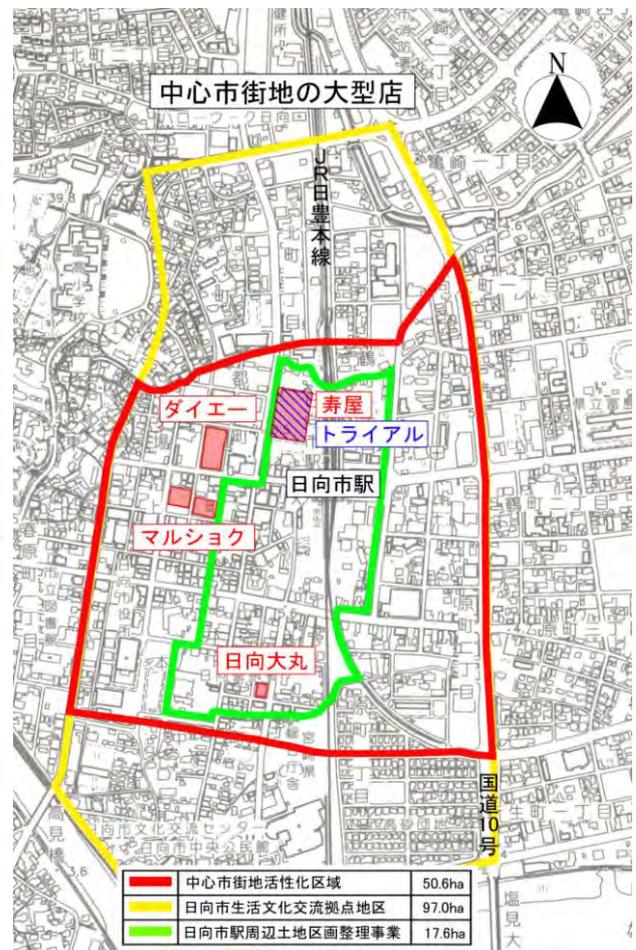
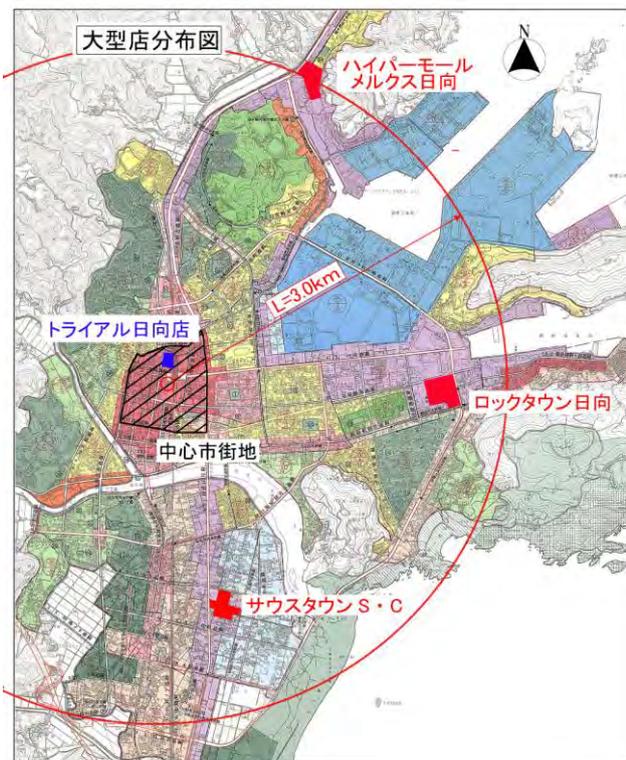
本市の中心市街地は、駅を中心とした街路の両側に商店が並ぶ路線型商店街で形成されている。区域内には上町商店街、本町商店街の2つの振興組合及び都町商店会、原町商店会が存在し、核店舗となる大型店が4店営業していた。

しかし、近年相次ぐ郊外型大型店の進出の影響を受け、平成14年には中心市街地から全ての大型店が撤退した。その後、平成15年4月に空き店舗となっていた寿屋跡にトライアル日向店を誘致し、現在はこの1店のみが営業している。

商業統計からみる中心市街地の傾向では、事業所数、従業者数、商品販売額、売場面積とすべての数値が平成9年から平成14年の間に急激に落ち込み、その後横ばいか上昇の傾向を示している。これは、平成8年以降の郊外型大型店の出店及びその後の中心市街地からの大型店（核店舗）の撤退の影響を如実に表したものであり、中心市街地から全ての大型店が撤退した平成14年に各数値とも最低になり、その後トライアル日向店の開店、中心市街地の商業集積事業の完成等により若干上向き状況になっている。

郊外型大型店の出店時期			
店舗名	出店時期	面積	備考
サウスタウン	H8.8.25	5,735㎡	営業中
メルクス日向	H8.10.10	10,431㎡	営業中
ロックタウン	H12.12.7	19,991㎡	営業中
中心市街地大型店の新たな出店			
トライアル	H15.4.1	6,850㎡	営業中

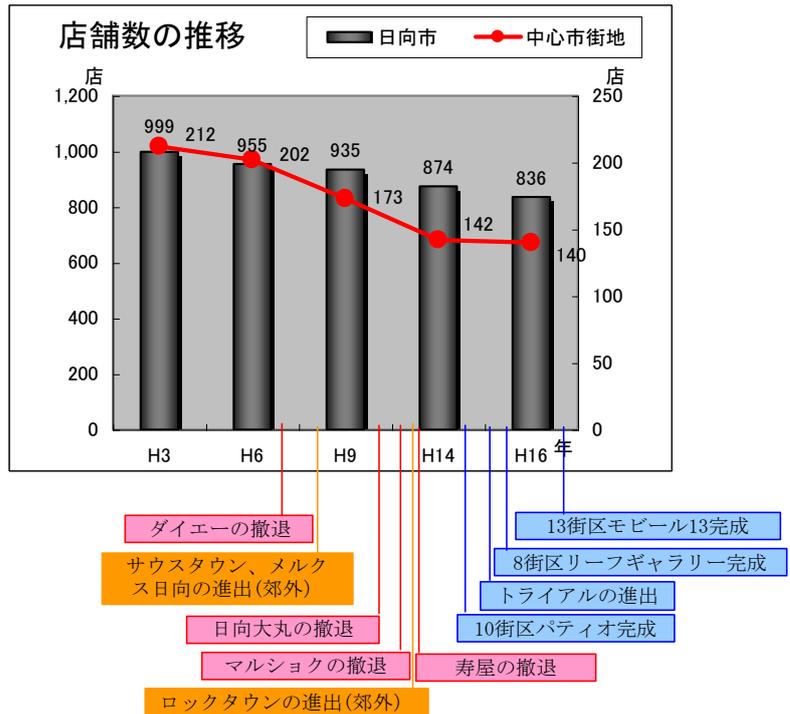
中心市街地大型店の撤退時期			
店舗名	撤退時期	面積	備考
ダイエー	H7.10.2	5,297㎡	撤退
日向大丸	H10.10.1	1,490㎡	倒産
マルショク	H12.8.20	3,083㎡	撤退
寿屋	H14.1.31	6,850㎡	倒産



## ① 店舗数

本市の店舗数は、平成3年から平成16年の13年間に999店舗から836店舗と16.3%減少している。

中心市街地の店舗数は、平成3年の212店舗(市全体の21.2%)から平成16年の140店舗(同16.7%)とやはり減少傾向にある。ただし、連続的に減少してきたものが、平成14年に142店舗(33.9%減)となった後、平成16年には140店舗と下げ止まりの傾向を示している。その間も市全体の店舗数は減少しており、そのなかで中心市街地の店舗数は下げ止まりの様相を呈している。



### ①-1 土地区画整理事業に伴う店舗移転の状況

中心市街地では現在までに3つの街区において商業集積事業が完成している。土地区画整理事業によって店舗敷地の集約化を行い、同時に商業集積事業を進める手法を取っているが移転となった全ての店舗が新しい街区で営業を再開したわけではない。むしろテナント数の減少等により相対的な店舗数は減少する。これまでの完成街区においては事業前に47店舗あったものが事業後も継続して営業しているのは19店舗になっている。また、地区外から参入した店も5店舗を数え、完成街区以外に移転した営業者も多くは活性化区域に止まっていることから、区域全体の店舗数等に大きくは影響していない。

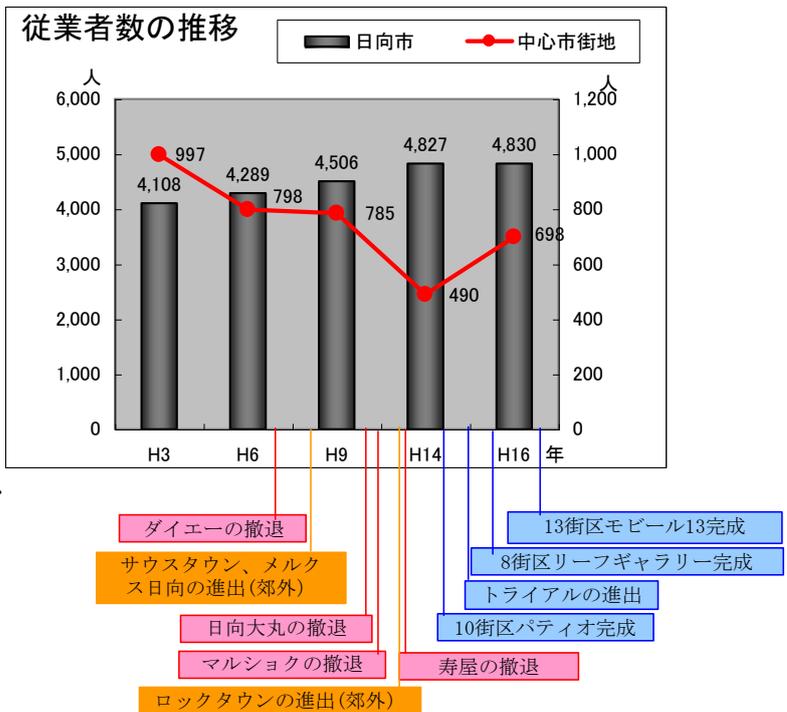
□土地区画整理事業による店舗移転の動向

	商店	ホテル、 旅館	飲食店	その他	合計
移転後も完成街区で営業継続	16	1	2	0	19
移転を機に3街区以外で営業継続	8	1	4	9	22
移転を機に営業を停止	2	2	2	0	6
合計	26	4	8	9	47

## ② 従業者数

本市の従業者数は、平成3年から平成16年にかけて、4,108人から4,830人と17.6%の増となっている。

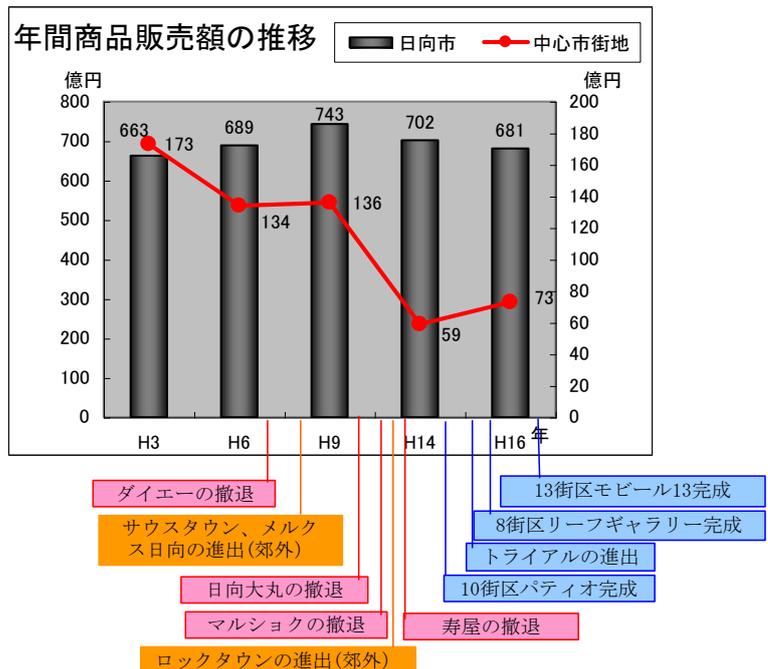
一方、中心市街地においては、同期間に997人から698人と30.0%の大幅な減少となっている。平成3年から6年の3年間に199人減少し、その後平成9年までは横ばいの状態が続くが、平成10年から平成14年にかけて大型店3店舗が撤退したことが要因となり5年間に295人の大幅減となっている。しかし、平成15年に空き店舗となっていた旧寿屋にトライアル日向店が開店したこと等により平成16年には698人まで回復している。



## ③ 年間商品販売額

平成3年から平成9年にかけての本市の年間商品販売額は、663億円から743億円と12.1%の増となっているが、平成9年から平成16年(681億円)にかけては、8.3%の減少となっている。

一方、中心市街地においては、平成3年から平成14年にかけて、173億円から59億円と65.8%の大幅な減少となったが、平成16年には73億円に回復しており、従業者数と殆ど同じカーブを描いている。

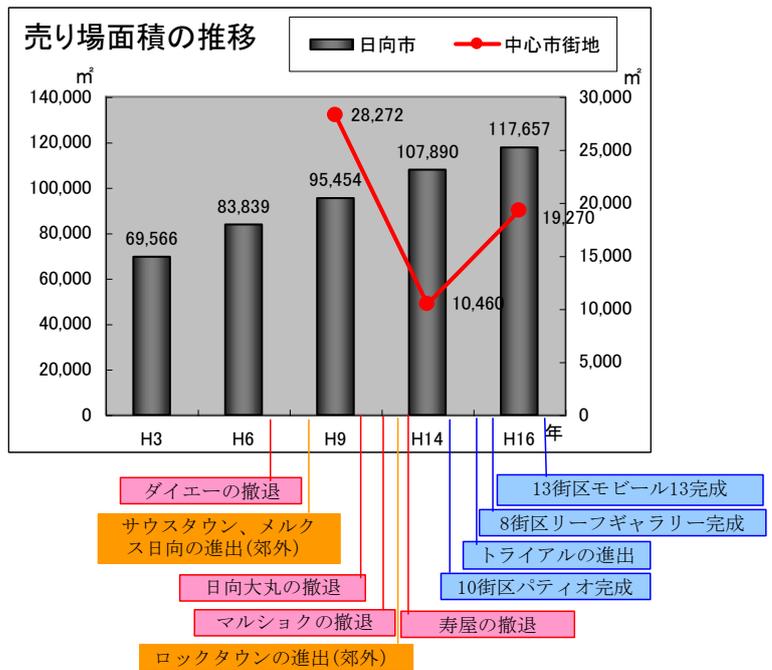


中心市街地から全ての大型店が姿を消した平成14年には、前年比56.6%減と急激に減少しており、大型店撤退の影響を如実に表した結果となっている。平成14年以降は若干回復の兆しを見せているが、これはトライアル日向店の開店や、3つの街区での商業集積事業の完成等による効果と考えられる。

#### ④ 売場面積

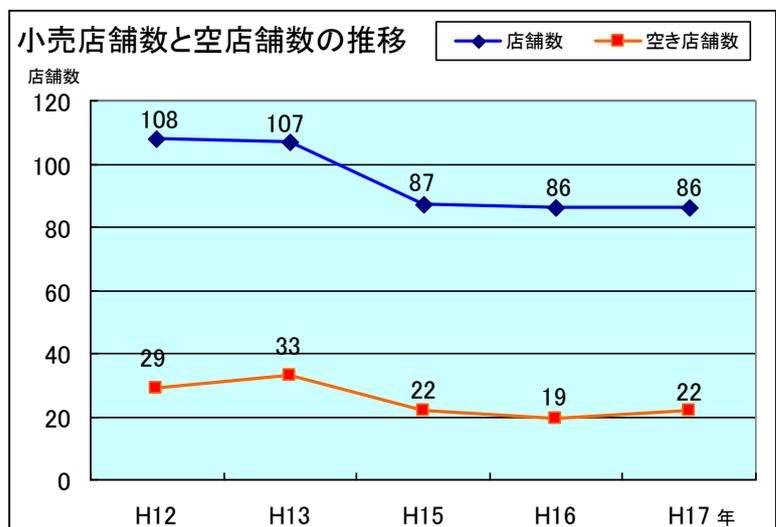
本市全体の売り場面積は、平成3年から平成16年まで69,566㎡から117,657㎡と年々増加傾向(69.1%)にある。

一方、中心市街地については、平成9年の28,272㎡から平成14年の10,460㎡に減少(63.0%)したが、平成16年には19,270㎡に回復している。これも同様に大型店舗の動向が大きく影響しており、平成9年から平成14年の減少分には大型店舗の撤退による11,423㎡が含まれる。また、平成14年から平成16年では市全体で9,767㎡増加しているがこのうち8,810㎡は中心市街地における増加分であり、これは大型店舗トライアル日向店その他によるものとなっている。



#### ⑤ 空き店舗数

中心市街地における空き店舗数は、平成12年には小売店舗数108に対して空き店舗数29(26.8%)であったが、平成15年には店舗数自体が減り小売店舗数87、空き店舗数22(25.5%)となり、その後平成17年まで小売店舗数、空き店舗数は、ほぼ横ばい状態である。平成14年以降土地区画整理事業に伴う営業地の移動、廃業、新規参入等出入りはあるが全体的な店舗数には殆ど影響していない。



#### 4) 歩行者・自転車通行量の推移

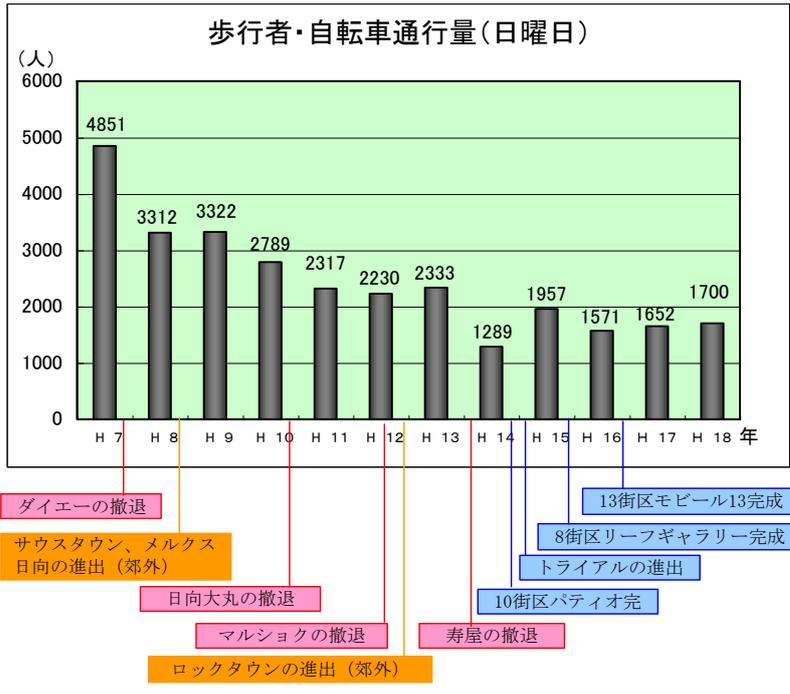
市街地での交通量調査は、毎年7月末の日曜日・月曜日に日向商工会議所が実施している。

その結果をみると、中心市街地における歩行者・自転車通行量は、平日よりも休日の方が多い傾向にある。

平成7年10月に中心市街地からダイエーが撤退した後、平成8年調査では前年比32%減になっている。引き続き、平成10年10月に日向大丸、平成12年8月にマルショクが撤退し、さらに平成14年1月には、最後の核店舗であった寿屋の撤退によって歩行者数は激減し、平成7年と比較すると73%減となり約4分の1になった。

平成8年以降、郊外型大型店舗のサウスタウン、メルクス日向、及び本市最大の郊外型店舗であるロックタウンの進出があったが、翌年の歩行者数には影響していない。

平成15年以降は、商業集積事業の完成やトライアル日向店の出店効果により、若干ではあるが回復傾向にある。

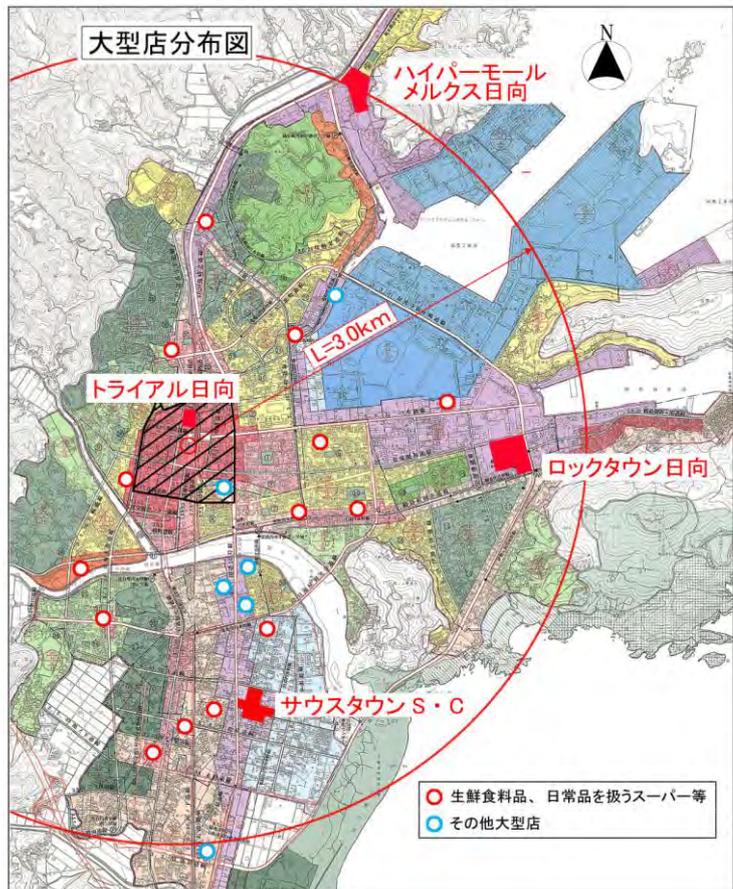


#### 5) 大型店の分布状況

本市における店舗面積 5,000 m<sup>2</sup> 以上の大規模店舗は、国道 10 号沿いに 2 箇所、県道日知屋財光寺線沿いに 1 箇所及び中心市街地に 1 箇所の合計 4 箇所に分布している。3 箇所の郊外型大型店は中心市街地から 3km 以内の距離にあり、車で 5 分から 10 分程度の位置にある。そのほかに主に食料品、日用品等を販売するスーパーが 11 店舗点在している。

□郊外型大型店

店 舗 名	面 積
サウスタウン S・C	5,735 m <sup>2</sup>
ハイパーモールメルクス日向	10,431 m <sup>2</sup>
ロックタウン日向	19,991 m <sup>2</sup>

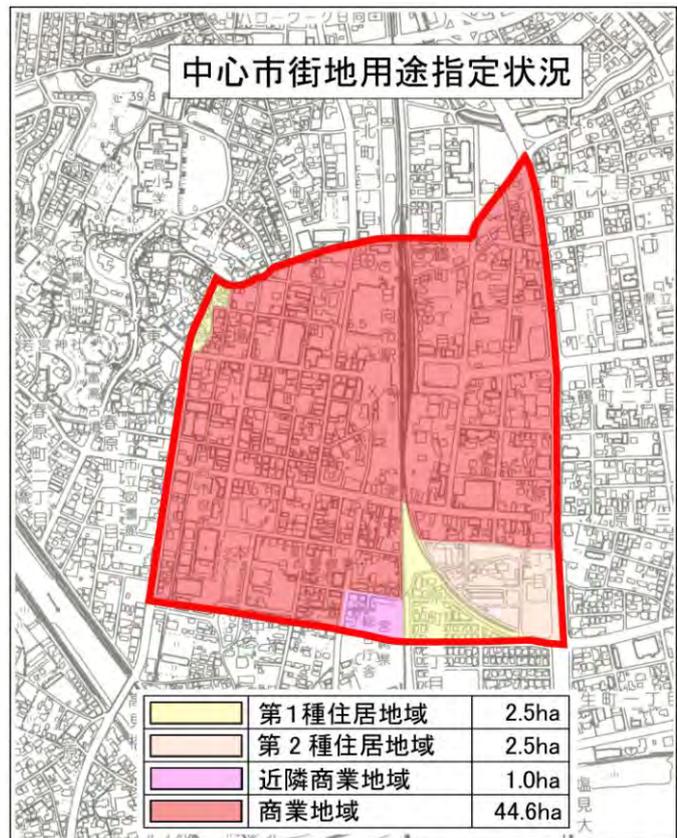


## 6) 土地利用の状況

本市の中心市街地における都市計画用途地域の構成は、商業地域約44.6ha（88.2%）、近隣商業地域約1.0ha（2.0%）、第一種住居地域約2.5ha（4.9%）、第二種住居地域約2.5ha（4.9%）となっており、その殆どが商業、近隣商業地域で占められている。平成7年頃から核店舗であった大型店が相次いで撤退し、それに伴って街は集客力の低下を招き、空き店舗や駐車場などの低未利用地が増大してきた。

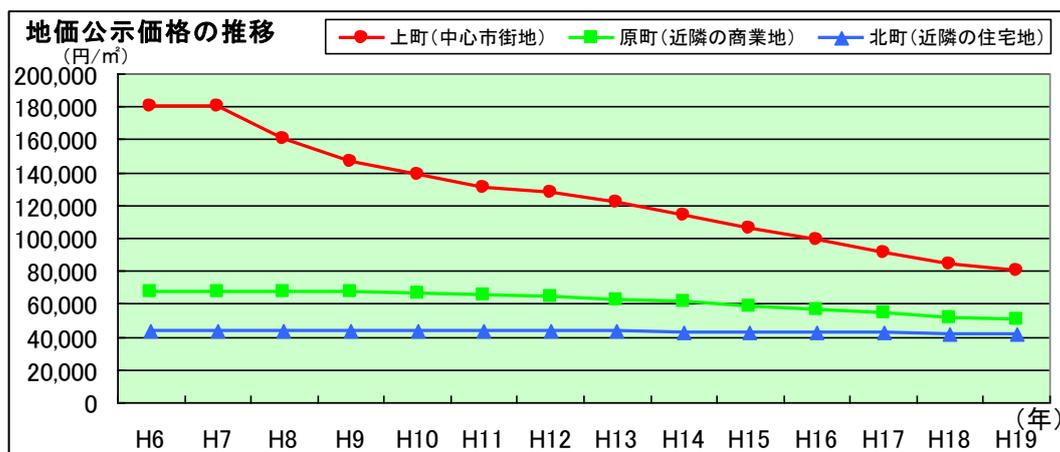
また、JR日豊本線により東西に分断され、都市活動の大きな障害となっていたが、平成18年12月にJR日豊本線の高架化の完成、新日向市駅が開業したことにより一体的な土地利用が可能となった。

さらに、土地区画整理事業の進捗により、土地の再配置や集約が行われ、中心市街地における民間の投資・開発も可能となってきている。



## 7) 地価の状況

本市の地価公示価格の推移をみると、中心市街地近隣の住宅地（北町）では平成6年から平成19年にかけて、43,900円から41,700円と5.0%の減、近隣の商業地（原町）では同じく67,700円から50,500円と25.4%の減になっている。これに対して、中心市街地の商業地（都町）では平成6年が180,000円、平成19年が79,800円となっており、55.7%減と大幅に下落している。



□地価公示価格推移

	平成6年(円/㎡)	平成19年(円/㎡)	増減(%)
上町(中心市街地)	180,000	79,800	-55.67
原町(近隣の商業地)	67,700	50,500	-25.41
北町(近隣の住宅地)	43,900	41,700	-5.01

### (3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

#### ①調査の目的、方法及び回収率

日向市民及び入郷圏域住民の中心市街地に関するニーズを把握するためアンケート調査を実施した。調査表は、日向市民及び在勤者向け（以下、日向市域と表示）と入郷圏域住民及び在勤者向け（以下、入郷圏域と表示）の2種類を作成し、来街頻度、目的、手段、期待するサービスや取組、必要な施設等について意見を求めた。

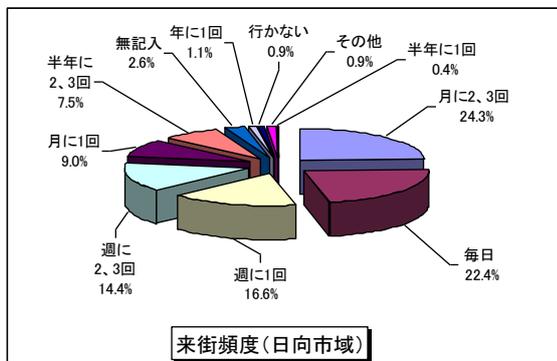
調査は、平成19年6月下旬から7月上旬にかけて実施した。

	日向市域	入郷圏域	合計
送付数	700	500	1,200
回収数	465	256	721
回収率	66.4%	51.2%	60.1%

#### ②アンケート調査の結果・分析

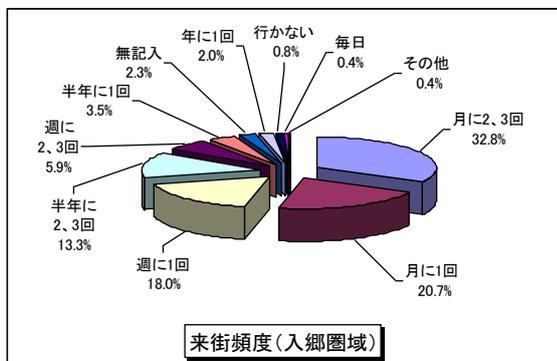
##### (a) 中心市街地への来街頻度

##### ■ 日向市域



日向市域の中心市街地への来街頻度は、月に2～3回が最も多く24.3%、次いで毎日が22.4%、週に1回が16.6%となっている。居住地別の来街頻度をみると、中心市街地を含む富高地区及び西方に位置する塩見地区、東郷地区の来街頻度が高くなっている。

##### ■ 入郷圏域



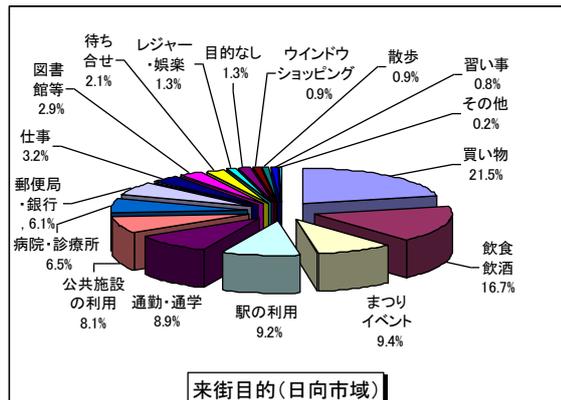
入郷圏域の中心市街地への来街頻度は、月に2～3回が最も多く32.8%、次いで月に1回が20.7%、週に1回が18.0%となっている。

##### ■ 日向市民居住地別の来街頻度



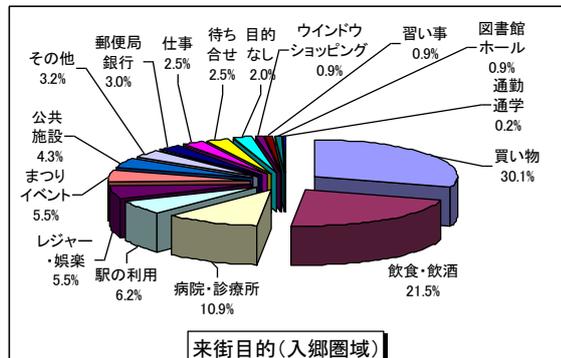
(b) 中心市街地への来街目的

■ 日向市域



日向市域の中心市街地への来街目的としては、買い物が最も多く 21.5%、次いで飲食・飲酒が 16.7%、まつりやイベントが 9.4%、駅の利用が 9.2%となっている。また、駅・病院・金融機関等公共公益施設の利用のための来街者が合計で 32.8%を占めている。

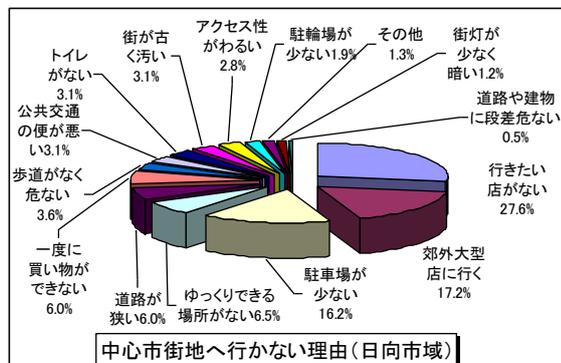
■ 入郷圏域



入郷圏域の中心市街地への来街目的としては、買い物が 30.1%、飲食・飲酒が 21.5%、病院・診療所への通院が 10.9%の順となっている。病院・診療所への通院、レジャー・娯楽での来街者の比率が高くなっており、公共公益施設の利用は合計で 25.3%になっている。

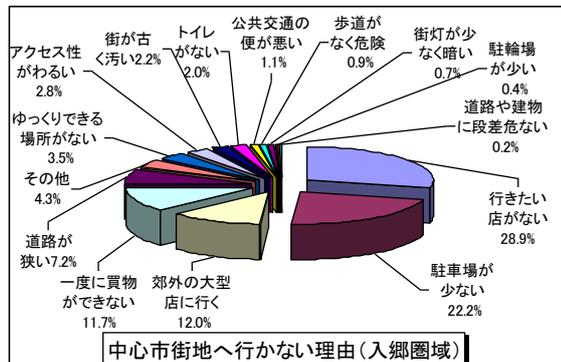
(c) 中心市街地へあまり行かない理由

■ 日向市域



中心市街地へあまり行かない理由としては、「行きたい店がないから」が最も多く 27.6%、次いで「郊外大型店へ行くから」が 17.2%、「駐車場が少ないから」が 16.2%となっており、この 3 回答の合計が 61%を占めている。

■ 入郷圏域

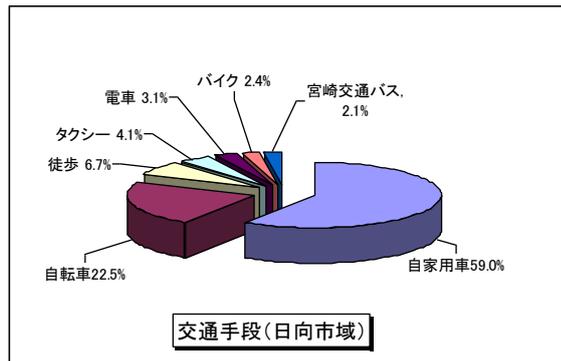


入郷圏域の回答結果も、「行きたい店がないから」が最も多く 28.9%、次いで「駐車場が少ないから」が 22.2%、「郊外大型店へ行くから」が 12.0%となっている。この 3 回答の合計で 63.1%を占めている点は日向市域と同様である。

中心市街地へ行かなくなった理由を問う質問であるが、両者同様の結果になっており、中心市街地の魅力不足や駐車場の問題が挙げられる。

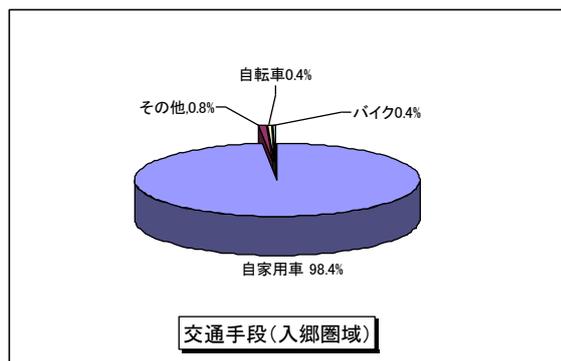
(d) 中心市街地への交通手段

■ 日向市域



日向市域の中心市街地への来街交通手段としては、自家用車 59.0%、自転車 22.5%、徒歩が 6.7%の順となっている。

■ 入郷圏域

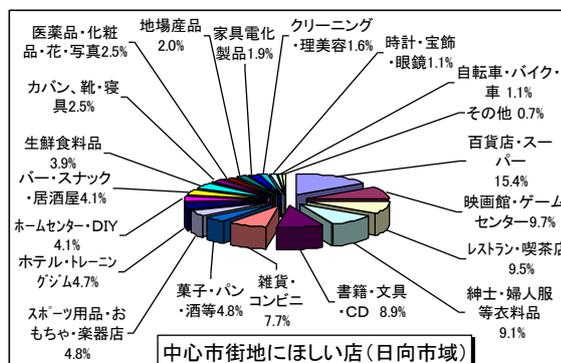


入郷圏域の場合は自家用車が 98.4%とほとんど自家用車による来街となっている。

日向入郷圏域では、公共交通機関等有効な交通手段が不足していることから自家用車の利用が最も一般的な移動手段になっていることが分かる。

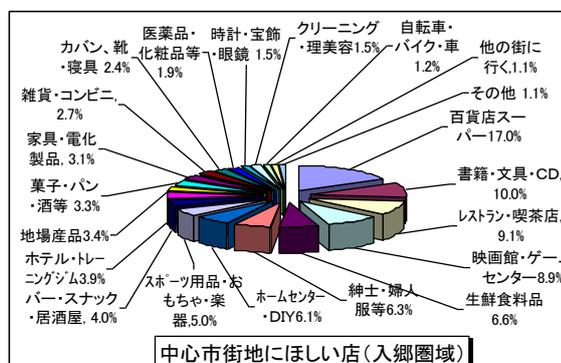
(e) 中心市街地にあつたらよい店舗の種類

■ 日向市域



大型店【百貨店・スーパー・ドラッグストア】が 15.4%と最も多く、次いで娯楽関係【パチンコ・映画館・ゲームセンター】が 9.7%、昼間飲食店【ファースト・レストラン・喫茶店】が 9.5%となっている。

■ 入郷圏域

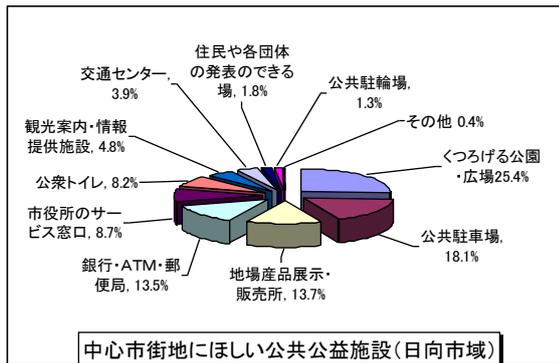


入郷圏域の回答では大型店【百貨店・スーパー・ドラッグストア】が 17.0%、買廻り品店【書籍・文具・CD・レジャービデオ】が 10.0%、昼間飲食店【ファースト・レストラン・喫茶店】が 9.1%となっている。

「どのような店があつたら中心市街地に行きますか」の設問に対しても、大型店(百貨店・スーパー)が最も多く、映画館・ゲームセンター等の娯楽施設等が上位にきており、日向市域・入郷圏域とも同じような結果が出ている。

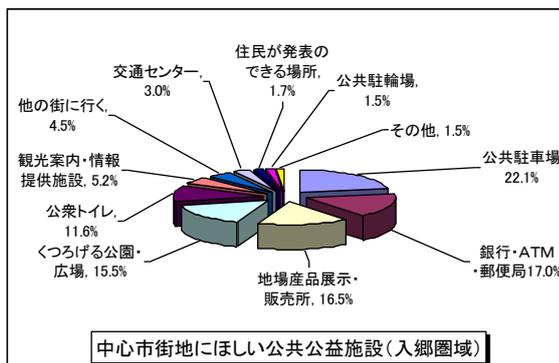
(f) 中心市街地に必要な公共公益施設

■ 日向市域



日向市域では、公園・広場（くつろげる場、イベント・祭りの場）が最も多く25.4%、次いで公共駐車場が18.1%、地場産品展示・販売所が13.7%となっている。

■ 入郷圏域

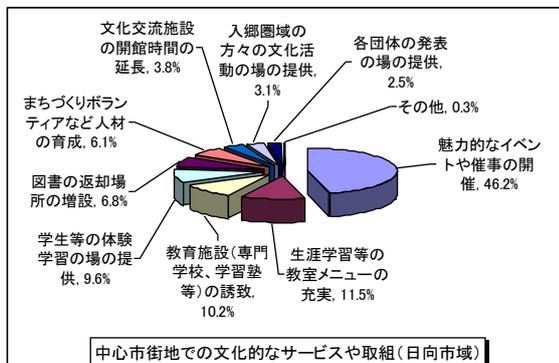


入郷圏域の回答結果では公共駐車場が最も多く22.1%、次いで銀行・ATM・郵便局が17.0%、地場産品展示・販売所が16.5%となっている。

必要な公共公益施設としては、公園・広場、公共駐車場、地場産品展示・販売所等が上位を占めており、都市機能の充実が求められていることが分かる。

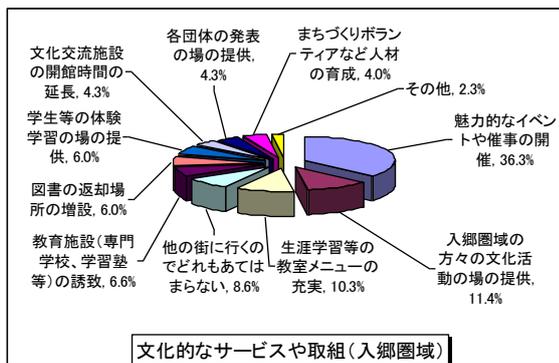
(g) 中心市街地の教育・文化のサービスや取組

■ 日向市域



魅力的なイベントや催事の開催が46.2%で大多数を占めており、以下、生涯学習等の教室メニューの充実が11.5%、教育施設(専門学校、学習塾等)の誘致が10.2%で続いている。

■ 入郷圏域



入郷圏域の回答でも同様に魅力的なイベントや催事の開催が36.3%を占めており、次いで入郷圏域住民の文化活動の場の提供が11.4%、生涯学習等の教室メニューの充実が10.3%の順となっている。

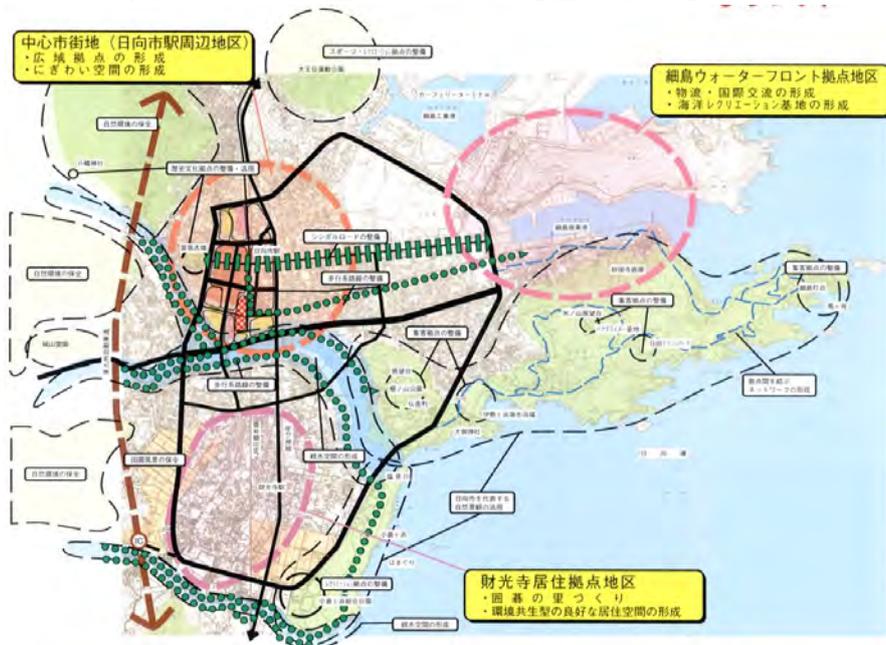
日向市民、入郷圏域住民とともに魅力的なイベントや催事の開催を求める声が多く、イベントに対する期待が高いことを示している。

## [4] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

### (1) 日向市の「まちづくり」における中心市街地の位置づけ

#### ① 拠点都市構想での位置づけ

本市は、昭和 39 年に日向延岡新産業都市の指定を受け、重要港湾「細島港」を中心とする港湾工業都市として発展してきており、都市基盤整備や周辺の住環境整備を推進してきた。平成 6 年には宮崎県北地方拠点都市の指定を受け、そのなかで「日向市生活・文化交流拠点地区（中心市街地）」、「細島ウォーターフロント拠点地区」、「財光寺居住拠点地区」の 3 つの拠点地区に位置づけられ、総合的なまちづくりに取り組んでいる。



#### ② 新しい日向市総合計画での位置づけ

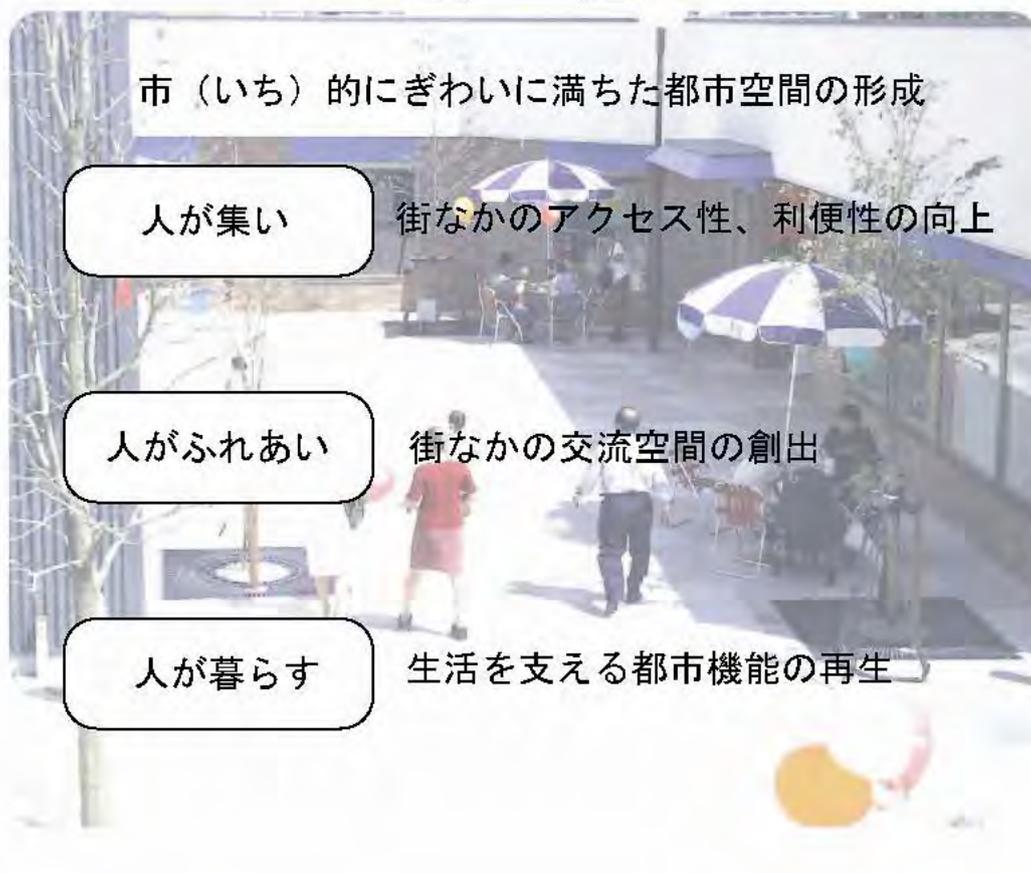
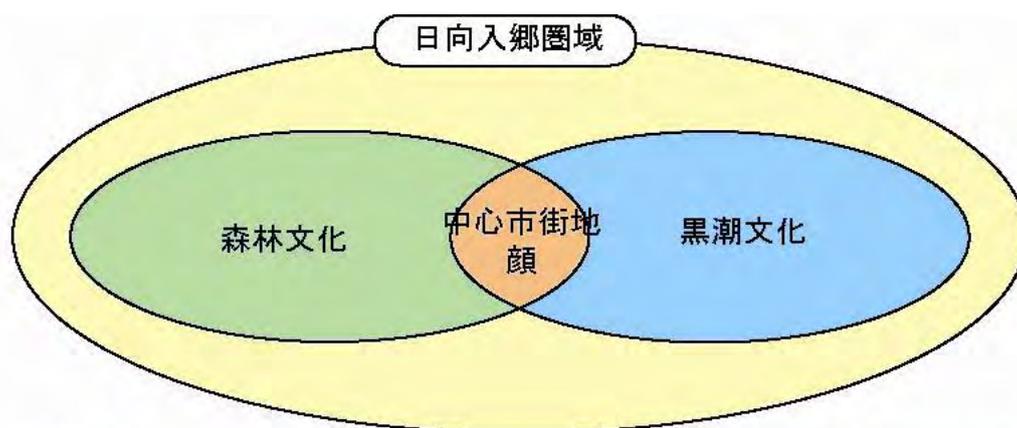
平成 18 年度に策定された「新しい日向市総合計画」では、市民の皆さんとともに進める本市のまちづくりのキャッチフレーズを「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい 人とまち」とし、「日向市の特性」を活かした上で、「地域社会のあり方は地域が決める、地域が担う」という理念の下に、自立したまちづくりを推進することとしている。

このなかで日向市駅を中心とする中心市街地を重点プロジェクト「交流“にぎわい”プロジェクト」として位置づけ、「日向市駅を中心とした“街なか”が日向入郷圏域の顔となるよう、市民との協働によるまちづくりを推進する」としている。また、その将来像として「暮らしに必要な都市機能が近接した効率的で持続可能なコンパクトシティが形成され、交流人口・定住人口の増加により活気に満ち溢れているまち。」を想定した。

## (2) 中心市街地活性化の基本方針

本市の中心市街地は、日向入郷圏域における中心的な役割を担う圏域の顔であり、その活性化は圏域全体のまちづくりにおいてきわめて重要な要素となっている。このことから旧基本計画においては、中心市街地を黒潮文化と森林文化が交わる「日向入郷圏域における生活・文化の交流拠点」として位置づけており、現在この計画に基づき順調に基盤整備が進められている。

新基本計画においても基本的にはこれを踏襲し、さらに活性化を促進するため、「人が集い、人がふれあい、人が暮らす、市（いち）的にぎわいに満ちた都市空間の形成」を基本方針とする。



### (3) 中心市街地の活性化に対する考え方

本市では、中心市街地活性化の基本方針を「人が集い、人がふれあい、人が暮らす、市（いち）的にぎわいに満ちた都市空間の形成」としたが、この基本方針を実現するための考え方を以下に述べる。

#### 1) 基本方針を実現するために必要なことから

##### 《人が集い》

- ・ 「行きやすい街」多くの人々が街なか集まるためには、容易に行ける街であることが必要である。
- ・ 「行きたくなる街」同様に、多くの人が行ってみたいとなる街であることが重要である。
- ・ 「便利な街」集まってきた人が街なかで不便さを感じないような街にすることが必要である。

##### 《人がふれあい》

- ・ 「行くと楽しい街」集まってきた人々の交流によって楽しい空間が創出される。温かな雰囲気を持った交流空間の演出が必要である。
- ・ 「快適な商業空間の形成」快適に安心して買い物ができる商業空間を形成する必要がある。
- ・ 「お店の充実」行ってみたいなる『お店』やこの街以外では買えない商品等、お客様が満足する個店の充実が必要である。

##### 《人が暮らす》

- ・ 「便利に暮らせる街」街に住む人が歩いて暮らせる、便利でコンパクトなまちづくりが重要である。
- ・ 「安心して暮らせる街」住む人が安心して活動できる優しさをもった街の実現が必要である。
- ・ 「快適に暮らせる街」都市景観や自然環境に配慮し、住む人が快適に暮らせる街の実現が必要である。

#### 2) 基本方針を実現するための方策

1) で述べた「基本方針を実現するために必要なことから」を具現化するためには、以下のような方策を基に各種事業を推進していく必要がある。

(P39 まちづくりフロー図参照)

##### ①基盤整備による都市機能の強化

□地区内外の幹線道路や地区内の区画道路、駐車場等の整備推進

地区外からの来街者を増やすためには、気軽に街に立ち寄れることが必要である。そのためには地区内の道路だけでなく、地区外からのアクセス道路の整備が重要となる。また、鉄道高架化の完成によって通行が可能となった東西の連絡道路の整備を急ぐ必要がある。さらに、来街者の殆どが自家用車を移動手段にしていることから、駐車場の整備が不可欠である。

□地区内施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障がいのある方も安心して活動できる街なか空間を形成することが必要である。

#### □都市施設相互のアクセス性の強化

多くの都市施設や活動拠点が、日向市駅やバス停から徒歩でアクセスできること、また、多くの施設が相互に徒歩圏内にあることが必要である。

#### □土地区画整理事業推進による土地の高度利用の推進

土地区画整理事業によって、低未利用地の利用促進を図る必要がある。

### ②魅力ある生活文化交流拠点機能の強化

#### □地域住民や来街者の交流の場である公園や交流広場、野外ステージなどの交流施設の整備

街に人が集まり、賑わいを取り戻すためには街なか「楽しい場所、行ってみたい場所」でなければならない。誰もが簡単に使用できる広場や野外ステージなど「使いやすい施設」の整備が必要である。また、完成した施設を有効に活用するための研究や管理者の養成が重要である。

※いつ行っても誰かが何かをやっている、何かやりたければ街に行けばいい。  
そんな楽しい街の実現。

### ③商業機能の活性化による賑わいの創出

#### □土地区画整理区域内の街区における商業集約化の推進

土地区画整理事業によって土地の集約化が行われ商業の集約化を進めることは、老朽化した店舗の改装や駐車場の確保なども同時に解決することができ、新しい街をつくる上で非常に有効な手段である。現在までに3つの街区が完成しているが今後も継続して推進する必要がある。

#### □商業的賑わいの創出

商業的な面での賑わいの創出は、街や店が新しくなることだけでは達成されない。買い物客が街を訪れるのは、買いたい商品があり、買いやすい店があることが必要である。また、各店舗間の連携が強化されることや施設間の回遊性を向上させることも、商店街の重要な要素である。各個店毎、街区毎、あるいは街全体で定期、不定期に行われる各種のイベントも重要な要素になる。その意味でそれぞれ100回以上も行われた街区協議会、また、その延長線上にある「高度化事業適用街区連絡協議会」の存在は貴重であり、今後も継続して新しい商品の開発やイベントの開催に取り組んでいくことが重要である。回遊性の向上という意味では、完成した街区に路地を設けたことは非常に有効であり、今後整備される街区においても継続する必要がある。

#### □不足業種の街なかへの誘導や大型店の誘致

不足業種店舗の街なかへの誘導や大規模な集客施設となる大型店の誘致を図ることは、街なかの賑わい創出の上から非常に重要な要素になる。誘致するためには、街が元気を取り戻すことが必要であり、街なかの商業者が連携して様々な活動が続けることが不可欠である。既に、いくつかのイベントが立ち上がっているが、これらのイベントを継続してさらに大きなものに育てるとともに、今後はイベントともいえないような恒常的な小さなイベントの開発に努め、「行くと楽しい街」の実現が重要である。

#### ④だれもが安心して暮らせる街なか居住の促進

□店舗併用住宅による商業者自らの街なか居住の推進

街なかの人口が減衰していった理由の1つに、商業者自身の核家族化や商業者の郊外移住が挙げられる。既に新しい店舗を併用住宅とすることによって商業者自身が街なかに住むことを進めており、今後も積極的に進めるべきである。

□民間開発による街なか居住人口の拡大

土地区画整理事業により土地の高度利用が可能となることから、民間開発での良質な住宅供給事業を誘導し街なか居住人口の拡大を図る。既にいくつかの計画が始動しており、今後も積極的に推進する必要がある。

□高齢者等にも暮らしやすいコンパクトな街なかの実現

公共施設や医療施設、商業施設など多様な都市機能の誘導により良好な居住空間の形成を図るとともに、高齢者や障がい者に対応した民間福祉住宅等の誘致を推進する。街なかで安心して生活を送ることができる良好な地域コミュニティの形成を図ることが重要である。

#### ⑤街なみ景観に配慮した都市空間の誘導

□良質な空間の形成

新駅舎を中心としたトータルデザインによる街なみ景観を誘導することにより良質な都市空間を形成していくことが重要である。

□民有空間における景観形成

日向市駅周辺地区は現在策定中の日向市景観基本計画においても景観形成重点地区に指定される予定である。本地区では、地区計画や各街区での建築申し合わせ等により民有空間の景観形成を図っているが、今後は基本計画をふまえ新しい街並みとしての景観づくりを推進する必要がある。

□「木を活かしたまちづくり」の推進

既に駅舎や完成街区で実践されている、地域の豊富な木材資源を活用した「木を活かしたまちづくり」は穏やかな街なみの形成にもつながり、今後も積極的に推進する必要がある。

#### ⑥市民協働による街なか運営の推進

□市民との協働による自立した街なか運営

日向十五夜祭りや日向ひよっとこ夏祭りなどの伝統行事を住民の手で継承していくことや、自らが企画運営して様々な活動を展開していく姿勢を育むことが大事である。街なかでは、既にいくつかの団体、グループが活動しており、今後も官民が一体となった活動を継続していくことが重要である。また、そのためには様々な団体等の組織強化や新たなまちづくり団体の育成が必要であり、街なかでの様々な活動を支援しマネージメントしていく団体の養成が重要である。

□入郷圏域住民と連携した街なか活動

本市の中心市街地は入郷圏域の中心として発展してきた街であり、今後もその役割を果たしていく必要がある。街が元気であるためには入郷圏域が元気であることが不可欠な要素となる。

市の発展、圏域の発展につなげるためにも、入郷圏域の住民が主催する市の開催など、入郷圏域の住民と連携した街なか活動の実行が重要である。

# 日向市中心市街地のまちづくりフロー

市（いち）的にぎわいに満ちた市街地の整備と、楽しみや学びのための都市機能の集積  
日向市生活文化交流拠点地区（宮崎県北地方拠点都市）

市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい 人とまち  
新しい日向市総合計画

個性あふれる人材が  
育ち輝かしい未来に  
挑戦している社会。  
[人]

健康で安心してくら  
せる社会。  
[くらし]

元気で活力ある産業  
が育っている社会。  
[産業]

自然と共生した快適  
な環境の社会。  
[環境]

活発な交流により豊  
かさが享受できる社  
会。  
[交流]

## ■現状分析

- 旧基本計画に基づくこれまでの取組に対する評価・反省
- 現状把握・ニーズ分析
  - ・人口動態→人口の減少・高齢化
  - ・土地利用の状況→低未利用地の点在・地価の下落
  - ・商業機能の状況→店舗の老朽化・空き店舗の点在
  - ・都市機能の状況→都市基盤の整備状況
  - ・公共交通機関の状況→交通ネットワークの状況

## 日向市中心市街地活性化基本方針

人が集い、人がふれあい、人が暮らす  
市（いち）的にぎわいに満ちた都市空間の形成

### ■基本方針を実現するための方策

- ①基盤整備による都市機能の強化
- ②魅力ある生活文化交流拠点機能の強化
- ③商業機能の活性化による賑わいの創出
- ④だれもが安心して暮らせる街なか居住の推進
- ⑤街なみ景観に配慮した都市空間の誘導
- ⑥市民協働による街なか運営の推進



## [2]区域

### (1) 区域設定の考え方

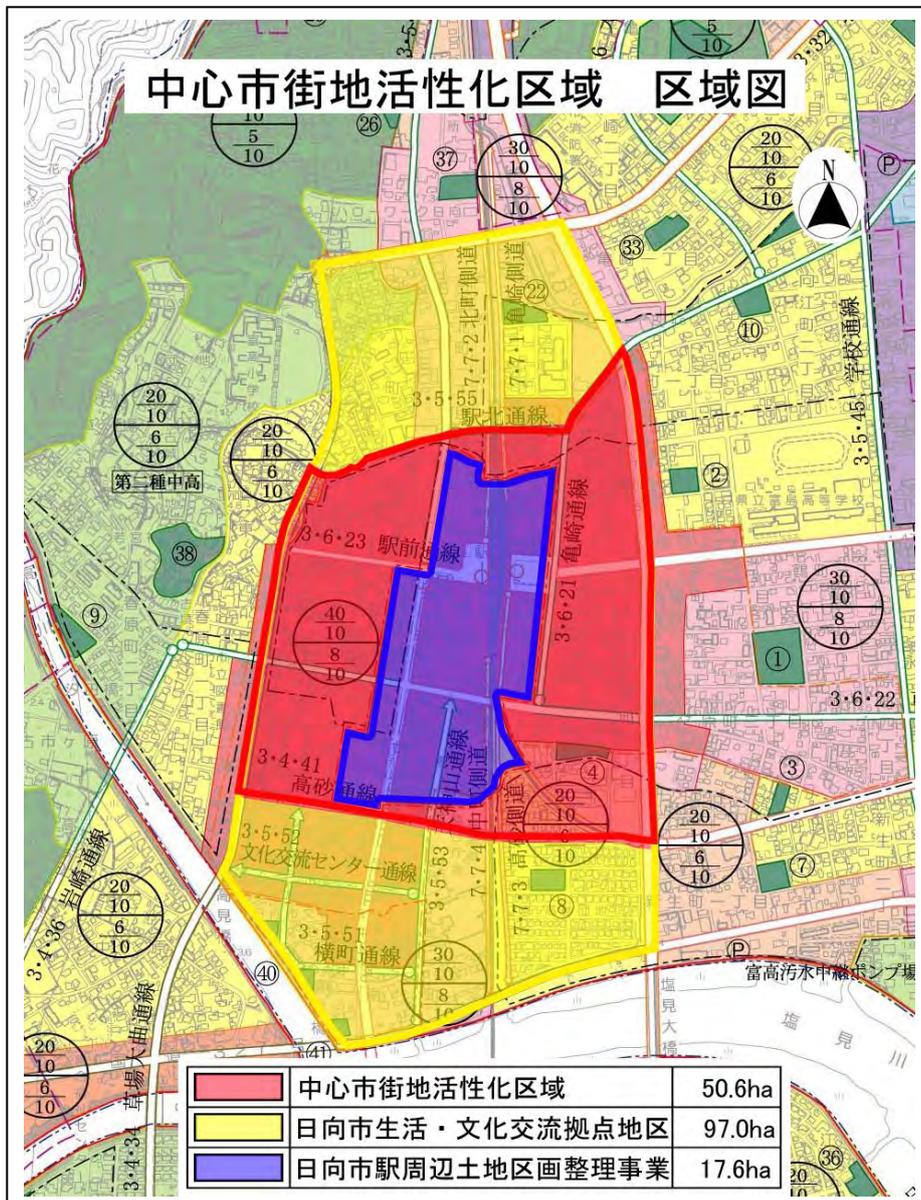
#### 1) 区域についての考え方

本市の中心市街地の設定については、宮崎県北地方拠点都市地域に指定された「日向市生活・文化交流拠点地区」(97ha)のなかで、日向入郷圏域の顔としてふさわしい区域であり、主な公共公益施設や行政機能、商業施設等の都市機能等が集中するJR日向市駅を中心とした区域を設定するものである。

この区域内では、旧基本計画に基づき連続立体交差事業、土地区画整理事業、商業集積事業等が実施されており、また、本市の都市計画マスタープラン、総合計画で中心市街地として位置づけられている。

#### 2) 中心市街地活性化区域の境界と面積

日向市中心市街地活性化区域は、JR日豊本線日向市駅を中心として、東は国道10号、南は都市計画道路高砂通線、西は都市計画道路草場大曲通線、北は市道富高11号、都市計画道路駅北通線と亀崎通線で囲まれた約50.6haとする。



### [3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																	
<p>(1) 第1号要件            当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p><b>1) 商業の集積状況</b>            本区域には、都町、上町、本町、原町の4つの商店街、商店会があり、大型店1店舗を含む小売事業所が140店(市全体の16.7%)立地している。従業員数で698人(同14.4%)、年間販売額で73億円(同10.7%)、売り場面積で19,270㎡(同16.3%)となっており、商業機能が集積した地域となっている。</p> <p>□商業の集積状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">日向市全体</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td style="text-align: center;">店</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">836</td> <td style="text-align: center;">16.7%</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">698</td> <td style="text-align: center;">4,830</td> <td style="text-align: center;">14.4%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額</td> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">681</td> <td style="text-align: center;">10.7%</td> </tr> <tr> <td>売り場面積</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">19,270</td> <td style="text-align: center;">117,657</td> <td style="text-align: center;">16.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※平成16年商業統計</p> <p><b>2) 公共公益施設の集積状況</b>            本区域及び隣接地域には、市役所や日向簡易裁判所等国、県、市の公共施設8箇所、日向市文化交流センター等文化・スポーツ施設6箇所などの施設が立地している。また、銀行、郵便局、JA等の金融機関は10箇所、医療機関は総合病院2箇所を含む18の施設(本市の医療施設の42%)が存在する。ホテル旅館等の宿泊施設では6軒のホテルが地区内で営業しており、収容者数の割合では62%になる。このように本市における主要な公共公益施設はこの地域に集約されている。(P18 公共公益施設分布図 参照)</p> <p><b>3) 公共交通機関の集中</b>            本区域にはJR日向市駅があり、本市及び圏域の玄関口として重要な役割を果たしている。また、宮崎交通バスと本市の福祉バスである「ぶらっとバス」の全路線が本区域を經由する交通の結節点である。            平成18年12月に鉄道高架化が完了し、JR日向市駅が新しく開業したことにより交通結節点としての機能がさらに強化された。</p> <p><b>4) 用途上の商業地域の集中</b>            中心市街地の面積は、本市の市街化区域の約3%(市全体1,714ha)であるが、商業地域の割合では61%を占めている。</p> <p>□商業地域の全体に占める割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">日向市</th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業地域</td> <td style="text-align: center;">73ha</td> <td style="text-align: center;">45ha</td> <td style="text-align: center;">61.1%</td> </tr> </tbody> </table>		単位	中心市街地	日向市全体	割 合	店舗数	店	140	836	16.7%	従業員数	人	698	4,830	14.4%	年間販売額	億円	73	681	10.7%	売り場面積	㎡	19,270	117,657	16.3%		日向市	中心市街地	割合	商業地域	73ha	45ha	61.1%
	単位	中心市街地	日向市全体	割 合																														
店舗数	店	140	836	16.7%																														
従業員数	人	698	4,830	14.4%																														
年間販売額	億円	73	681	10.7%																														
売り場面積	㎡	19,270	117,657	16.3%																														
	日向市	中心市街地	割合																															
商業地域	73ha	45ha	61.1%																															

要件	説明																																																																																			
<p>(2) 第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p><b>1) 店舗数・売り場面積・従業者数・年間販売額の減少</b></p> <p>①本市の小売店舗数は、平成3年(999店舗)から平成16年(836店舗)の13年間に16.3%減少しているが、本区域においても同期間に212店舗から140店舗(34.0%減)と大幅に減少している。</p> <p>②本市全体の売り場面積は、平成3年(69,566㎡)から平成16年(117,657㎡)までに69.1%と大幅に増加しているが、本区域では、平成9年(28,272㎡)から平成14年(10,460㎡)には大幅に減少(63.0%減)した。しかし平成16年(19,270㎡)には持ち直し31.8%減(平成9年比)になっている。</p> <p>③本市の従業者数は、平成3年(4,108人)から平成16年(4,830人)にかけて17.6%の増となっているが、本区域においては、平成3年(997人)から平成14年(490人)に50.9%と大幅に減少しその後増加に転じ平成16年(698人)には30.0%減(平成3年比)となっている。</p> <p>④本市の年間商品販売額は、平成3年(663億円)から平成9年(743億円)にかけて12.1%の増となっているが、平成9年から平成16年(681億円)にかけては8.3%減少している。(平成3年比では2.7%の増となる。)</p> <p>この間、本区域においては平成3年(173億円)から平成14年(59億円)にかけて激減(65.9%)した後、平成16年には73億円と若干もちなおしたものの平成3年比では57.8%の減少になっている。</p> <p>□店舗数・売り場面積・従業者数・年間販売額</p> <table border="1" data-bbox="456 1205 1398 1675"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成3年</th> <th>平成9年</th> <th>平成14年</th> <th>平成16年</th> <th>変化率 H3→H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">店舗数</td> <td>日向市</td> <td>999</td> <td>935</td> <td>874</td> <td>836</td> <td>-16.31%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>212</td> <td>173</td> <td>142</td> <td>140</td> <td>-33.96%</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>21.22%</td> <td>18.50%</td> <td>16.24%</td> <td>16.74%</td> <td>-4.48%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">売り場面積</td> <td>日向市</td> <td>69,566</td> <td>95,454</td> <td>107,890</td> <td>117,657</td> <td>23.26%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td></td> <td>28,272</td> <td>10,460</td> <td>19,270</td> <td>-31.84%</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td></td> <td>29.61%</td> <td>9.69%</td> <td>16.37%</td> <td>-13.24%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">従業者数</td> <td>日向市</td> <td>4,108</td> <td>4,506</td> <td>4,827</td> <td>4,830</td> <td>17.57%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>997</td> <td>785</td> <td>490</td> <td>698</td> <td>-29.98%</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>24.26%</td> <td>17.42%</td> <td>10.15%</td> <td>14.45%</td> <td>-9.81%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年間販売額</td> <td>日向市</td> <td>663</td> <td>743</td> <td>702</td> <td>681</td> <td>2.71%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>173</td> <td>136</td> <td>59</td> <td>73</td> <td>-57.80%</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>26.09%</td> <td>18.30%</td> <td>8.40%</td> <td>10.71%</td> <td>-15.38%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※売り場面積、中心市街地の変化率はH9→H16のもの。</p> <p><b>2) 歩行者・自転車通行量の減少</b></p> <p>街なかの賑わいを計る上で端的な指標に挙げられる歩行者・自転車通行量が減少している。核店舗の撤退が始まる直前の平成7年時調査との比較では、最後の核店舗であった寿屋が撤退した平成14年には1,289人(平成7年比73.4%減、約1/4)まで激減し、その後若干回復したものの、平成18年の段階では1,700人と65%減になっている。</p>			平成3年	平成9年	平成14年	平成16年	変化率 H3→H16	店舗数	日向市	999	935	874	836	-16.31%	中心市街地	212	173	142	140	-33.96%	比率	21.22%	18.50%	16.24%	16.74%	-4.48%	売り場面積	日向市	69,566	95,454	107,890	117,657	23.26%	中心市街地		28,272	10,460	19,270	-31.84%	比率		29.61%	9.69%	16.37%	-13.24%	従業者数	日向市	4,108	4,506	4,827	4,830	17.57%	中心市街地	997	785	490	698	-29.98%	比率	24.26%	17.42%	10.15%	14.45%	-9.81%	年間販売額	日向市	663	743	702	681	2.71%	中心市街地	173	136	59	73	-57.80%	比率	26.09%	18.30%	8.40%	10.71%	-15.38%
		平成3年	平成9年	平成14年	平成16年	変化率 H3→H16																																																																														
店舗数	日向市	999	935	874	836	-16.31%																																																																														
	中心市街地	212	173	142	140	-33.96%																																																																														
	比率	21.22%	18.50%	16.24%	16.74%	-4.48%																																																																														
売り場面積	日向市	69,566	95,454	107,890	117,657	23.26%																																																																														
	中心市街地		28,272	10,460	19,270	-31.84%																																																																														
	比率		29.61%	9.69%	16.37%	-13.24%																																																																														
従業者数	日向市	4,108	4,506	4,827	4,830	17.57%																																																																														
	中心市街地	997	785	490	698	-29.98%																																																																														
	比率	24.26%	17.42%	10.15%	14.45%	-9.81%																																																																														
年間販売額	日向市	663	743	702	681	2.71%																																																																														
	中心市街地	173	136	59	73	-57.80%																																																																														
	比率	26.09%	18.30%	8.40%	10.71%	-15.38%																																																																														

要件	説明																																												
	<p style="text-align: center;">□歩行者・自転車通行量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H7</th> <th>H10</th> <th>H12</th> <th>H14</th> <th>H16</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通行量</td> <td style="text-align: center;">4,851</td> <td style="text-align: center;">2,789</td> <td style="text-align: center;">2,230</td> <td style="text-align: center;">1,289</td> <td style="text-align: center;">1,571</td> <td style="text-align: center;">1,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対7年比</td> <td></td> <td style="text-align: center;">-42.51%</td> <td style="text-align: center;">-54.03%</td> <td style="text-align: center;">-73.43%</td> <td style="text-align: center;">-67.61%</td> <td style="text-align: center;">-64.96%</td> </tr> </tbody> </table>							H7	H10	H12	H14	H16	H18	通行量	4,851	2,789	2,230	1,289	1,571	1,700	対7年比		-42.51%	-54.03%	-73.43%	-67.61%	-64.96%																		
	H7	H10	H12	H14	H16	H18																																							
通行量	4,851	2,789	2,230	1,289	1,571	1,700																																							
対7年比		-42.51%	-54.03%	-73.43%	-67.61%	-64.96%																																							
	<p><b>3) 人口・世帯数の減少</b></p> <p>国勢調査による平成17年の人口は、市全体が59,002人、中心市街地が1,378人となっている。昭和50年から平成17年までの人口の推移をみると、市全体が10.4%の増、昭和55年以降は1.1%増で概ね横ばい状況で推移しているのに対し、中心市街地は、3,232人から1,378人と57.4%の大幅な減少となっている。また、中心市街地の世帯数は、人口に比例して減少し、昭和50年から平成17年までの間に43%の減となっている。</p> <p style="text-align: center;">□人口世帯数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>昭和50年</th> <th>平成2年</th> <th>平成17年</th> <th>変化率 S50⇒H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">人口</td> <td style="text-align: center;">日向市</td> <td style="text-align: center;">53,448</td> <td style="text-align: center;">58,442</td> <td style="text-align: center;">59,002</td> <td style="text-align: center;">+10.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中心市街地</td> <td style="text-align: center;">3,232</td> <td style="text-align: center;">1,703</td> <td style="text-align: center;">1,378</td> <td style="text-align: center;">-57.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比率</td> <td style="text-align: center;">6.05%</td> <td style="text-align: center;">2.91%</td> <td style="text-align: center;">2.38%</td> <td style="text-align: center;">-3.7%</td> </tr> </tbody> </table>								昭和50年	平成2年	平成17年	変化率 S50⇒H17	人口	日向市	53,448	58,442	59,002	+10.4%	中心市街地	3,232	1,703	1,378	-57.4%	比率	6.05%	2.91%	2.38%	-3.7%																	
		昭和50年	平成2年	平成17年	変化率 S50⇒H17																																								
人口	日向市	53,448	58,442	59,002	+10.4%																																								
	中心市街地	3,232	1,703	1,378	-57.4%																																								
	比率	6.05%	2.91%	2.38%	-3.7%																																								
	<p><b>4) 地価公示価格の低下</b></p> <p>地価公示価格は、平成6年から平成19年までの14年間に中心市街地近隣の宅地では5%、商業地で25.4%の減で推移しているのに対し、中心市街地では180,000円から79,800円で55.7%減と大幅に下落している。</p> <p style="text-align: center;">□地価公示価格の推移 <span style="float: right;">(円/㎡)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H6</th> <th>H9</th> <th>H12</th> <th>H15</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">中心市街地近隣の 住宅地(北町)</td> <td style="text-align: center;">43,900</td> <td style="text-align: center;">43,900</td> <td style="text-align: center;">43,900</td> <td style="text-align: center;">42,500</td> <td style="text-align: center;">41,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: center;">96.81%</td> <td style="text-align: center;">94.99%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">中心市街地近隣の 商業地(原町)</td> <td style="text-align: center;">67,700</td> <td style="text-align: center;">67,700</td> <td style="text-align: center;">64,500</td> <td style="text-align: center;">58,700</td> <td style="text-align: center;">50,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: center;">95.27%</td> <td style="text-align: center;">86.71%</td> <td style="text-align: center;">74.59%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">中心市街地の 商業地(都町)</td> <td style="text-align: center;">180,000</td> <td style="text-align: center;">147,000</td> <td style="text-align: center;">128,000</td> <td style="text-align: center;">106,000</td> <td style="text-align: center;">79,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: center;">81.67%</td> <td style="text-align: center;">71.11%</td> <td style="text-align: center;">58.89%</td> <td style="text-align: center;">44.33%</td> </tr> </tbody> </table>							H6	H9	H12	H15	H19	中心市街地近隣の 住宅地(北町)	43,900	43,900	43,900	42,500	41,700	100.00%	100.00%	100.00%	96.81%	94.99%	中心市街地近隣の 商業地(原町)	67,700	67,700	64,500	58,700	50,500	100.00%	100.00%	95.27%	86.71%	74.59%	中心市街地の 商業地(都町)	180,000	147,000	128,000	106,000	79,800	100.00%	81.67%	71.11%	58.89%	44.33%
	H6	H9	H12	H15	H19																																								
中心市街地近隣の 住宅地(北町)	43,900	43,900	43,900	42,500	41,700																																								
	100.00%	100.00%	100.00%	96.81%	94.99%																																								
中心市街地近隣の 商業地(原町)	67,700	67,700	64,500	58,700	50,500																																								
	100.00%	100.00%	95.27%	86.71%	74.59%																																								
中心市街地の 商業地(都町)	180,000	147,000	128,000	106,000	79,800																																								
	100.00%	81.67%	71.11%	58.89%	44.33%																																								

要件	説明
<p>(3) 第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であること</p>	<p>中心市街地活性化事業は、宮崎県北地方拠点都市地域基本計画、日向市総合計画、日向市都市計画マスタープラン等の上位計画との整合を図りながら推進しており、中心市街地の活性化が市域及び圏域全体の発展につながる。</p> <p><b>1) 宮崎県北地方拠点都市地域基本計画</b> 平成7年3月に宮崎県北部8市町村で策定した「宮崎県北地方拠点都市地域基本計画」のなかで、本市では「細島ウォーターフロント拠点地区」、「日向市生活・文化交流拠点地区」、「財光寺居住拠点地区」の3つの拠点地区が設定されている。 本区域はこのなかでも中心的な役割を果たす、「日向市生活・文化交流拠点地区」に含まれおり、「中心商店街の近代化や文化施設等の整備を図り、生活・文化の交流拠点としての賑わい空間を形成する」ことを整備目的として掲げている。</p> <p><b>2) 日向市総合計画</b> 平成19年3月に策定した「新しい日向市総合計画」では、中心市街地を「交流“にぎわい”プロジェクト」の重点プロジェクトとして位置づけ、「日向市駅を中心とした“街なか”が日向入郷圏域の顔となるよう、市民との協働によるまちづくりを推進する」こととし、その将来像としてコンパクトシティの形成を明確に打ち出している。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>■ 将来像</p> <p>中心市街地においては、日向入郷圏域の顔としての整備が進み、暮らしに必要な都市機能が近接した効率的で持続可能な「コンパクトシティ」が形成され、交流人口・定住人口の増加により活気に満ち溢れている。 そのために</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交流拠点となる街なかの整備</li> <li>② 街なか居住の促進</li> <li>③ 市民協働によるまちづくりの推進</li> </ol> <p>の3つの施策を展開し、「にぎわいと活気に満ちた中心市街地の形成」を目指すこととしている。</p> </div> <p><b>3) 日向市都市計画マスタープラン</b> 平成14年3月に策定した日向市都市計画マスタープランでは、中心市街地を「商業施設や公共公益施設等からなる中心商業地の拠点であるとともに、行政サービス施設等の集中する行政文化交流の拠点」として位置づけ、中心商業ゾーンとして中心市街地にふさわしい商業地を形成することにしている。そのための方針として、JR日向市駅周辺は本市の中心地として商業・サービス施設の機能を高め、商業基盤施設の整備等抜本的な土地利用の高度化を図り、都市基盤整備の実施にあわせて商業施設の誘導・集積を高めることにしている。</p>

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### [1]日向市中心市街地の活性化の目標

本市では、「人が集い、人がふれあい、人が暮らす、市（いち）的にぎわいに満ちた都市空間の形成」を基本方針として、都市機能の再生・更新を行い、市民や日向入郷圏域住民の生活文化交流の拠点としての機能強化を図り、多様なニーズを持つ人々が安心して暮らせる中心市街地の形成を目指して以下の目標を掲げる。

#### 目標①：人が集い、人がふれあう、活気に満ちた生活文化交流空間づくり

本市の中心市街地は、古くから圏域内の山海の産物や情報が集まる場所であり、圏域における経済や文化の交流拠点として発展してきた街である。しかし、近年、社会構造の変革や住民ニーズの変容に伴い交流拠点としての機能低下を招いてきた。賑わいに満ちた中心市街地の実現のためには、圏域の人々が集まり、ふれあい、活動する空間づくりが必要であり、活気に満ちた生活文化交流拠点の機能強化を目指す。

#### 目標②：誰もが安心して暮らせる、便利でコンパクトなまちづくり

本市の中心市街地は、古くから「圏域の中心・顔」として発展してきた「まち」であり、圏域において最も都市機能が集積した地域である。

既に集約された様々な公共公益施設や生活基盤施設を活用し、さらに魅力的な景観づくりの誘導、都市基盤整備等を実施することで「まち」の再生、住民の利便性・快適性の向上を図る。これにより、高齢者も障がいのある方もあらゆる人々が安心して歩いて暮らせるコンパクトで人に優しいまちづくりを目指す。

#### 目標③：市民協働による持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりのためには、行政主導から市民主導に移行し「自らのまちは自らの手で守り、育てる」意識が重要である。

本市のまちづくりにおいては、当初より市民を含めた委員会や協議会を発足させ、施設の建設・管理運営等について議論してきた。今後も市民協働による持続可能なまちづくりを目指す。

#### [2]計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、各種事業の進捗を考慮し、平成20年4月から平成26年3月までとする。

### [3]具体的な数値目標の考え方

#### (1)「人が集い、人がふれあう、活気に満ちた生活文化交流空間づくり」に関する数値目標

数値目標：歩行者・自転車通行量

##### 1) 数値目標の指標設定の考え方

「活気に満ちた生活文化交流空間づくり＝賑わいの回復」の数値指標としては、歩行者・自転車通行量や主な集客施設の利用者数等が考えられるが、「賑わいの回復」を端的に表す指標としては「街なかを歩く人の数＝歩行者・自転車通行量」が最もふさわしいと思われる。また、本市では土地区画整理事業と同時に商業集積事業を実施するため、街の形態が大きく変化し集客施設の利用者数では過去との比較が困難である等の理由から、これまでも毎年実施してきた、「歩行者・自転車通行量（日曜日）」を数値目標の指標として採用する。なお、大型店を含めた各個店の来店客数は日曜日が最も多く、交流拠点施設の利用も日曜日が最も多いものと予想されることから日曜日の通行量を採用することとした。

「歩行者・自転車通行量」は、毎年既存商店街が存在する県道沿いの3地点において計測しているため、数値目標の指標はこの3地点の合計数値とする。

##### 2) 数値目標設定の考え方

目標とする数値の考え方

「10年後において平成10年頃の通行量に回復する」

- ・ 平成10年頃：郊外型大型店が進出し、中心市街地からの核店舗の撤退が始まる直前の時期。<sup>※1</sup>
- ・ 10年後：土地区画整理事業等の事業が完成し、事業効果が発揮されるためには10年程度の期間を必要とする。

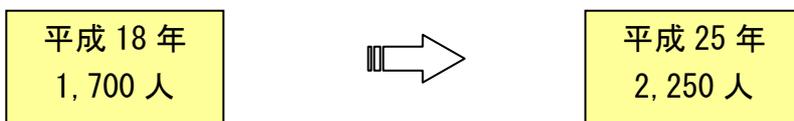
平成10年の3地点の合計数値が下表のとおり2,789人であることから、10年後の3地点の合計が2,800人を上回ることを目標とするが、平成25年においては、その1/2程度<sup>※2</sup>を達成することを目指して数値目標を設定する。

<sup>※1</sup> ダイエー日向店は平成7年に撤退しているが、これはダイエー延岡店出店に合わせた企業戦略によるもので郊外型大型店の影響を受けたものとはいえない。目標値としては、サウスタウン、メルクス日向等の郊外店が進出し、その影響を受けて日向大丸、マルシヨク等の撤退が始まる直前の時期である平成10年度の調査数値が適当であると判断した。

<sup>※2</sup> 土地区画整理事業と同時に商業集積事業・交流拠点施設整備事業を実施するものであるが、賑わいの創出のための両事業が完成し効果を表すには10年程度の期間が必要と考えられるため5年後の平成25年時における達成目標は1/2程度とした。

	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
3地点計	2,789	2,317	2,230	2,333	1,289	1,957	1,571	1,652	1,700

- ・ 県道沿い3地点の増加目標値： $(2,800 - 1,700) \times 1/2 = 550$ 人



なお、計画の終期は当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

### 3) 目標達成のための考え方

本基本計画においては、土地区画整理事業と同時に各街区において商業集積事業を実施し魅力的な商業空間を創出するとともに、日向市駅を中心とした交流拠点施設整備事業により文化交流機能を増進させ、あわせて居住人口の増加を図ることにしている。

さらに、各種のソフト事業を組み合わせることにより市内外からの集客を図り、交流人口の増を目指すものである。

これらの事業実施による来街者数の増加を見込み、各施設間の回遊率を勘案して平成 25 年時点の「歩行者・自転車通行量」を推計する。

#### ①商業集積事業等の事業実施による来街者の増加

##### □上町地区集積区域整備事業による来店者の増加見込み数

中心市街地では、平成 14 年より商業集積事業に取り組んでおり、3 街区で事業が完了している。整備済みの街区の日曜日の来店者数を調査したところ、小売店では平均 30 人、飲食店では平均 70 人となっている。

##### □整備済み街区の来店者数

街区名	小売店		飲食店	
	店舗数	来店者数	店舗数	来店者数
8 街区	5	120	3	270
10 街区	6	280	1	80
13 街区	6	150	1	20
15 街区	1	10		
合 計	18	560	5	370
平均		31		74

※来店者数合計 930 人

上記の結果をふまえ、今後整備が予定されている街区の予想来店者数（今後の整備により増加する来店者数）を 1,090 人と推定した。

##### □上町地区集積区域整備事業による予想来店者数

街区名	店舗数	予想来店者数	備考
12 街区	1	70	飲食
15 街区	1	30	
13 街区	1	720	核店舗の整備※1
11 街区	5	150	
9 街区	4	120	
合 計	10	1,090	

※1 核店舗としてスーパーマーケットを計画しており、1,200 m<sup>2</sup>程度の店舗面積を予定している。市内同業種の聞き取り調査により、店舗面積 1 m<sup>2</sup>当り 0.6 人程度の来店者を見込むものとして 1 日当りの来店者数を 720 人とした。

## □交流拠点施設整備による来街者の増加見込み数

交流拠点施設としては、日向市駅周辺に地域情報センターまちの駅とみたか及び市民交流プラザを整備し、さらに東西駅前広場、交流拠点広場、野外ステージ等を整備する予定である。これらの施設を核に各種ソフト事業を展開し、街なかの賑わい創出を図るものであり来街者の増加が期待されている。

本試算においては、市民交流プラザ、まちの駅とみたか、交流拠点広場（野外ステージを含む）における1日当りの利用者の増加分を推計し、これに交流市での来街者増加分を加えて交流拠点施設による来街者の増加見込み数とした。ただし、月1回程度行われる大きなイベントによる集客数については恒常的なものではなく平均的な来街者数とはいえないことから試算から除いている。また、交流市のなかでも夜市については同様の理由から反映させない。試算による推計値は下表のとおり、日曜日1日平均で420人とした。

□交流拠点施設1日当り利用者数

	H18	H25	増加見込
市民交流プラザ※ <sup>1</sup>	60	110	50
まちの駅とみたか※ <sup>2</sup>	30	100	70
交流広場※ <sup>3</sup>	0	300	300
交流市※ <sup>4</sup>	350	350	0
合計	440	860	420

- ※<sup>1</sup> 市民交流プラザには会議室、交流施設、子育て支援施設等が整備され平成19年2月に完成した。平成19年度の上半期（4月～9月計）の実績からみると施設全体の1日当たりの平均利用者数は約115人であり、今後もこの利用者数が維持されるものと見込み平成25年の1日当り利用者数を110人とした。平成18年度の1日当り利用者数は商工会議所会議室、交流施設（きてん）、子育て支援施設（きてんに併設）の実績から22,500人（年間利用者総数）/362日（実日数）≒60人とした。
- ※<sup>2</sup> まちの駅とみたかは地域情報センターとして整備され平成19年4月に開業した。平成19年度の上半期（4月～9月計）の実績からみると1日当たりの利用者数は約100人となり、今後もこの利用者数が維持されるものと見込み平成25年度の利用者数を100人とした。平成18年度の利用者数は、まちの駅とみたか整備前の同様な機能を有した施設（観光協会運営による観光案内所）の1日当り利用者数から30人とした。
- ※<sup>3</sup> 交流広場については平成18年時点で比較すべき施設が無いため平成25年の利用者見込み数のみを記載している。3,400㎡の芝生広場に野外ステージを併設することにより、大きなイベントの無い日曜日においても市内小中高校のブラスバンドによる発表会やバンドライブ、フリーマーケット等に使用しにぎわいの核となる施設を目指している。これまでに街なかで行われた同様の催し（ブラスバンド発表会等）の集客数が300～400人であることから交流広場の最低利用者数として300人を想定した。
- ※<sup>4</sup> 交流市については、平成18年度の朝どれ市、ひまわり市の実績から1回当りの集客数を平均350人とした。今後もこの利用者数が維持されるものと見込み平成25年度の利用者数を350人と想定した。

## □街なか居住を推進することによる居住者の増加見込み数

街なか居住の推進により増加する居住者の見込み数としては、都心居住共同住宅供給事業及び介護事業所併設型高齢者賃貸住宅事業による人口増分を採用し合計166人とした。

都心居住共同住宅供給事業	$81 \text{ 戸} \times 2.23 \text{ 人/世帯} \times 70\% = 126 \text{ 人} \text{ ※}^1$
介護事業所併設型高齢者賃貸住宅事業	$50 \text{ 人} \times \text{入居率} 80\% = 40 \text{ 人} \text{ ※}^2$
合計	$126 \text{ 人} + 40 \text{ 人} = 166 \text{ 人}$

※<sup>1</sup> P53 都心居住共同住宅供給事業による人口増参照

※<sup>2</sup> P53 介護事業所併設型高齢者賃貸住宅事業による人口増参照

## ②平成 25 年における歩行者・自転車通行量の増加量の推計

上記により推計した、各集積区域、交流拠点施設による平成 25 年時点での来街者増加見込み数のうち、「徒歩、自転車」による来街者が来街時に 1 回～2 回調査ポイントを通することとして「歩行者・自転車通行量」の増加分を算出する。また、街なか居住推進事業による居住者の増加見込み数から来街者増加分を推計し、1 回調査ポイントを通するものとして平成 25 年における「歩行者・自転車通行量」の増加分を試算する。

### □上町地区集積区域整備事業による「歩行者・自転車通行量」増加分

来街者の 29%<sup>※1</sup>が「徒歩、自転車」によるものであり、これらの人が 1 回<sup>※2</sup>調査ポイントを通し、上町地区の東西南北 4 方向（各 25%と想定）からの来街者のうち、西方向（25%）及び南北方向からの 1/2（各 12.5%）の来街者は 2 回<sup>※3</sup>調査ポイントを通するものとして想定した。

$$\underline{1,090 \text{ 人} \times 0.29 \times (1 + 0.25 + 0.125 + 0.125) = 474 \text{ 人}}$$

※1 アンケート調査の結果から、来街時の交通手段として徒歩・自転車の合計が 29.2%となっていることから想定した。

※2 徒歩・自転車による来街者が最低 1 回は調査ポイントを通するものとして想定した。

※3 西方（25%）及び南北方向（各 12.5%）からの来街者（合計 50%）は来街時、帰街時の 2 回調査ポイントを通するものとして想定した。

### □交流拠点施設整備による「歩行者・自転車通行量」増加分

利用者の 29%<sup>※1</sup>が「徒歩、自転車」によるものであるが、施設の位置が調査ポイントの東側にあるため、東西南北 4 方向（各 25%と想定）からの来場者のうち、西方向（25%）及び南北方向からの 1/2（各 12.5%）の来場者が 1 回調査ポイントを通するものと想定した。

$$\underline{420 \text{ 人} \times 0.29 \times (0.25 + 0.125 + 0.125) = 60 \text{ 人}}$$

### □街なか居住を推進することによる「歩行者・自転車通行量」増加分

街なか居住推進事業による来街者については来街頻度等から最低でも週 2 回の来街が見込めるものと判断し、居住人口増数に 2/7 を乗じて 1 日当りの増加分とし、1 回調査ポイントを通するものと想定した。

$$\underline{166 \text{ 人} \times 2 / 7 = 47 \text{ 人}}$$

### 「歩行者・自転車通行量」増加見込み数合計

$$\underline{474 \text{ 人} + 60 \text{ 人} + 47 \text{ 人} = 581 \text{ 人}}$$

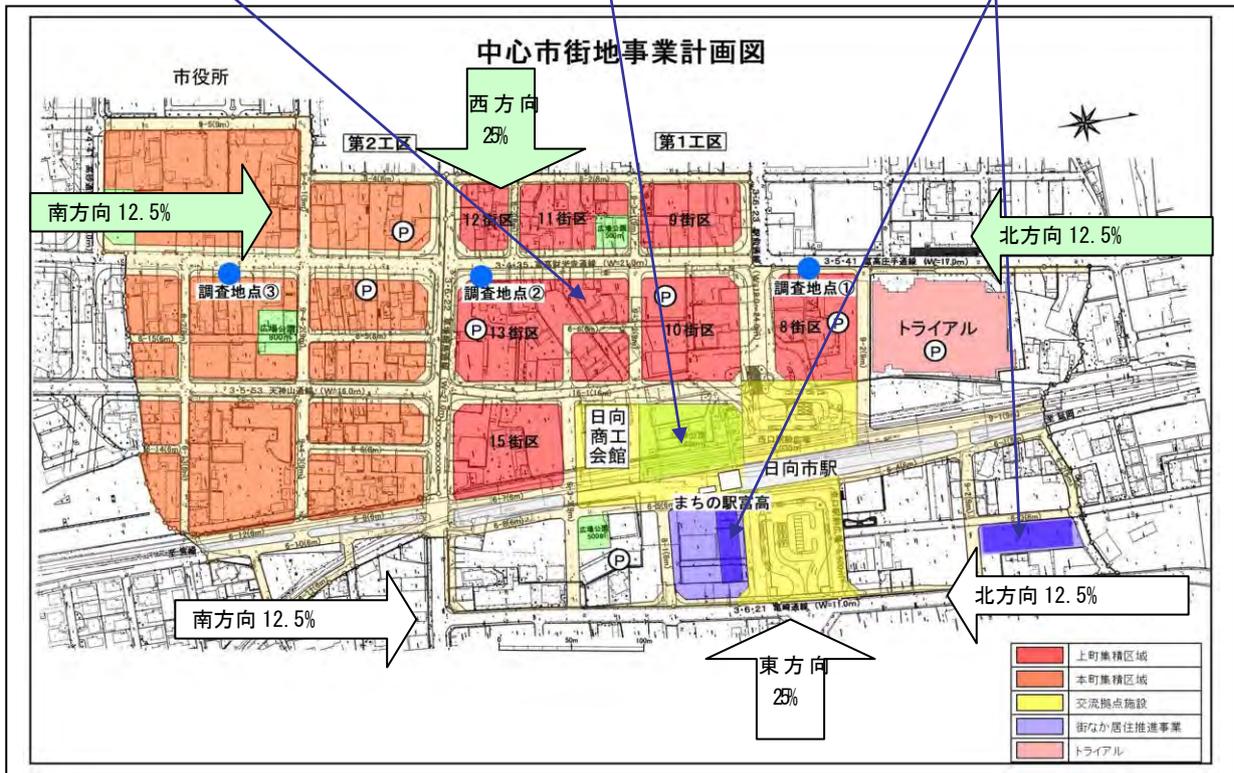
### ◎平成 25 年における「歩行者・自転車通行量」推計値

$$\underline{1,700 \text{ 人} + 581 \text{ 人} = 2,281 \text{ 人}}$$

事業名	上町集積区域整備事業
来街者の増加見込み数	1,090 人/日
自転車歩行者増の見込み数	474 人/日
通過率	$29\% \times 1.5 = 43.5\%$

事業名	交流拠点施設整備事業
来場者の増加見込み数	420 人/日
自転車歩行者増の見込み数	60 人/日
通過率	$29\% \times 0.5 = 14.5\%$

事業名	街なか居住推進事業
居住者の増加見込み数	166 人/日
歩行者増の見込み数	47 人/日
通過率	2/7



### ③検討結果

平成 25 年における目標値 2,250 人に対して「歩行者・自転車通行量」の推計値は 2,281 人となり、目標は達成できるものと判断する。

### 4) フォローアップの考え方

歩行者・自転車通行量調査に関しては、毎年 7 月、日向商工会議所により実施されているが、年 1 回夏季の調査であり、結果が天候に左右されることも懸念されることから活性化協議会においても別途調査を実施し数値目標の達成状況を検証する。

## (2) 「誰もが安心して暮らせる、便利でコンパクトなまちづくり」に関する数値目標

### 1) 数値目標の指標設定の考え方

「誰もが安心して暮らせる、便利でコンパクトなまちづくり＝街なか居住の推進」の数値指標としては、これを最も端的に現す指標であると考えられる「活性化区域内の居住人口」を設定した。

数値目標：活性化区域内の居住人口

### 2) 数値目標設定の考え方

#### 目標とする数値の考え方

「平成 25 年において平成 12～13 年頃の居住人口に回復する」

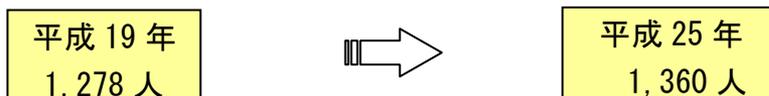
- 平成 12～13 年頃：平成 14 年の寿屋倒産により中心市街地から核店舗が姿を消す直前の時期。

土地区画整理事業や街なか居住を推進する事業により、平成 25 年において平成 12～13 年頃の活性化区域内人口の回復を目標とするが、直近 8 年間の居住者人口をみると平成 18 年の人口が下表に示すとおり明らかに異常値を示している。これは興行目的での外国人居住者が大量に流出し補充がなされなかったために起こった現象であり、今後も補充されることは考えにくい。平成 12～13 年の人口には同程度の外国人居住者が含まれていることを勘案し、1,360 人程度の居住人口達成を目標とする。

- $(1,433 \text{ 人} + 1,419 \text{ 人}) \div 2 - 65 \text{ 人}^{*1} = 1,361 \text{ 人}$

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
中心市街地人口	1,433	1,419	1,422	1,411	1,395	1,378	1,275	1,278
増減率	—	-0.98	0.21	-0.77	-1.13	-1.22	-7.47	0.24

※1 H18 の 65 人の減少は、興行目的外国人居住者の大量流出によるもの。



なお、計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

### 3) 目標達成のための考え方

平成 19 年の活性化区域内人口は 1,278 人であるが、今後も対策を講じなければ人口は減少を続け（減少率 0.77%/年※1）、平成 25 年には 1,228 人になるものと推計される。本計画では平成 25 年の居住者人口を 1,360 人まで回復することを目指しており、目標達成のためには各種事業を実施することによって 132 人以上の人口増を図ることが必要となる。

目標達成には、土地区画整理事業による居住環境の改善を推進し、民間事業者による共同住宅供給事業の促進や商業の活性化等による都市機能の再生を図ることで、地区内の低未利用地の有効活用につなげ街なか居住の促進を図る。

※1 区域内人口減少率

平成 18 年の人口減少率が異常値を示していることから、平成 12 年から平成 17 年までの 5 年間の人口推移により算出する。

$$\cdot (1,378 - 1,433) / 1,433 / 5 = 0.0077 \quad \text{減少率：0.77\%}$$

①平成 25 年における中心市街地区域内人口を推計する。

□人口推移による区域内人口の減少

平成 19 年人口 1,278 人、年間減少率 0.77%

平成 25 年人口 1,228 人、50 人減

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H25
区域内人口	1,278	1,268	1,258	1,248	1,238	1,228

□都心居住共同住宅供給事業による人口増

81 戸×2.23 人/世帯<sup>※1</sup>×70%<sup>※2</sup>=126 人

(日向市駅東側において民間事業者により計画されている高層マンション建設事業)

※1 中心市街地における平成 17 年度の世帯当り人数 (P23 中心市街地の人口動向表参照)

※2 本市のような地方都市においては、都心マンションに居住する世帯としては高齢者世帯、独身世帯が多くなるものと予想される。市内の高層マンションの世帯当り人数が市全体の世帯当り人数の 71%程度になっていることから世帯当り人数の低減率として 70%を採用した。

□介護事業所併設型高齢者賃貸住宅事業による人口増

50 人×入居率 80%<sup>※1</sup>=40 人

(JA 日向による介護事業所併設型高齢者賃貸住宅事業)

※1 市内の高齢者介護施設の入居率はほぼ 100% (待機者多数の状態) になっているが、本施設の場合は介護保険の適用を受けない施設であることから、若干の空き室が出る可能性を見込み設置者からの聞き取り調査の上、入居率を 80%と推定した。

□土地区画整理事業による居住環境の改善や店舗併用住宅推進事業による人口の維持

195 人×0.77%<sup>※1</sup>×5 年=7 人

(土地区画整理事業による居住環境の改善や店舗併用住宅推進事業等によって土地区画整理事業区域内の人口は維持できるものと考え、対策を講じない場合に減少するものと考えられる 7 人を本人口推計に反映させる。)

※1 中心市街地における年間人口減少率。

なお、現在民間事業者によって計画されている高層マンション等は土地区画整理事業等の事業効果によるものであり、今後も未利用地を利用した共同住宅の建設等は考えられる。また、店舗併用住宅推進事業においても新規参入者による人口増は期待できるが、いずれも不確定要素が大きいいため本推計には採用しない。

□平成 19 年活性化区域内人口	1,278 人
□人口推移による区域内人口の減少	-50 人
□都心居住共同住宅供給事業による人口増	126 人
□介護事業所併設型高齢者賃貸住宅事業による人口増	40 人
□土地区画整理事業による居住環境の改善や店舗併用住宅推進事業による人口の維持	7 人
人口増減値	123 人
平成 24 年活性化区域内人口推計値	1,401 人

②検討結果

目標値 1,360 人に対して人口推計値は 1,401 人となり、目標は達成できるものと判断する。

4) フォローアップの考え方

日向市において実施している人口動態調査を基に、数値目標の達成状況を検証する。

### (3) 「市民協働による持続可能なまちづくり」に関する数値目標

#### 1) 数値目標設定の考え方

「市民協働による持続可能なまちづくり」の数値目標としては、様々なまちづくり活動への参加人員数やまちづくり団体数などが考えられるが、何れも把握が困難などの問題がある。街なかで行われるイベントは市民が主体になって行われる代表的なまちづくり活動であると考えられ、その回数は的確に把握できることから、「市民協働による持続可能なまちづくり」の指標として、市民の企画によって街なかで実施される各種イベントの回数を目標指標として設定した。

数値目標：市民の企画によるイベント回数

#### 2) 数値目標設定の考え方

##### 目標とする数値の考え方

本基本計画では、都市機能の再生・再編に併せ、日向市駅を中心とした交流拠点施設を整備することによって交流機能の再生を図り、街なかの賑わいを取り戻すこととしている。そのためには街なかで行われるイベントの回数を増やし、多くの市民・圏域住民が参加できることが必要である。具体的には最低でも週1回（年間52回程度）のイベントを実施することとし、月1回程度の恒例イベント（年間12回程度）を別途加算し、合計年間64回のイベント数を確保することを目標として数値目標を設定する。

##### ①平成18年のまちづくりイベント

平成18年に市民の企画によって行われたイベントは、下表に示すとおり合計40回となっている。

開催月	イベント名	内 容	実施主体	回数
7	七夕祭り	保育所主催の七夕イベント	保育協議会	1
8	日向ひよつとこ夏祭り	伝統芸能ひよつとこ踊りの披露	ひよつとこ夏祭り実行委員会	1
9	日向十五夜祭り	県北三大祭りの1つ	日向十五夜祭り奉賛会	1
10	街なかハロウィン	ハロウィン	街なかハロウィン実行委員会	1
11	新駅開業1ヶ月前イベント	富島高校90周年イベント等	市民イベント協議会	1
11	産業商業祭	地場製品の販売	日向市物産協会	1
11	街なかウォーキング	高架ウォーキング等	市民イベント協議会	1
12	新駅開業イベント	新駅開業を祝う市民イベント	市民イベント協議会	1
2	駅舎お別れイベント	旧駅に感謝する市民イベント	市民イベント協議会	1
6~7	土曜夜市	土曜夜の歩行者天国	日向市商店会連合会	7
月1回	朝どれ市	新鮮野菜等の販売	上町商店街振興組合	12
月1回	ひまわり市	ひまわりスタンプ抽選会等	ひまわりスタンプ会	12
合計				40

平成18年  
40回



平成25年  
64回

なお、計画の終期は当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

### 3) 目標達成のための考え方

平成18年に街なかで実施されたイベントは、単発的に行われるものが9回、土曜夜市等の定期的に行われる交流市が31回で合計40回となっている。目標を達成するために、単発イベントは月1回の開催を目指し、年間12回を目標回数とする。また、毎月第3日曜日の家庭の日を利用して野外ステージ等を無料開放する「お祭り広場イベント」を月1回開催する。さらに、交流市については月1回行われている朝どれ市の他に入郷圏域から参加者を集う市（キテン市）を月1回開催し、土曜夜市、ひまわり市と合わせて交流市全体の回数としては42回の実施を目標とする。

#### ① 平成25年のまちづくりイベント計画

開催月	イベント名	内 容	実施主体	回数
1	商店街招福餅まき	餅まき等商店街の新年イベント	上町、本町商店街振興組合	1
2	社会人野球キャンプ 歓迎式典	欽ちゃん球団等歓迎式典	上町商店街振興組合	1
3	高校卒業生による 卒業イベント	卒業ライブ等高校生による イベント	市民イベント 協議会	1
4	桜まつり	商店街による街なかイベント	上町、本町商店街振興組合	1
5	GW イベント	GW 中の街なかイベント	(社)日向市 観光協会	1
7	七夕祭り	保育所主催の七夕イベント	保育協議会	1
8	日向ひよっこ夏祭り	伝統芸能ひよっこ踊りの 披露	ひよっこ夏祭り 実行委員会	1
9	日向十五夜祭り	県北三大祭りの1つ	日向十五夜祭り 奉賛会	1
10	街なかハロウィン	ハロウィン	街なかハロウィン 実行委員会	1
11	街なか周年イベント	完成商業街区の周年イベント を合同で開催する	上町商店街振興 組合	1
11	産業商業祭	地場製品の販売	日向市物産協会	1
12	周年事業イベント	新駅開業周年イベント	日向商工会議所	1
月1回	おまつり広場イベント	家庭の日（毎月第3日曜日） に設定	NPO（予定）	12
計				24
6~7	土曜夜市	土曜の歩行者天国。6回開催	日向市商店会連 合会	6
月1回	朝どれ市	新鮮地場産品等の販売	上町商店街振興 組合	12
月1回	キテン市	入郷圏域地場産品等の販売	日向商工会議所	12
月1回	ひまわり市	ひまわりスタンプ抽選会等	ひまわりスタン プ会	12
計				42
合計				66

#### ② 検討結果

目標値64回に対して計画では66回となり、目標は達成できるものと判断する。

### 4) フォローアップの考え方

まちづくりイベント数に関しては、毎年、交流広場、野外ステージ等の利用申込等により把握し、数値目標の達成状況を検証する。

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

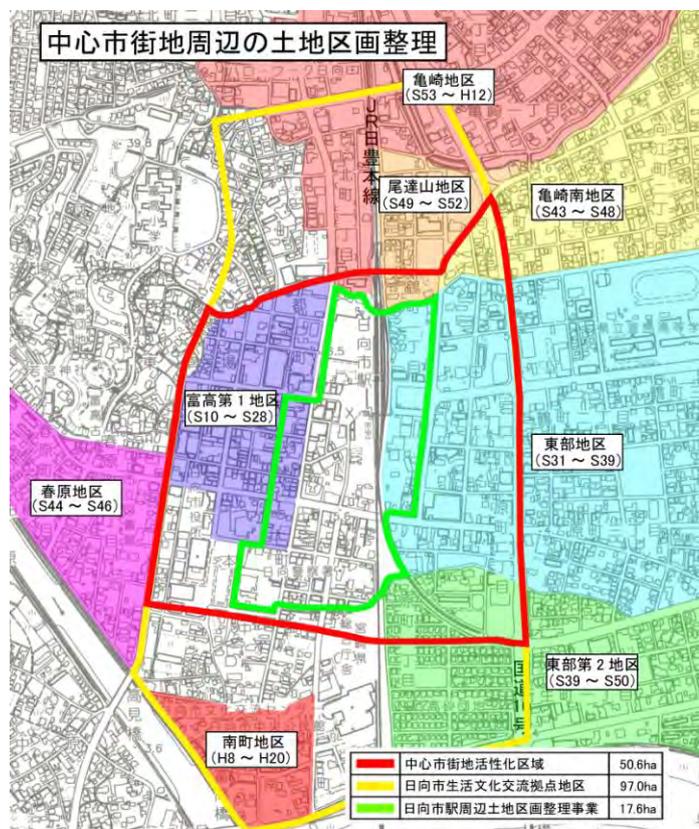
###### (1) 現状分析

本市の中心市街地は、土地区画整理事業によって整備された区域と未整備の区域からなっている。特に、JR日豊本線より西側の商店街、飲食店街を形成する最も重要な区域が未整備あるいは昭和10年代に整備された地区となっており歩道や公園等公共施設整備がなされておらず、車社会に対応するための駐車場が無いなど多くの問題を抱えていた。

また、街を南北に貫く県道「土々呂日向線」やその他の幹線街路は整備年代が古く十分な歩行空間が確保されていないなど早急な改善が必要であった。さらに、鉄道により東西に分断された街は一体的な土地利用もできない状況であり、踏切の存在は慢性的な交通渋滞を招くなど本地区の都市活動を阻害する要因となっていた。

このように、地区内の居住性やアクセス性、回遊性等全ての面で都市機能は低下しており、地区内の居住者や来街者にとって満足できる状況ではなかった。

本市では、このような状況を打開し街なかの賑わいを取り戻すため、平成10年度に旧基本計画を策定し各種の基盤整備事業を展開してきたところであり、土地区画整理事業を基幹事業として整備を図ってきた。これにあわせて現在までに3つの商業集積街区が完成し、連続立体交差事業は平成18年12月に開通、新駅開業を迎えたところであり、現在は駅周辺の交流施設の整備に着手したところである。



###### (2) 整備改善の必要性

本市の中心市街地は、商業その他の面において圏域の中心であったものが、急速な社会構造の変革やモータリゼーションの進行に対応できず、住民や来街者のニーズに応えられなかったことから街の空洞化、衰退を招いたものである。街の活性化を図る上では、そこに住む人々が安心して暮らせる生活空間の整備とともに、街を訪れる人々にとっての利便性、快適性の向上が不可欠であり、総合的に都市基盤を強化する必要があった。今回実施したアンケート調査の結果を見ても、来街者の大半が自家用車を利用しており駐車場の不足を訴える回答が非常に多い。また、くつろぎや憩いの場を

求める声が強いなど、都市施設、基盤整備に対するニーズが高い。これらの声に応え街に賑わいを取り戻すためには早急に都市基盤の整備を進め、中心市街地全体を改善していく必要がある。

### (3) 整備改善の方針

引き続き土地区画整理事業、商業集積事業、交流拠点整備事業を一体的に進めることとし、中心市街地の活性化のために以下のような事業を実施する。

- ・ 魅力ある交流拠点機能の強化のための事業。
- ・ 来街者の利便性向上のための事業。
- ・ 中心市街地へのアクセス性向上のための事業。
- ・ 公園・広場等くつろぎ空間創出のための事業。
- ・ 街なか居住推進のための生活空間、環境整備事業。

### (4) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会へ報告し状況に応じて必要な措置を講じる。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) 認定と連携した支援措置

#### ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 高砂通線街路整備事業 ○内容 道路新設 道路幅員 W=18m 整備延長 L=386m ○実施時期 H15～H27	日向市	①位置づけ及び必要性 連続立体交差事業とあわせ東西の一体的な土地利用を促進し、交通の安全性確保及び混雑の緩和を図るもので、中心市街地へのアクセス性の改善、利便性の向上を図る事業として位置づけている。 高砂通線は活性化区域の南端に位置する都市計画街路であり、細島通線に連絡して細島地区まで延びる道路になる。本市の東部及び南部に広がる住宅地や国道10号から中心市街地へのアクセス性の向上のため重要な道路であり、目標①を達成するために必要な事業である。 ②フォローアップの時期 H20～H25	○措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業と一体の関連社会資本整備事業) (国土交通省) ○実施時期 H23～H27	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 地域生活基盤施設（公共駐車場） ○内容 整備面積 A=3,500 m <sup>2</sup> 駐車台数 100 台 ○実施時期 H25	日向市	①位置づけ及び必要性 来街者の利便性及びアクセス性の向上を図り、来街者を増やすための事業として位置づけている。 駐車場分布状況をみると、商店街などの駐車場は不足しており、アンケート調査の結果でも駐車場に対するニーズは非常に高い。目標①を達成するために必要な事業である。 ②フォローアップの時期 H25	○措置の内容 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （国土交通省） ○実施時期 H25	
○事業名 歩行支援施設整備事業 ○内容 歩行支援上屋（キャバレー） 西口 L=102m ○実施時期 H19	日向市	①位置づけ及び必要性 駅利用者の利便性の向上を図り、快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置づけている。 駅舎に合わせたデザイン・素材で建設することにより優れた都市景観を創出し、圏域のシンボルとしての駅舎のイメージアップを図る。目標①を達成するために必要な事業である。 ②フォローアップの時期 H20	○措置の内容 まちづくり交付金 （国土交通省） ○実施時期 H19	
○事業名 緑化施設等整備事業 ○内容 各種サイン・ファニチャー等 ○実施時期 H18～H20	日向市	日向市駅周辺部において来街者の利便性の向上を図り、快適な歩行空間を確保する事業として位置づけている。 都市景観に配慮したデザイン・素材を用いることにより、交流の拠点となる駅周辺空間のイメージアップと来街者の利便性向上のための施設であり、目標①を達成するために必要な事業である。 ②フォローアップの時期 H20～H21	○措置の内容 まちづくり交付金 （国土交通省） ○実施時期 H19～H20	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 地域生活基盤施設（交流拠点広場）</p> <p>○内容 整備面積 A=3,400 m<sup>2</sup></p> <p>○実施時期 H19～H20</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 地区住民や来街者のくつろぎの場所であり、野外ステージとともに賑わい創出の核となる施設である。交流拠点機能の強化のための事業として位置づけている。 「くつろげる公園・広場」に対するニーズは非常に高く、完成後は「ひよっこ夏祭り」をはじめ、恒常的にイベントに利用できる使いやすい施設を目指している。目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H20～H21</p>	<p>○措置の内容 まちづくり交付金  (国土交通省)</p> <p>○実施時期 H19～H20</p>	
<p>○事業名 地域生活基盤施設（交流拠点広場「野外ステージ」）</p> <p>○内容 野外ステージ (木造、平屋建) 床面積 A=150 m<sup>2</sup></p> <p>○実施時期 H19～H22</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 交流拠点広場とともに、賑わい創出の核となる施設であり、交流拠点機能の強化のための事業として位置づけている。 完成後は交流拠点広場と一体的に運用し、「ひよっこ夏祭り」をはじめとした様々なイベントに使用する。広場とともに交流の拠点となる施設であり、目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H20～H23</p>	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) (国土交通省)</p> <p>○実施時期 H19～H22</p>	
<p>○事業名 駅北通線街路整備事業</p> <p>○内容 道路新設 道路幅員 W=14m 整備延長 L=120m</p> <p>○実施時期 H21～H25</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 東西の一体的な土地利用を促進し、交通の安全性確保及び混雑の緩和を図るもので、中心市街地へのアクセス性の改善、利便性の向上を図る事業として位置づけている。 駅北通線は活性化区域の北端に位置する都市計画街路であり、市の北東部から中心市街地へのアクセス性向上のための重要な路線となっている。目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H25</p>	<p>社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業と一体の関連社会資本整備事業) (国土交通省)</p> <p>○実施時期 H23～H25</p>	
<p>○事業名 地域生活基盤施設（コミュニティ広場）</p> <p>○内容 整備面積 A=500 m<sup>2</sup></p> <p>○実施時期 H21～H22</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 地区住民や来街者のくつろぎの場所として、街なかの溜まり空間を確保しつつ、商業施設等との連携を図り賑わい創出につなげるための空間整備事業として位置づけている。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H23</p>	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) (国土交通省)</p> <p>○実施時期 H21～H22</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 日向市駅周辺土地区画整理事業 ○内容 施行面積 A=17.6ha  ○実施時期 H11～H35	日向市	①位置づけ及び必要性 日向市駅周辺の公共施設整備と連続立体交差事業や商業集積事業等を一体的に行うことで、中心市街地の賑わいの創出・居住人口の増加を目指す。中心市街地活性化のための根幹的的事业として位置づけている。 連続立体交差事業の用地確保や商業集積事業のための店舗敷地の集約、居住環境の改善など、活性化のために実施する他の事業の母体となる事業である。同時に優れた景観を有する都市空間を創出し、中心市街地の再生を目指す。目標①を達成するために必要な事業である。 ②フォローアップの時期 H21～H25	○措置の内容 社会資本整備総合交付金 （都市再生区画整備事業） （国土交通省）  ○実施時期 H23～H27	

## ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 日向市駅周辺土地区画整理事業 ○内容 施行面積 A=17.6ha  ○実施時期 H11～H35	日向市	①位置づけ及び必要性 日向市駅周辺の公共施設整備と連続立体交差事業や商業集積事業等を一体的に行うことで、中心市街地の賑わいの創出・居住人口の増加を目指す。中心市街地活性化のための根幹的的事业として位置づけている。 連続立体交差事業の用地確保や商業集積事業のための店舗敷地の集約、居住環境の改善など、活性化のために実施する他の事業の母体となる事業である。同時に優れた景観を有する都市空間を創出し、中心市街地の再生を目指す。目標①を達成するために必要な事業である。 ②フォローアップの時期 H21～H25	○措置の内容 社会資本整備総合交付金 （道路事業（区画）） （国土交通省）  ○実施時期 H21～H25	
○事業名 日向地区連続立体交差事業 ○内容 鉄道高架区間 L=1.67km  ○実施時期 H10～H20	宮崎県	①位置づけ及び必要性 土地区画整理事業とともに中心市街地における基盤整備事業の中核をなす事業であり、中心市街地活性化のための根幹的的事业として位置づけている。 東西に分断され、一体的な土地利用ができなかった中心市街地の状況を改善するとともに、踏切除去による交通渋滞の解消、高架下のコミュニティ空間の創出、さらにはシンボリックな景観を有する駅舎の建設など、市街地の一体的な整備と健全な発展を促進する事業であり、目標①を達成するために必要な事業である。平成18年12月に高架開通、新駅開業を終え、現在は側道整備等を実施している。 ②フォローアップの時期 H20～H21	○措置の内容 街路事業 （国土交通省）  ○実施時期 H19～H20	

## (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

#### (4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

### 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

#### [1] 都市福利施設を整備の必要性

##### (1) 現状分析

本市の中心市街地区域内には、市役所をはじめ警察署、県総合庁舎等の行政関連施設、また市役所敷地内には勤労青少年ホーム、日向市体育センター、武道館が配置され、さらに周辺には放送大学宮崎学習センター、郵便局など公共公益施設が集積している。

また、区域に隣接して、西側に市立図書館、南側に市文化交流センター及び中央公民館があり、北側には保健所、公共職業安定所が近接している。

医療機関は、区域内に4施設、区域に隣接して2つの総合病院をはじめとする医院、診療所が集中している。

社会福祉施設としては区域内には皆無であったが、平成19年4月にJA日向によるデイサービスセンター及び高齢者賃貸住宅がオープンした。

また、本年4月、日向市駅高架下に日向入郷圏域の観光・物産などの情報発信拠点としての機能を担う「日向地域情報センターまちの駅とみたか」を開設した。

さらに、土地区画整理事業に伴う日向商工会館の移転建設では、イベント開催や市民交流、子育て支援等の多面的な教養文化機能をもつ市民交流プラザが開設された。

##### (2) 整備改善の必要性

現状分析で示したとおり、区域内や隣接地における主要な都市福利施設はほぼ整っているにもかかわらず、住民ニーズ調査（日向市民）において必要な公共公益施設のトップに「公園、広場などのくつろげる場」が挙げられている。また、必要な教育・文化施設のトップにも「美術館、ギャラリー」が挙げられている。このことから、駅を中心とした商業集積地域に市民がゆっくりとくつろげ、気軽に立ち寄れる場、交流の場が必要である。

##### (3) 整備改善の方針

このことから、特に駅を中心とした街なかに市民がくつろげる憩いの場、交流空間の整備を行うとともに、来街者の利便性の向上を図る。

- ・ 交流拠点広場、野外ステージ整備事業
- ・ 高架下公共公益施設整備事業
- ・ 障がい者総合センター整備事業
- ・ 子育て支援センター整備事業

##### (4) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会へ報告し状況に応じて必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 地域生活基盤施設（交流拠点広場）</p> <p>○内容 整備面積 A=3,400 m<sup>2</sup></p> <p>○実施時期 H19～H20</p> <p>【※再掲】</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 地区住民や来街者のくつろぎの場所であり、野外ステージとともに賑わい創出の核となる施設である。交流拠点機能の強化のための事業として位置づけている。 「くつろげる公園・広場」に対するニーズは非常に高く、完成後は「ひよっこ祭」をはじめ、恒常的にイベントに利用できる使いやすい施設を目指している。目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H20～H21</p>	<p>○措置の内容 まちづくり交付金 （国土交通省）</p> <p>○実施時期 H19～H20</p>	
<p>○事業名 地域生活基盤施設（交流拠点広場「野外ステージ」）</p> <p>○内容 野外ステージ （木造、平屋建） 床面積 A=150 m<sup>2</sup></p> <p>○実施時期 H19～H22</p> <p>【※再掲】</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 交流拠点広場とともに、賑わい創出の核となる施設であり、交流拠点機能の強化のための事業として位置づけている。 完成後は交流拠点広場と一体的に運用し、「ひよっこ夏祭り」をはじめとした様々なイベントに使用する。広場とともに交流の拠点となる施設であり、目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H20～H23</p>	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画） （国土交通省）</p> <p>○実施時期 H19～H22</p>	
<p>○事業名 地域創造支援事業（障がい者センター）</p> <p>○内容 会議室 研修室 機能訓練室</p> <p>○実施時期 H21～H22</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 障がいのある方や支援団体等の利便性向上と交流賑わいづくりに寄与する事業として位置づけている。 現在郊外にある障がい者センターを中心市街地に移転することにより、障がいのある方でも買い物がいやしく、街なかイベント等にも参加しやすい環境を整えるものであり、目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H23</p>	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画） （国土交通省）</p> <p>○実施時期 H21～H22</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 市民交流プラザ運営事業 ○内容 商工会館の1階を市民交流プラザとして市民活動に開放する事業 ○実施時期 H19～	日向商工会議所	①位置づけ及び必要性 市民が気軽に利用できる交流活動の場として位置づけている。 日向商工会館1階フロアに開設された市民交流プラザは、現在、子育て支援など市民が交流する活動の場として利用されており、街なかにおける交流賑わいづくりに寄与している。目標①を達成するために必要な事業である。  ③フォローアップの時期 H21～H25	○措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 (総務省)  ○実施時期 H20～	
○事業名 子育て支援事業 ○内容 つどいの広場“たんぼぼきっす”就学前の子供を持つ母親の子育てを支援する事業 ○実施時期 H19～	NPO 法人 こども遊センター	①位置づけ及び必要性 賑わいづくりに貢献し、商店街に足を運ぶきっかけとなる事業として位置づけている。 市民交流プラザに子育て中の母親や子供たちが集う場を設け、子育てに関する情報交換や子供たちの交流を図るものであり、目標①を達成するために必要な事業である。  ②フォローアップの時期 H21～	○措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 (総務省)  ○実施時期 H20～24	市町村 児童環境づくり基盤整備事業費補助金 (宮崎県)

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
 該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
 該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 日向地域情報発信センターまちの駅とみたか運営事業</p> <p>○内容 観光案内・物産展示販売所</p> <p>○実施時期 H19～</p>	<p>(社)日向市観光協会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 交流広場、野外ステージ等の周辺交流施設とあわせて、入郷地域との連携、交流賑わいづくりを図る事業として位置づけている。 圏域の観光、物産、イベント等の情報発信拠点として、平成19年4月1日にオープンし、センター内には観光案内所が開設され、圏域の物産販売所を併設している。目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 まちづくり資料室整備事業</p> <p>○内容 まちづくりに関する情報を提供し、市民、来街者への啓発を行う</p> <p>○実施時期 H22</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 まちづくりに対する市民の理解を深め、市民協働のまちづくりを推進するための事業として位置づけている。 まちづくりに対する、市民の関心も高まっており、これまで以上の情報提供が求められている。また、まちづくり団体等の視察者に対するPRや事業説明が必要なことからまちづくり資料室を整備するものであり、目標③を達成するために必要な事業である。</p> <p>③フォローアップの時期 H23</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 子どもの活動支援事業</p> <p>○内容 のびのびキッズルーム 児童生徒が「自分らしくすごせる居場所」を作る事業</p> <p>○実施時期 H19～</p>	<p>NPO 法人 こども遊センター</p>	<p>①位置づけ及び必要性 街なかに子供の声を取り戻し、賑わいづくりに貢献する事業として位置づけている。 市民交流プラザに、小学校、中学校に通う児童生徒が放課後や休日に安心して集える「居場所」を設け、地域の人との交流や体験活動を行っている。目標①を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] 街なか居住の推進の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地の人口は、昭和 50 年から平成 17 年までの間に約 57%も減少している。これは市全体の人口がほぼ横ばいで推移していることと比べても明らかに高い減少率であり、著しい空洞化が進んでいる状況である。中心市街地のなかでも特に商店が集中する都町、上町、本町各地区での減少が激しく、これに伴い商店街としての賑わいも徐々に失われてきた。しかし、平成 11 年度から一体的に取り組んできた土地区画整理事業や街なか居住を推奨する商業集積事業の進捗に伴い利便性や安全性などが向上し、減少は下げ止まりの傾向にある。

#### (2) 街なか居住推進の必要性

中心市街地における居住人口の減少は、生活の場としての利便性や安全性、地域コミュニティづくりを阻害することが懸念される大きな問題である。中心市街地における持続的な賑わい創出を図るためには、市民や圏域の人々が区域内に集い、交流することはもちろん、そこで日常的に生活する住民が存在することが重要である。このことから本市においては街なか居住人口の増加を重要な課題と位置づけている。

#### (3) 街なか居住の推進の方針

このことから本市の街なか居住を推進するための方針を下記のとおりとし、街なか居住の推進を実効性のあるものにするため、優遇措置を講じるものとする。

- ①商業集積事業においては店舗の上層部に住宅を設置するなど街なか居住を推進する。
- ②土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備事業を進め、良好な居住空間を創出し歩いて暮らせるコンパクトな中心市街地の形成を図る。
- ③中心市街地の魅力を高め、民間活力による住宅供給事業を促進する。

#### (4) フォローアップの考え方

個別事業の進捗状況を確認した上で、どの程度中心市街地の定住人口の増加に効果が出ているかの検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 コルセ・カレ日向建設事業 (都心居住共同住宅供給事業)</p> <p>○内容 高層マンション建設 RC造 地上14階建 総戸数81戸</p> <p>○実施時期 H20～H21</p>	<p>(株) コーソク</p>	<p>①位置づけ及び必要性 民間活力の積極的な事業参加によって、街なか居住を推進する事業として位置づける。 土地区画整理事業、連続立体交差事業の進捗に伴い、居住環境が改善されたことで民間事業者により実施される事業である。利便性の高い街なか居住施設としての高層マンションの建設により居住人口の増加が図られる。特に区域外からの転入者の増加が期待でき、街なか居住の推進に大きく寄与するもので、目標②達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H22</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 店舗併用住宅推進事業</p> <p>○内容 活性化区域内での店舗併用住宅の建設を推進する。</p> <p>○実施時期 H15～</p>	<p>中心市街地で店舗を建設する商業者</p>	<p>①位置づけ及び必要性 商業者が自ら率先して街なか居住の推進を図る事業として位置づけている。 中心市街地衰退の原因のひとつである居住人口の減少を止めるため、店舗建設と同時に店舗上層階に居住機能を設け商業者自らの街なか居住を促進するもので、目標②達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 街なか居住支援事業</p> <p>○内容 活性化区域内に共同住宅等を新築した場合に固定資産税を減免する。減免額 50%～100% 3年間</p> <p>○実施時期 H21～H24</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 街なか居住を推進するため、新たな居住者を支援する事業として位置づけている。 区域内に共同住宅又は店舗併用住宅を新築又は建替えた場合に、一定期間、固定資産税を減免することにより、街なか居住を誘導し、居住人口の増加を図るものであり、目標②達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 街なか居住情報支援センター</p> <p>○内容 中心市街地内の空家や空地等の情報を一体的に管理・発信することで街なかへの居住を支援する。</p> <p>○実施時期 H21～H24</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 街なかの住宅情報を一体的に管理・発信することで街なか居住の推進を図るための事業と位置づけている。 区域内の空家や空地に関する情報（場所、所有者、家賃等）を総合的・一体的に管理し、希望者に対して積極的に発信することで街なかへの居住を誘導し、居住人口の増加を図るものであり、目標②達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### [1] 商業の活性化の必要性

#### (1) 現状分析

本市の商業は、平成3年と平成16年の比較で、年間販売額が日向市全体で2.7%の増加に対して、中心市街地は57.8%の減少となっている。これは中心市街地の大型店撤退や郊外大型店の進出等の影響が考えられる。このようなことから中心市街地の商店街では商業機能の衰退を招き、空き店舗の増加など深刻な状況に陥った。また、鉄道により中心市街地が東西に分断されており、アクセス性、回遊性に乏しい状況であった。

このようななか、商店街を中心に賑わい再生への取組がなされ、平成9年度には「特定商業集積整備基本構想」の県知事承認を受けた。また平成11年1月には旧中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定公表し、平成12年3月には商業活性化事業を記載した「TMO構想」を策定した。

これに基づき、平成14年9月には商業集団化事業の十街区パティオがオープンした。平成15年からは、上町地区集積区域整備事業に着手しており、平成15年12月に駅前8街区リーフギャラリー、平成16年12月にモビール13がオープンするなど順調に進捗している。

#### (2) 整備改善の必要性

中心市街地の活性化を図る上で、衰退した商業機能の再生は最も重要なことである。アンケート調査の結果をみると、中心市街地に行かない理由として「行きたい店がない」、「駐車場が少ない」という回答が上位にきており、個店の魅力不足や商業基盤の未整備が考えられる。また、中心市街地に求められている店舗の種類として「大型店」と回答される方が多く、必要なサービス・取組としては「不足業種(店舗)の誘致」を求める回答が多くなっており、一度に買い物ができる消費者ニーズの高まりや商店街全体としての魅力向上の取組への期待が高いと考えられる。

このようなことから道路、駐車場等の都市基盤の整備とあわせて消費者ニーズに対応した商業機能の再生が必要である。

#### (3) 整備改善の方針

このようなことを勘案し、商業機能の再生及び活性化のために以下の事業を展開する。

- ・商業集積事業(協調建て替え)
- ・街なかイベントマネジメント事業
- ・歩行空間整備事業
- ・空き店舗活用事業
- ・駐車場整備事業
- ・街なか維持管理事業
- ・街なか情報発信事業
- ・新店舗誘導支援事業
- ・販売促進事業

#### (4) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、中心市街地活性化協議会へ報告し状況に応じて必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 上町地区集積区域整備事業</p> <p>○内容 整備区域 5.9ha</p> <p>○実施時期 H15～H25</p>	<p>上町商店街振興組合</p>	<p>①位置づけ及び必要性 土地区画整理事業との一体的な整備により商業集積を行うもので、商業活性化のための根幹的な事業として位置づけている。 活性化区域の中心部に位置する上町商店街は、建物の老朽化や空き店舗の増加等により商店街としての魅力の低下を招き、商業機能も低下してきた。土地区画整理事業と一体となった集積区域整備事業を推進することで店舗の集積と魅力的な街並みづくりを行い商業機能の回復、街なかの賑わいづくりを目指す。目標①を達成するために必要な事業である。(現在、施行中) [事業経過] 平成15年度：8街区 平成16年度：13街区の一部 平成17年度：10、15街区の一部 平成18年度：10街区の一部 平成19年度：12街区</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容 中小小売商業高度化事業に係わる特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 (経済産業省)</p> <p>○実施時期 H20～H24</p>	

【参考】上町地区集積区域整備事業の概要

本事業は、中心商店街の衰退が進み、再生に向けての気運が高まるなかで、平成9年度に策定された「日向市特定商業集積整備基本構想」がスタートになっている。

その後、平成10年度の旧基本計画を基に、日向市駅周辺土地区画整理事業、日向地区連続立体交差事業とともに、本市の中心市街地活性化のための根幹をなす事業として推進してきた。

平成12年度にTMO構想が策定され、リーディングプロジェクトとして「ひゅうが十街区パティオ」が平成14年度にオープンした。平成15年度から上町商店街の本格的な再編を行うため「上町地区集積区域整備事業」に着手し、現在までに8街区、13街区の一部を完成し、平成19年度に12街区に着手している。

今後は、9街区、11街区、13街区及び15街区の一部を平成25年度までに整備し事業を完了することとしているが、既に全ての街区で商業計画に対する街区協議会が組織されており、全体事業完了後は中心市街地の商業機能の中核を成し、回遊性の高い賑わいに満ちた商店街を目指している。

(12街区商業集積事業)

- ・集積店舗数 4棟(11店舗)
- ・事業年度 平成19年度
- ・飲食店が中心の12街区では、「職人がうでをふるう“おもてなしのまち”」をコンセプトとして、来街者が気軽にくつろげる空間(休憩用腰掛、木陰)の創出やもてなしイベントなどの実現を目指した街区づくりを行っている。

(15 街区商業集積事業)  
 ・集積店舗数 1 棟 (2 店舗)  
 ・事業年度 平成 20 年度  
 ・事務所の移転にあわせテナントに新規店舗の誘致を行うとともに、上層階に住宅を併設し街なか居住を推進する。

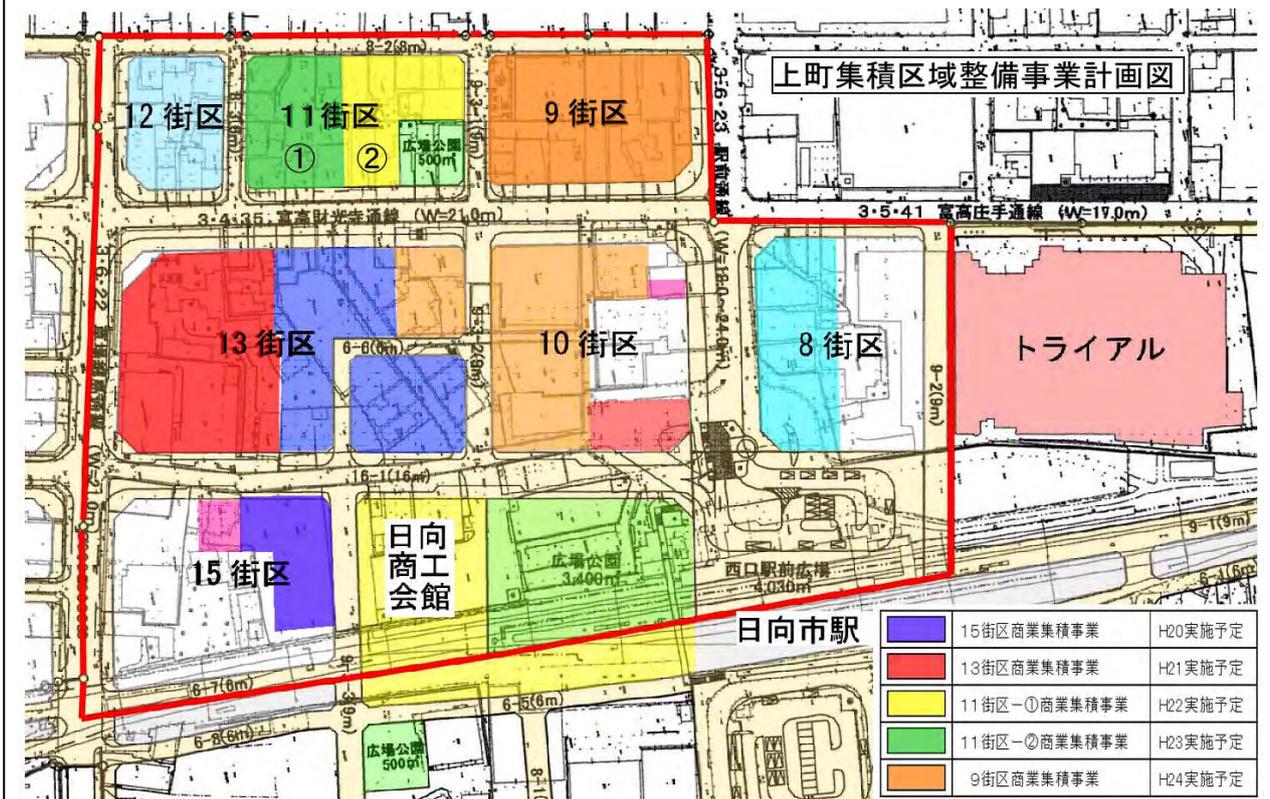
(13 街区商業集積事業②)  
 ・集積店舗数 1 棟 (1 店舗)  
 ・事業年度 平成 21 年度  
 ・地区内唯一の大型店であるトライアルと 2 核をなす商業施設の誘致を進め、商店街の回遊性の向上を目指す。

(11 街区商業集積事業①)  
 ・集積店舗数 8 棟 (8 店舗)  
 ・事業年度 平成 22 年度  
 ・街区公園 (500 m<sup>2</sup>) を活かした店舗の集積を目指す。

(11 街区商業集積事業②)  
 ・集積店舗数 2 棟 (4 店舗)  
 ・事業年度 平成 23 年度  
 ・飲食店街に通ずる八幡通りを活かし、12 街区と連携した集積を目指す。

(9 街区商業集積事業)  
 ・集積店舗数 8 棟 (8 店舗)  
 ・事業年度 平成 24 年度  
 ・日向市駅に通ずるメイン通りとして、10 街区と連携した集積を目指す。

事業完了後は、中心市街地の商業機能の中核をなし、回遊性の高い賑わいに満ちた商店街の形成を目指している。



(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 空き店舗対策事業</p> <p>○内容 街なかの空き店舗への出店者に対して店舗賃貸料の1/2、限度額5万円を助成する事業。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>	日向市 日向商工会議所	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地の空き店舗を活用し、不足業種の補完、ゾーニングの確立を図るための事業として位置づけている。 アンケート調査の結果からも、「不足する業種(店舗)の誘致」を求める声が多いため、必要な業種の誘致を図るため家賃補助等の支援を行うものであり、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 (総務省)</p> <p>○実施時期 H20～25</p>	日向市 空き店舗対策補助金 (日向市)
<p>○事業名 空き店舗活用チャレンジショップ事業</p> <p>○内容 新規開業者等が空き店舗にチャレンジショップを開設する際の店舗賃貸料の1/2、限度額5万円を助成する事業。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>	日向市 日向商工会議所	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地の重点区域の空き店舗に区域外からチャレンジショップとして出店を希望する者に対し、家賃補助を行うことにより、新規開業の支援を行う。 空き店舗の解消と商店の連続性を確保するとともに、意欲ある人材を発掘することにより、商店街の活性化と賑わい創出を図るもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 (総務省)</p> <p>○実施時期 H20～25</p>	日向市 空き店舗対策補助金 (日向市)
<p>○事業名 街なかサロン運営事業</p> <p>○内容 空き店舗を利用したサロン運営事業</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>	日向市 日向商工会議所	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地の重点区域の空き店舗を借り上げ、トイレや授乳等の休憩スペースとして提供し、来街者の利便性の向上を図る。 休日等には、近隣の高校等の成果品発表の場として、また日向入郷圏域の物産販売等に気軽に活用できる施設として運営する。賑わいの創出、回遊性の向上を図るもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～</p>	<p>○措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 (総務省)</p> <p>○実施時期 H20～25</p>	日向市 空き店舗対策補助金 (日向市)

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 街なかイベントマネージメント事業</p> <p>○内容 交流拠点広場、野外ステージ等交流拠点施設の管理運営及び実施されるイベントをマネージメントする事業。あわせて(社)日向市観光協会としてイベント事業も実施する。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>	<p>(社)日向市観光協会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 交流拠点広場や野外ステージ等の交流拠点施設を管理運営するとともに、街なかの各種イベントを一元的にマネージメントすることで、年間を通したイベントの実施と街なかへの誘客を図り、賑わいを創出する事業である。 街なかにおける各種集客イベントがそれぞれの実施主体ごとにバラバラに実施されることは、施設利用や集客、ピーアールにおいて非常に非効率的である。 観光協会と各種イベントの実施者が共同してイベントを開催し、街なかイベントを効果的、効率的に実施できるようマネージメントすることにより、年間を通したイベントの実施と来街者の増加を促進する。あわせてイベント情報や商店街情報などの街なか情報発信機能を充実させることで商業活性化を図る。目標③を達成するために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

【参考】街なかイベントマネージメント事業の概要

平成18年12月に鉄道の高架化とともに新日向市駅が開業し、19年4月には高架下に地域情報センター「まちの駅とみたか」がオープン、観光協会案内所も併設された。平成19年度には、東西駅前広場、キャノピーの整備が完了し、平成20年度以降には交流拠点広場や野外ステージなど整備を行うことにしており、今後はこれらの交流拠点施設をいかに有効に活用し街なかの賑わいづくり、商業の活性化に活かしていくかが課題となる。

本事業では、(社)日向市観光協会が商店街やまちづくり団体等と共同で開催する様々なイベントが年間を通してまんべんなく実施され、常に街なかの賑わい創出につながるようマネージメントしようとするものである。

また、ピーアールについては、街なか情報発信としてフリーペーパーの発行やホームページの開設等により常に情報発信を行い、さらに様々なイベント情報等と商店街情報を連携させることで、街なかへの集客と商業の活性化を図る。

□主なイベント事業

事業名 (イベント名)	実施主体	事業内容及び実施時期
朝どれ市	(社)日向市観光協会 商店街振興組合等	<p>中心市街地の駅前広場で地元の新鮮な海の幸・山の幸や物産を集めた朝市を月1回開く。</p> <p>毎月、定期的に駅前広場で朝市を開き、新鮮な食物や物産を販売することで、中心市街地の賑わいを創出する。商業活性化に必要なイベントである。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>
キテン市	(社)日向市観光協会 商工会議所(中心商店街実行委員会)	<p>中心市街地の交流拠点施設に隣接する「交流通り」を歩行者天国とし、軽トラックやワゴン車等の荷台を使った市を開催する。</p> <p>荷台をそのまま市場にすることで、出店者の手間を省き気軽に参加できる仕組みとし、定期的に開催することで商業の活性化、街の賑わい創出を図る。</p> <p>※キテンとは、方言で「来てみてください」、「寄ってください。」の意味。</p> <p>○実施時期 H21～H25</p>
ひまわり市	(社)日向市観光協会 ひまわりスタンプ会	<p>購買者へ発行するスタンプ事業にあわせて毎月1回、中心市街地で福引や抽選会等の楽しめるイベントを開催することで顧客満足度を高める。</p> <p>中心市街地への日常的な集客と賑わいを創出するためにも必要なイベントである。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>
土曜夜市	(社)日向市観光協会 商店会連合会	<p>6月から7月にかけて毎週土曜日に中心市街地の県道を歩行者天国にして夜市が行われる。道路の両脇に出店が並び、季節の風物詩として市民から親しまれている。</p> <p>中心市街地を市民や圏域住民に賑わいの場と認識してもらい、日常的な来街を促すためにも必要なイベントである。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>
まちなかハロウィン	(社)日向市観光協会 まちなかハロウィン実行委員会	<p>ハロウィンの季節に合わせ毎年10月に中心市街地で行われるイベント。子どもたちが企画したイベントを中心に年々スケールを大きくしながら開催されている。</p> <p>実行委員会形式で運営しており、子どもたちも企画の段階から関わるなど将来を見据えた継続的なまちづくりのために必要なイベントである。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>
その他の街なかイベント	(社)日向市観光協会 NPO 商店街振興組合等	<p>アンケート調査の結果を見ても、中心市街地に必要な取組として「魅力的なイベントや催事の開催」が最も高い割合となっており、年間を通じて季節毎に様々なイベントを継続して開催することにより、来街者の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街招福餅まき(1月)・日向十五夜祭り(9月)</li> <li>・ｽｰｻﾞﾝﾌﾞ 歓迎式典(2月)・産業・商業まつり(11月)</li> <li>・卒業イベント(3月)・新駅開業周年イベント(12月)</li> <li>・桜まつり(4月)</li> <li>・七夕祭り(7月)</li> <li>・日向ひよっこ夏祭り(8月)</li> </ul> <p>○実施時期 H20～H25</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 上町地区歩行空間整備事業</p> <p>○内容 富高財光寺通線等の一部で植栽、サイン、ファニチャー等を整備する。</p> <p>○実施時期 H21～H24</p>	<p>上町商店街振興組合</p>	<p>①位置づけ及び必要性 上町地区集積区域整備事業とあわせ、快適な歩行空間づくりを行い、来街者の利便性や回遊性の向上を図るための事業として位置づけている。 商業基盤施設を整備し、安全で快適な買い物空間を整えることは買い物客の来街頻度、街なかの回遊性を高める上で重要な要素であり、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 テナントミックス等誘致検討事業</p> <p>○内容 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用して、中心市街地にテナントミックス事業や専門店等の誘致を検討する事業。</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>日向市中心市街地活性化協議会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地へのテナントミックス事業等の誘致を検討する事業であり、来街者増及び回遊性を高めるために必要な事業として位置づけている。 魅力的な店舗を数多く誘致することにより、多様なニーズを持つ来街者の増加につながるものであり、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 路地空間整備事業</p> <p>○内容 区域内の回遊性を高める歩行空間整備</p> <p>○実施時期 H15～H25</p>	<p>日向市商業集積事業に参加する事業者</p>	<p>①位置づけ及び必要性 商店街の賑わい創出のため回遊性向上を図る事業として位置づけている。 魅力的な歩行空間づくりを行うために、民有地内の路地を整備し、来街者の利便性や回遊性の向上を目指す。目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 駐車場整備事業</p> <p>○内容 買い物客のための共同駐車場の整備</p> <p>○実施時期 H23～H25</p>	<p>上町、本町 商店街振興組合</p>	<p>①位置づけ及び必要性 買い物客のための共同駐車場を整備し、利便性、アクセス性を高めるための事業として位置づけている。 アンケート調査によると、駐車場の整備に対するニーズが高い。商店街としてまとまった規模の駐車場を整備し、来店しやすい環境を整えるもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H24～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 街なか維持管理事業</p> <p>○内容 駅前広場、街路、広場・公園、駐車場等公共空間の環境美化・清掃活動を行う事業。</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>	<p>(社)日向市観光協会 NPO 上町、本町 商店街振興組合 原町、都町 商店会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 公共空間の環境美化・清掃活動を行うことにより街のイメージアップを図るための事業として位置づけている。 適切な維持管理、定期的な環境美化・清掃活動は街を訪れる人々に好感を与え快適な都市活動をもたらすものであり、目標③達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 日向ポータルサイト事業</p> <p>○内容 観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うサイトを構築する。</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>日向商工会議所</p>	<p>①位置づけ及び必要性 まちづくりを推進するためには、ハード面ばかりでなく、情報発信による活性化の取り組みが重要である。 生活に関する情報とともに、観光、イベント、個店など様々な情報を発信しPRすることで、来街のきっかけをつくり、街なか交流、賑わい創出を図るもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 優良建築物表彰事業</p> <p>○内容 都市景観に配慮した優良な建築物の施主、設計者を表彰する。</p> <p>○実施時期 H20～H24</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 良好な都市景観づくりのための啓発活動支援事業として位置づけている。 本市の中心市街地は駅舎をはじめとして、各種施設のデザイン、素材に配慮した良好な都市景観の形成を目指している。 この目的を達成するためには民有空間における景観形成が重要となることから、優良な建築物の施主、設計者を表彰することにより建築主、設計者の意識向上を促すものである。目標③達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 新店舗誘導支援事業</p> <p>○内容 店舗の新築、建替えに対し、固定資産税の減免を行う事業。減免額 50%～100%、3年間</p> <p>○実施時期 H21～</p>	<p>日向市</p>	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地の重点区域に店舗（併用住宅を含む。）を新たに建築した場合又は建替えた場合に、固定資産税の減免を行うことで、地区外からの商業施設の誘導を促進するとともに景観に配慮した魅力ある商店街の形成を図る。 商店街の低未利用地を有効活用し、商店の連続性を確保し、商店街の活性化と賑わい創出を図るもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 共通商品券発行事業</p> <p>○内容 中心市街地の加盟店で利用できる共通商品券(AVA券)を発行する事業</p> <p>○実施時期 H10～</p>	<p>商店会連合会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 各種イベントの景品や贈答品として市民に利活用してもらうことで、中心市街地への来街のきっかけづくりを行う。 来店者を増やし、売り上げの増進を図るもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 共通駐車場割引券発行事業</p> <p>○内容 中心市街地の加盟店で買い物をした方に有料駐車場の割引券を発行する事業</p> <p>○実施時期 H21～</p>	<p>上町、本町 商店街振興組合 原町、都町 商店会</p>	<p>①位置づけ及び必要性 商店街で不足する駐車場対策として、近くて便利な有料駐車場と連携し、割引券を発行することで来店しやすい環境を整える事業として位置づけている。 駅前公共駐車場とも連携し、鉄道利用者等の来街を促す。商業の活性化を図る上で非常に重要であり、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 一店逸品運動</p> <p>○内容 各個店の個性的な逸品づくり運動。</p> <p>○実施時期 H20～H24</p>	<p>商店街振興組合</p>	<p>①位置づけ及び必要性 各個店の逸品づくりにより個性的な商品開発を行い、商店街全体としての魅力を増進することで大型店との差別化を図る事業として位置づける。 来店者を増やし、売り上げの増進を図るためには個店の魅力づくりが不可欠であり、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	
<p>○事業名 視察観光ツアー事業</p> <p>○内容 日向・入郷圏域が有する貴重な木造建築物としての「日向市駅」と、「西の正倉院」（美郷町）とを連携させた視察観光ツアーを誘致する事業。</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>日向商工会議所</p>	<p>①位置づけ及び必要性 「日向市駅」の木造建築物としての価値に着目し、本市に隣接する美郷町が有する奈良正倉院を忠実に再現した「西の正倉院」と連携させた視察観光ツアーを誘致することで、入郷圏域を含めた地域の賑わい創出と情報発信を目指す事業として位置づける。 杉材を使用し世界的にも珍しい最新の木造建築と最古の建築様式とを同時に見学できるツアーを設定することで、建築系大学等の定番研修コースとすることを旨とするもので、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H21～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### (1) 現状分析

本市の中心市街地は、JR日豊本線日向市駅を有しており日向入郷圏域の玄関口として路線バス・福祉バス等の公共交通機関が乗り入れを行う交通結節点である。路線バスは、延岡、宮崎、入郷方面などの主要な路線で運行され、一方、福祉バスは東・西・南・北の4路線で運行し、路線バスが走らない地域をカバーする交通ネットワークを形成している。

公共交通機関の利用状況の推移は下表のとおりである。鉄道及び福祉バスの利用者数は横ばいもしくは微増の状況を維持しているが、路線バスの利用者数は年々減少し平成14年度から平成18年度にかけて半減している。平成18年度の減少分が著しいのは、モータリゼーションの進展（1世帯当たりの車の保有台数 1.7台）により利用者が減少した結果、路線バス運行事業者が経営危機に陥り、再建のために路線の廃止や運行数を減便したことなどが大きく影響したものである。

路線バスの運営は困難な状況となっており、市では、生活バス路線の確保のため補助金を交付している状況である。さらに高齢者や児童生徒等、交通弱者の生活交通手段を確保するため福祉バスを運行している。

年度	H14	H15	H16	H17	H18
日向市駅乗降客数	2,484	2,466	2,433	2,537	2,539
路線バス利用者数	2,324	2,163	2,050	1,925	1,113
福祉バス利用者数	17	47	50	52	60

#### (2) 整備改善の必要性

市民及び圏域住民の来街機会を増やすためには、公共交通機関の利便性の向上を図り、「誰もが容易に街へ行ける交通手段」を用意する必要がある。特に今後ますます高齢化が進展するなかでは交通弱者に対する交通手段の確保が重要である。

本市においては圏域全体に及びバス路線の維持や路線バスが走らない地域をカバーする福祉バス事業の充実が必要である。

#### (3) 整備改善の方針

市民及び圏域住民の交通手段の充実を目的に、日向市駅を中心とする交通結節点としての機能強化を図るため、市では、平成19年度から「地域公共交通会議」「市民バス検討委員会」「新交通システム導入検討プロジェクトチーム」を設置し、新たな地域交通システムを導入するための検討作業を進めている。

#### (4) フォローアップの考え方

毎年度末における進捗状況を調査し、中心市街地活性化協議会へ報告する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

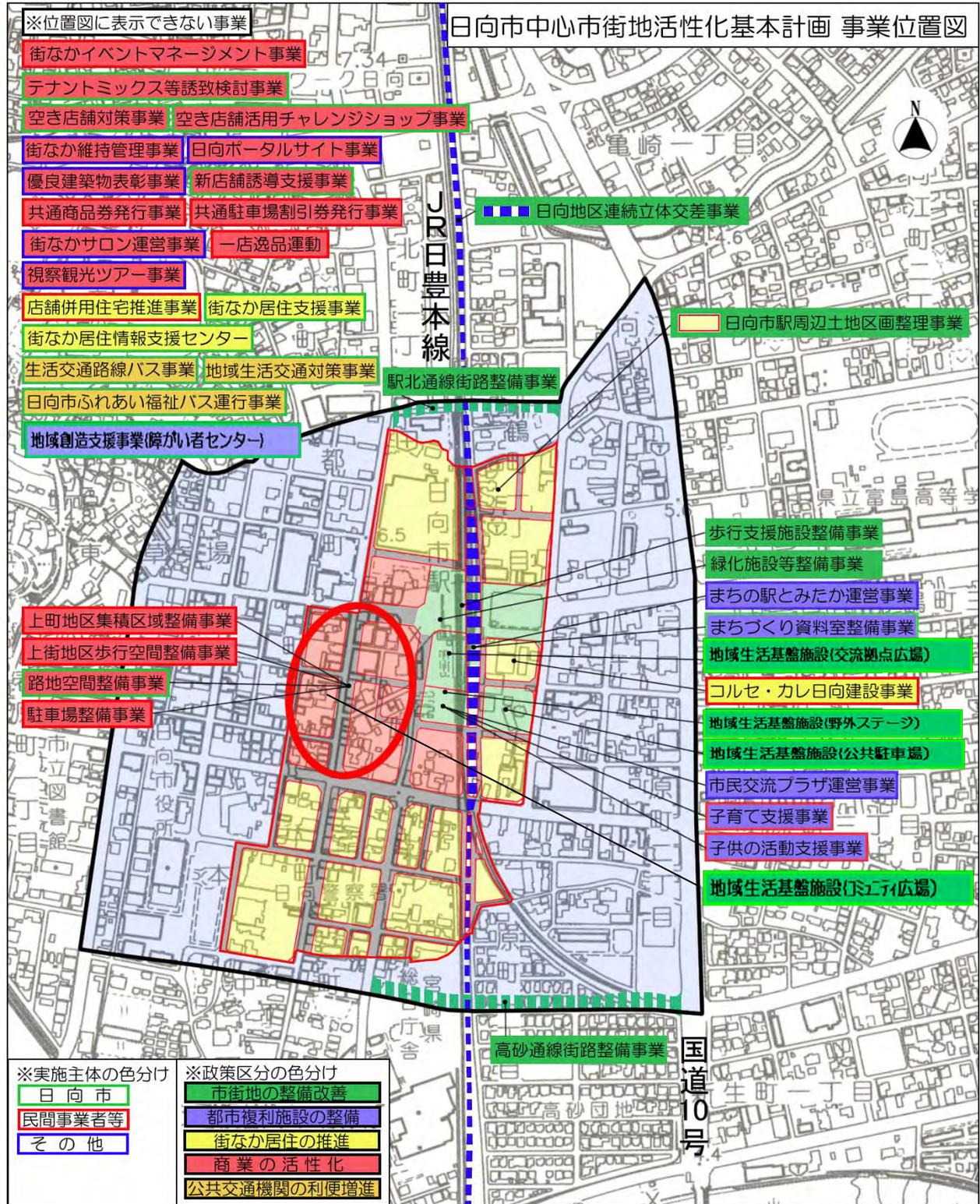
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 生活交通路線バス事業</p> <p>○内容 バス路線維持のため運行事業者に対する補助を行う。</p> <p>○実施時期 H3～</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地へのアクセス性の改善、交通弱者の来街機会の増大のための事業として位置づける。 市民及び圏域住民の来街機会を増やすためには、公共交通機関の利便性の向上を図り、「誰もが容易に街へ行ける交通手段」を用意する必要がある。交通弱者の移動手段を確保するためには、バス路線の維持が重要であり、目標①達成のために必要な事業である。</p> <p>②フォローアップの時期 H20～H25</p>	<p>○措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業補助金 (国土交通省)</p> <p>○実施時期 H20～H25</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 地域生活交通対策事業</p> <p>○内容 コミュニティバスの運行</p> <p>○実施時期 H21～</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地へのアクセス性の改善、交通弱者の来街機会の増大のための事業として位置づける。 来街機会の増大のためには、「誰もが容易に街へ行ける交通手段」を用意する必要がある。路線バスが走らない地域をカバーする事業で、目標①達成のために必要である。</p> <p>②フォローアップの時期 H22～H25</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 日向市ふれあい福祉バス運行事業</p> <p>○内容 ふれあい福祉バスの運行</p> <p>○実施時期 H14～H20</p>	日向市	<p>①位置づけ及び必要性 中心市街地へのアクセス性の改善、交通弱者の来街機会の増大のための事業として位置づける。 来街機会の増大のためには、「誰もが容易に街へ行ける交通手段」を用意する必要がある。路線バスが走らない地域をカバーする事業で、目標①達成のために必要である。 (平成 21 年度より地域生活交通対策事業によるコミュニティバスに移行)</p> <p>②フォローアップの時期 H20 年度～H21 年度</p>	<p>○措置の内容</p> <p>○実施時期</p>	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 庁内における中心市街地活性化推進体制の整備・充実

本市では、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、平成 18 年度から商工港湾課を主管課として、企画課、まちづくり政策課、市街地整備課からなる事務局体制を敷き、平成 18 年 10 月に設置した新中心市街地活性化基本計画策定委員会、同幹事会の運営を担ってきた。

さらに推進体制を充実するため、平成 19 年 4 月、基幹事業である土地区画整理事業と一体となってハード、ソフト両面から中心市街地の活性化対策に取り組むこととし、建設部市街地整備課に中心市街地活性化推進室を設置した。要員は、室長（兼務）以下活性化推進担当 3 人、施設整備担当 5 人の計 9 人である。

#### (2) 新中心市街地活性化基本計画策定委員会・幹事会・ワーキンググループの設置

新たな中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、平成 18 年 10 月 18 日に新中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置した。委員会は、学識経験者として都市計画、経営学、福祉の各分野における大学准教授をはじめ、商工会議所やまちづくり団体、福祉団体、地元住民、商業者、県・市の職員等の多様な機関・団体で構成し、専門的な立場から活性化に対する幅広い意見や提案を求める場とした。

また、委員会の下部組織として商工会議所、各商店会代表、県・市の担当者からなる幹事会を設け、計画内容や事業について具体的に協議する場とし、それぞれの関係機関等との連絡調整を行った。

さらに、住民ニーズ調査や調査に基づく具体的な事業の検討を行うため、まちづくりに関する多様な活動を行っているメンバーによるワーキンググループを設置した。

#### ■日向市中心市街地活性化基本計画策定委員会メンバー

役職	所属（役職）	区分
会長	宮崎大学工学部准教授	学識経験者
委員	宮崎産業経営大学経営学部准教授	学識経験者
〃	九州保健福祉大学社会福祉学部准教授	学識経験者
〃	宮崎県日向土木事務所長	県行政
〃	宮崎県延岡商工労政事務所長	県行政
〃	日向商工会議所会頭	経済界
〃	日向市商店会連合会会長	商業団体
〃	日向市区長公民館長連合会新町地区理事長	地元自治会
〃	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会代表	地域づくり団体
〃	日向市福祉のまちづくりバリアフリー懇話会副会長	福祉団体
〃	日向市ひまわり塾卒業生代表	まちづくり団体
〃	日向市観光協会会長	観光団体
〃	日向市建設部長	市行政
〃	日向市産業経済部長	市行政
オブザーバー	宮崎県都市計画課	県行政
〃	宮崎県地域産業振興課	県行政
〃	宮崎県経営金融課	県行政

### ■日向市中心市街地活性化基本計画策定幹事会メンバー

役職	所属（役職）	区分
幹事長	日向市企画部企画課長	市行政
幹事	宮崎県日向土木事務所道路課長	県行政
//	宮崎県延岡商工労政事務所主任	県行政
//	日向商工会議所専務理事	経済界
//	上町商店街振興組合理事	商業団体
//	本町商店街振興組合理事長	商業団体
//	都町商店会理事	商業団体
//	原町商店会会長	商業団体
//	日向市市民福祉部福祉課長	市行政
//	日向市建設部まちづくり政策課長	市行政
//	日向市建設部市街地整備課長	市行政
//	日向市産業経済部商工港湾課長	市行政
オブザーバー	宮崎県都市計画課	県行政
//	宮崎県地域産業振興課	県行政
//	宮崎県経営金融課	県行政

### ■日向市中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループメンバー

所 属	備 考
宮崎大学工学部准教授	中心市街地活性化基本計画策定委員会会長
NPO 法人こども遊センター代表	街なか子育て支援団体
新町まち育てグループ代表	街なかの管理・運営を考えるまちづくりグループ
日向市男女共同参画社会づくり懇話会会長	男女共同参画社会づくり団体
日向木の芽会会長	木材振興団体
日向市まちづくり 100 人委員会	消費者・教育・文化関係者
街なかハロウィン実行委員長	商業者・地権者
日向商工会議所経営指導員	
まちづくりコンサルタント	住民代表
日向市市街地整備課中心市街地活性化推進室	事務局

### ■委員会・幹事会の開催状況

- 第 1 回委員会・幹事会合同会議（平成 18 年 10 月 18 日）
  - ・改正中心市街地活性化法の概要説明
  - ・委員会、幹事会の設置目的等について説明
- 第 1 回幹事会（平成 18 年 11 月 27 日）
  - ・旧基本計画策定時点での問題点について
  - ・旧基本計画に基づく、これまでの取り組みについて
  - ・新基本計画の基本方針と今後取り組む事業について
- 第 2 回幹事会（平成 18 年 12 月 20 日）
  - ・新基本計画で取り組む事業について
  - ・活性化区域の設定の考え方について
- 第 2 回委員会・幹事会合同会議（平成 19 年 3 月 22 日）
  - ・基本計画素案について説明
  - ・中活本部事前協議の結果について
- 第 3 回委員会・幹事会合同会議（平成 19 年 9 月 25 日）
  - ・基本計画素案の修正案について
- 第 4 回委員会・幹事会合同会議（平成 19 年 12 月 19 日）
  - ・基本計画原案について
  - ・基本計画の申請について

### (3) 中心市街地活性化基本計画のパブリックコメントの実施

平成 19 年 10 月 15 日から 11 月 5 日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の意見聴取を行ったが、特に意見の提出はなかった。

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 日向市中心市街地活性化協議会の設置

日向市中心市街地活性化協議会は、日向商工会議所（法第15条第1項第2号イ該当）及び社団法人日向市観光協会（法第15条第1項第1号イ該当）が中心となり、平成19年11月16日に設立された。

本協議会は、法の趣旨に則り、経済界、商業者、福祉団体、地元自治会、交通事業者、消費者、まちづくり団体、行政機関など多様な関係者で構成され、事務局は日向商工会議所が担う。

### ■ 日向市中心市街地活性化協議会構成員

法的根拠	所 属	役 職
第15条 第1項関係	日向商工会議所（会頭）	会長
	日向商工会議所（専務理事）	
	（社）日向市観光協会（会長）	副会長
	（社）日向市観光協会（常務理事）	
第15条 第4項関係	上町商店街振興組合	
	本町商店街振興組合	
	NPO 法人こども遊センター	
	原町商店会	
	JR 日向市駅	
	宮崎交通延岡自動車営業所日向管理所	
	宮崎県タクシー協会日向支部	
	新町まち育てグループ	
	まちなかハロウィン実行委員会	
	日向市（産業経済部長）	監事
日向市（建設部長）		
第15条第7項関係	日向警察署	
第15条 第8項関係	日向市商店会連合会	
	日向市区長公民館長連合会新町地区	
	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会	
	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	
	日向商工会議所女性会	
	（社）日向青年会議所	
	日向市金融団	監事
	日向農業協同組合	
日向市漁業協同組合		
アドバイザー	日向市中心市街地活性化基本計画策定委員会会長	

## (2) 協議会の開催状況

- ① 設立準備会（平成 19 年 10 月 19 日）
  - ・ 協議会の設立趣旨について
  - ・ 協議会の規約（案）について
  - ・ 協議会の構成について
  - ・ 日向市中心市街地活性化基本計画（案）の説明
- ② 設立総会及び第 1 回協議会（平成 19 年 11 月 16 日）
  - ・ 設立趣旨について説明
  - ・ 規約、役員、事業計画、予算、監事について承認
  - ・ 日向市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について
  - ・ 今後のスケジュールについて
- ③ 第 1 回幹事会（平成 19 年 11 月 26 日）
  - ・ 日向市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について
- ④ 第 2 回協議会（平成 19 年 12 月 5 日）
  - ・ 日向市中心市街地活性化基本計画（案）の修正事項の説明
  - ・ 日向市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見の審議、意見書作成  
「全体として中心市街地を活性化させる計画となっており概ね妥当」とする。
  - ・ 今後のスケジュールについて
- ⑤ 日向市長へ意見書提出（平成 19 年 12 月 13 日）

### (3) 協議会の意見

平成19年12月13日

日向市長 黒木健二様

日向市中心市街地活性化協議会  
会長 日高基秀

#### 日向市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

本市の中心市街地は、古くから日向入郷圏域の生活・文化・交流の拠点として役割を果たしてきましたが、急速な社会構造の変化や都市基盤整備の遅れから居住人口は激減し、郊外大型店の進出や街なかの大型店の閉鎖、撤退などにより空き店舗は増加し、中心市街地の活力は失われてきました。

平成10年度に市は旧法に基づく中心市街地活性化基本計画を作成し、土地区画整理事業を基幹事業として連続立体交差事業、商業集積事業、交流拠点整備事業に取り組んできました。特に昨年12月の鉄道高架化と新日向市駅の完成は、東西市街地の一体的なまちづくりに大きく寄与するものと期待されています。

しかし、まだまだ街に活気もどってきている状況にはなく、今後はハードの整備はもとよりソフト事業の充実が求められ、街なかの賑わい創出は大きな課題であります。

このような状況の中、市において改正中心市街地活性化法の施行に基づく新たな中心市街地活性化基本計画を作成されることは、中心市街地の活性化のみならず日向入郷圏域全体の活性化に大きく貢献するものであり、その取り組みは高く評価されるものです。

今回、中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、日向市中心市街地活性化基本計画（案）についての意見を求められたところではありますが、本協議会としては「全体として中心市街地を活性化させる計画となっており概ね妥当」としました。

計画の実現に向けては、行政、事業者、地域住民等が一体となって事業を推進していくことが重要であり、本協議会としても果たすべき役割を十分に認識した活動を行ってまいります。市においても積極的な支援に努めていただきますよう要望します。

なお、中心市街地活性化に関する個別事業について、次のとおり意見、要望を行いますのでご配慮ください。

#### 記

##### 1. 意見・要望

- (1) 居住人口の増加や商業活性化のための支援策をさらに検討すること。
- (2) 空き店舗活用を進めるための支援策の充実を検討すること。
- (3) 景観に配慮したまちづくりを推進すること。
- (4) 交流施設等の施設整備にあっては、使う者の立場に立った施設とするよう努めること。
- (5) タクシーベイの設置など安心安全な施設づくりを促進すること。
- (6) 日向市駅周辺土地区画整理事業及び商業集積事業の早期完了に務めること。
- (7) 活性化に有効な土地利用への支援に努めること。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

客観的現状分析、ニーズ分析については、P17～P33 を、事業・措置の集中実施については、P56～P80 を参照。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

##### ①日向商工会議所との連携

日向商工会議所は、本市商工業の経営安定・向上のために中心的役割を果たしており、常に市との連携を保ちながら、まちづくりに貢献している。

特に、中心市街地の活性化にあっては、TMO「ひゅうがまちづくり機関」として各種事業計画の策定を行い、また、事業実施にあたっては各種団体、行政との調整役となり、市のパートナーとして欠かせない存在である。

また、平成 19 年 1 月に完成した商工会館の移転新築においては、1 階部分を市民交流空間としての機能を持たせるなど、中心市街地の賑わいづくりにも貢献している。

さらに、本計画の策定にあたっては、(財)宮崎県産業支援財団の平成 19 年度中心市街地商業活性化基金事業助成を受けて、日向入郷圏域住民を対象としたまちづくり見学会やフォーラムを計画するなど、市と連携して中心市街地活性化に向けた気運の醸成に努めている。

##### ②様々な主体との連携

本市では、事業の推進に伴い中心市街地の活性化に対する機運が高まり、市民による様々なまちづくり支援団体が組織され、市民協働によるまちづくりを実践してきた。

今後も、基本目標の 1 つである「市民協働による持続可能なまちづくり」を継続していく。

※P90. 11-[1]-(1)-2) 中心市街地の活性化に対する認識の高まりとともに市民によって組織されたまちづくり支援団体の活動参照。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市の人口推移をみると、他の多くの都市と同様に人口減少・少子高齢社会となることが推測される。それと同時に都市を構成する世代は、必然的に高齢者が増加することとなる。

よって、公共公益施設、医療施設及び福祉施設等の都市機能の無秩序な拡散を防止すること及び都市の既存ストックを有効活用しながら、多様な都市機能がコンパクトに集積する適正な立地誘導が不可欠と考えられる。

本市においては1-[3]-(1)-4)公共施設等の分布状況(P18)及び中心市街地要件の第1号要件(P42)に記載しているとおり、主要な都市機能が集積されていることが分かる。

本市におけるコンパクトで持続可能な中心市街地の形成を図るためには、不足している大型集客施設や居住施設などを誘導・集積させることが必要と考えられる。

そのための施策として、郊外部においては市街化の外延化の防止や土地利用規制を行い、また中心市街地においては必要に応じインセンティブの付与を検討するなど民間開発や商業施設の立地誘導を図る。

### [2] 都市計画手法の活用

本市の都市機能の配置及び土地利用誘導のための用途地域の設定は昭和39年に指定された。また、昭和40年代前半には現国道10号がバイパスとして新設され、沿線の土地利用は緩衝帯として準工業地域に指定された。

その後、国道10号沿線や準工業地域内の大型工場等の移転・撤退により、大規模な未利用地が発生したため、大規模集客施設の立地が誘発されたと考えられる。

このことから、本市では中心市街地の活性化に影響を与える準工業地域内の大規模集客施設の立地を規制することとした。

日向延岡新産業都市計画区域における日向地区において、10,000㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区」を、平成20年2月1日付けで都市計画決定し、同日、建築条例を施行した。

特別用途地区の都市計画決定及び建築条例の内容

1. 地区の種類：大規模集客施設制限地区
2. 位置及び区域：都市計画区域内の全ての準工業地域
3. 面積：約228ha
4. 施行日：平成20年2月1日

### [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

#### ■ 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

施設名	敷地面積(m <sup>2</sup> )	床面積(m <sup>2</sup> )	構造等	開閉店年	現況
トライアル	7712.49	33214.20	鉄筋コンクリート造陸屋根 8階建	平成15年4月開店	営業中
日向大丸	697.21	2572.75	鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建	平成11年12月閉店	空き店舗

空き店舗については、まちづくり交付金を活用した助成を行い、経営の機会を与えるなど、商店会と連携して商業施策を展開する。

#### ■ 公共施設等の概要<1-[3]-(1)-4)公共施設等の分布状況 P18 参照>

分類	施設名	施設規模 (延床面積)	設置年	所在エリア
行政施設等 (庁舎、事務所等)	日向市役所	8421.00	昭和39年築	中心市街地
	日向警察署	1116.90	昭和42年築	中心市街地
	日向保健所	1450.47	平成7年築	中心市街地隣接
	日向公共職業安定所	652.60	平成3年築	中心市街地隣接
	日向市消防署	2041.00	昭和61年築	中心市街地隣接
	日向法務総合庁舎	1500.00	平成10年築	中心市街地隣接
	宮崎県総合庁舎	1251.50	昭和56年築	中心市街地隣接
	日向簡易裁判所	371.00	昭和47年築	中心市街地隣接
教育文化施設 (図書館等)	放送大学宮崎地域学習センター	883.40	平成8年築	中心市街地
	日向市体育センター	2199.00	昭和45年築	中心市街地
	日向市勤労青少年ホーム	1396.00	昭和46年築	中心市街地
	富高幼稚園	—	—	中心市街地
	日向市立富高小学校	—	—	中心市街地隣接
	宮崎県立富島高等学校	—	—	中心市街地隣接
	日向カトリック幼稚園	—	—	中心市街地隣接
	日向市立図書館	908.52	平成9年築	中心市街地隣接
	日向市文化交流センター	6271.00	平成2年築	中心市街地隣接
	日向市中央公民館	3081.79	昭和56年築	中心市街地隣接
金融機関 (銀行、郵便局等)	銀行等 5箇所	—	—	中心市街地
	銀行等 5箇所	—	—	中心市街地隣接
医療施設 (病院、診療所)	病院等 6箇所	—	—	中心市街地
	病院等 12箇所	—	—	中心市街地隣接
その他	日向市駅	496.32	平成18年築	中心市街地
	日向商工会議所	1101.32	平成19年築	中心市街地

### [4] 都市機能の集積のための事業等

本市では、中心市街地の活性化を目指して土地区画整理事業、連続立体交差事業、商業集積事業の3事業を一体的に進め、さらに駅周辺において交流拠点整備事業を実施している。また、街なかへのアクセス性の向上を図るため、街路事業に着手し公共駐車場を整備する予定である。これらの事業を実施することにより一層の都市機能の集積を図ることとしている。

## 1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### (1) 事業遂行のために実施した実践的・試行的な活動の内容、結果など

##### 1) 街なか交流の一環として運営された街なかサロン事業

「まちかど交流くらぶ きてん」

日向商工会議所が中心市街地において実施する事業として平成 12 年度に開設され、来街者の憩いの場、街なかの交流施設として、多くの市民に利用されてきた。

環境問題に取り組んだ空き缶回収機と高齢者集客のための健康器具の設置が好評で、インターネット利用者等を含め、年間 1 万人以上の利用客を集めてきた。

平成 16 年度からは、新しい試みとして若い主婦層で構成される NPO 法人こども遊センターと商店街が連携し、子育て支援を中心とした街なか子育て広場「たんぼぼきっす」を開設するなど市民参加型の新しい商店街活性化事業にも取り組んできたところである。

平成 19 年 1 月の商工会館のオープンにあわせて 1 階の市民交流プラザ内に移転、施設内容を変更し現在に至っている。



まちかど交流くらぶ きてん



空き缶回収機

#### 2) 中心市街地の活性化に対する認識の高まりとともに市民によって組織されたまちづくり支援団体の活動

本市では旧基本計画策定を機に中心市街地の活性化に対する認識が高まり、市民による様々なまちづくり支援団体が組織され、市民協働によるまちづくりに参画している。

主なまちづくり支援団体

##### □ 新町まち育てグループ

日向市駅周辺街なみ景観づくり協議会から発展する形で平成 17 年に設置された協議会であり、ソフト面の活動をしていくことで持続的かつ魅力的な都市空間の形成に寄与することを目的としている。商店街関係者、事業協同組合関係者、ひゅうがまちづくり機関関係者によって構成され、現在は 15 名の推進委員により、街なかイベントへの主催及び参加、「まち育ニュース」の発行、街なかの維持管理に関する検討等幅広く活動している。

### □ 日向市駅周辺地区景観研究会

日向市駅周辺街なみ景観づくり協議会から発展する形で平成17年に設置された協議会であり、都市計画で定められた地区計画を基本として事業着手する街区の街なみ景観に対する助言や指導を行いながら、「街なみ景観の保全」に関する方策を検討・研究することを目的としている。建築士、地区代表者、ひゅうがまちづくり機関、造園緑地協会及び市から合計13名の委員で構成されている。

研究会の主なテーマとしては、景観基本計画を念頭に置いた地区計画の改善・修正、商業集積整備予定街区の「街区の申し合せ事項」に関する助言・指導、優良建築物賞事業の実施に関する検討等が挙げられ、日向市駅周辺地区の街なみ景観に関する事項について全般的な研究・提言活動を行っている。

### □ こどもまち育て隊

中心市街地の活性化につなげるため、街の使い方の学習・研究や駅周辺の清掃美化活動などを通じて、「自分たちのまち」に対する愛着心を育むとともに、子供達の視点や発想をまちづくりに活かそうと発足した。NPO法人「こども遊センター」が主宰するもので、街なかハロウィン等の街なかイベントへの参加や中心市街地の清掃などのボランティア活動を行っている。



## 3) 中心市街地活性化に対する啓発事業について

### まちづくり課外授業

本市では、中心市街地活性化事業の一環として、次世代を担う子供たちにまちづくりへの関心を持ってもらい、「自分たちの街、中心市街地」に対する愛着心を育てることを目的に、「まちづくり課外授業」を実施している。まちづくりを教育の場にまで広げた新しい試みであり、大学教授の授業や第1線で活躍しているデザイナーの皆さんとのふれあい等子供たちにとって貴重な経験となっている。毎回、子供たちのなかに大きな成果を残しており、教育関係者の皆さんからも高い評価を得ている。

## □ まちづくり活性化塾・移動式夢空間

実施日時：平成16年10月～平成17年1月 全8回

対象：日向市立富高小学校 6年生 3クラス 91名

講師： 南雲 勝志 氏 ナグモデザイン事務所  
若杉 浩一 氏 (株)内田洋行 テクニカルデザインセンター デザイナー  
千代田 健一 氏 (株)内田洋行 テクニカルデザインセンター デザイナー  
特別 篠原 修 氏 政策研究大学院大学教授  
ゲスト 内藤 廣 氏 東京大学大学院教授

### 内容

日向のまちに自分たちの夢や想いを実現するため、実際に形になるものをクラスの共同作業で考え作ってみる。実際には、街なかの祭りやイベントで自分たちや街の人たちが一緒に楽しく過ごせる屋台を地場産の杉を使って作ることにした。

具体的には、

- ・街の状況や、杉山、製材所を見学して現状を把握する。
- ・15のグループに分かれ、アイデアを出し合い、スケッチを描き模型を作る。
- ・最終的にクラス毎の案にまとめ、「日向木の芽会」の協力の下に現物を製作する。
- ・製作した屋台を実際に街で使って、使い方やできばえを確認する。
- ・製作した屋台を街なかイベントや祭り等に使用しまちづくりに貢献する。

というような経過をたどって課外授業は実施され、参加した全ての人の涙のうちに感動的なフィナーレを迎えた。

作成された屋台はグッドデザイン賞（財団法人 日本産業デザイン振興会 2005年度 新領域デザイン部門）を受賞した。日向市に寄贈され、街なかイベントなどあるごとに大活躍している。



## 4) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する社会実験

本市の中心市街地では、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めている。道路や広場を施工するに当たって使用する縁石の構造や誘導ブロックのタイプを決定するため、一般市民や障がい者の皆さんに体験してもらった社会実験を実施した。



## 〔2〕都市計画との調和

### （1）新しい日向市総合計画との整合

平成19年3月に、「市民との協働」「地域力の活用」を基本理念に策定した新しい日向市総合計画では、「中心市街地の活性化を図るため、市民協働によるまちづくりを推進し、新駅施設等の社会資本や文化・歴史などの地域特性を活かした日向入郷圏域の顔にふさわしい街なかの整備を行うとともに、暮らしに必要な都市機能が集約された、効率的で持続可能な「コンパクトシティ」の実現に向けた整備を行い、高齢者も含めた多くの人々にとって暮らしやすいまちづくりを推進していく必要がある。」としている。

#### ■将来像

中心市街地においては、日向入郷圏域の顔としての整備が進み、暮らしに必要な都市機能が近接した効率的で持続可能な「コンパクトシティ」が形成され、交流人口・定住人口の増加により活気に満ち溢れている。

#### ■施策の展開

##### V-3 にぎわいと活気に満ちた中心市街地の形成

##### V-3-(1) 交流拠点となるコンパクトシティの形成

① 交流拠点となる街なかの整備

② 街なか居住の促進

③ 市民協働によるまちづくりの推進

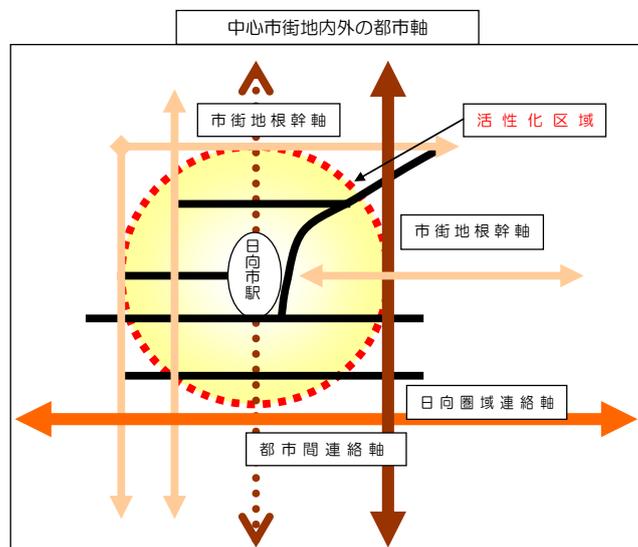
### （2）宮崎県都市計画区域マスタープランとの整合

宮崎県都市計画区域マスタープラン(平成16年3月策定)では、日向市駅周辺地区を、都市計画法における「商業地域」又は「近隣商業地域」のうち、都市計画マスタープランに規定する「中心商業業務地」として位置付けている。

### （3）日向市都市計画マスタープランとの整合

日向市都市計画マスタープラン(平成14年3月策定)は、中心市街地活性化法及び都市計画法の改正趣旨を踏まえ見直し作業中であり、都市の高度土地利用の観点から中心市街地の活性化を戦略的に盛り込むこととする。

また、都市交通においては、中心市街地と郊外部との連絡を円滑に行うために、主要幹線道路等における交通機能の役割を明確に行い、人・物がスムーズに流れるように交通体系の見直しを図る。



### [3] その他の事項

#### (1) 宮崎県との連携について

本市では、基本計画を策定するにあたり「中心市街地活性化基本計画策定委員会」及び「同幹事会」を設けているが、日向土木事務所及び延岡商工労政事務所から委員、幹事として、県都市計画課、地域産業振興課、経営金融課からオブザーバーとしての参加を頂いている。また、実際の事業実施においても商業集積事業におけるアドバイス等常に連携を図りつつ事業を進めている。

#### (2) 環境等への配慮について

中心市街地の活性化を図る上においても、環境に配慮した持続可能な社会の実現が重要である。本市では、「木を活かしたまちづくり事業」を推進することにより地球温暖化防止に向けた循環型社会への貢献を目指すなど、環境に対する十分な配慮を念頭に各種事業を実施していく。

##### □ 環境面から見た「木を活かしたまちづくり」への取組

本市では、「木を活かしたまちづくり」を進めている。街なかにかできる限り多くの木材を使用することは、街に優しさやぬくもりの空間を創り出すだけでなく、環境面から見ても地球温暖化の防止対策につながるなど非常に有効な手段である。

木材は鉄骨などに比べ製造時におけるエネルギー消費が少なく（木造に比べ、鉄骨造で2.9倍、RC造で4.2倍）、住宅等の建築時におけるCO<sub>2</sub>の排出削減が可能である。

また、都市はもう1つの森林といわれるように、建築材として木を活用することによりCO<sub>2</sub>の固定化が図られる。都市においてできる限り二酸化炭素を固定し、植林によって新たなCO<sub>2</sub>の吸収を促す循環型社会の構築によって地球温暖化防止に寄与するものである。

本市ではISO事業の一環として、日向市駅周辺地区をはじめとする土地区画整理事業に伴う建築行為によって固定化される二酸化炭素量に年間目標を定め、目標に対する達成度を把握している。

#### (3) ユニバーサルデザインへの配慮について

活性化目標の1つである「誰もが安心して暮らせる、便利でコンパクトなまちづくり」を達成するためには、住民や来街者の利便性・快適性等を向上させる必要がある。そのために、実施される各種事業においては、ユニバーサルデザインに配慮しながら事業を推進する。

特に交流の拠点である駅周辺施設については、日向市障害者団体連絡協議会の皆さんに実際に使ってもらおう形で社会実験を行いながら整備を進めている。

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標に記載 (P34～P39 及び P46～P55 参照)
	認定の手続	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載 (P82～P87 参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載 (P40～P45 参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載 (P82～P87 参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載 (P88～P89 参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載 (P90～P94 参照)
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. に記載 (P56～P81 参照)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載 (P46～P55 参照)
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. に記載している各事業ごとの「実施主体」に記載 (P56～P81 参照)
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. に記載している各事業ごとの「実施時期」に記載 (P56～P81 参照)